IFRS第9号 第6章 ヘッジ会計 結論の根拠

目 次

	開始する項
結論の根拠	
IFRS 第 9 号「金融商品」	
はじめに	BCIN.1
範 囲····································	BC2.1
認識及び認識の中止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
金融資産の認識の中止	······BCZ3.1
企業が金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利	利を保持するが、
受取人にキャッシュ・フローを支払う契約上の義務を引き受け	ナる取決めBC Z3.14
認識の中止の要件を満たさない譲渡	······BCZ3.25
譲渡資産に対する継続的関与	······BCZ3.27
2010年10月公表の改善された開示要求	BC3.30
分 類 ······	BC4.1
金融資産の分類	BC4.1
金融負債の分類	BC4.46
金融資産又は金融負債を純損益を通じて公正価値で測定するっ	ものとして
指定する選択肢 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	······BCZ4.54
組込デリバティブ	BC4.83
分類変更 ······	
測 定 ······	······BCZ5.1
利得及び損失	
ヘッジ会計	
ヘッジ会計の目的 ····································	
ヘッジ手段	
ヘッジ対象	
ヘッジ会計の適格要件 ····································	
適格ヘッジの会計処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
週俗へッシの芸計処理 ····································	
クレジット・デリバティブを利用した信用リスクのヘッジ …	······· BC6.347

発効日及び経過措置	······BC7.1
発効日	·····BC7.1
IFRS 第9号の強制発効日——2011年11月	····· BC7.9A
2012年●月に IFRS 第9号に追加された要求事項 ····································	·····BC7.9F
2009年11月公表の IFRS 第9号に関する経過措置 ······	·····BC7.10
移行時の開示	·····BC7.24
2010年10月に IFRS 第9号に追加された要求事項に係る経過措置 ············	·····BC7.26
保険に関する移行上の論点	······BC7.30
IAS 第39号から IFRS 第9号への移行に関する開示——2011年11月	·····BC7.34A
2012年●月公表の IFRS 第9号に関する経過措置····································	·····BC7.35
全般事項 ······	·····BCG.1
2009年公表の公開草案からの主要な変更点の要約	·····BCG.1
2010年公表の公開草案からの主要な変更点の要約	·····BCG.2
コスト・ベネフィットの考慮	BCG.3

付 録

他の IFRS に関する結論の根拠の修正 反対意見

結論の根拠

IFRS 第 9 号「金融商品」

この結論の根拠は IFRS 第9号に付属しているが、その一部を構成するものではない。

当審議会は、IFRS 第9号により IAS 第39号「金融商品:認識及び測定」の全体を置き換える予定である。2003年の公表時に IAS 第39号には、その時点で設立されていた当審議会が同基準の結論のいくつかに至る際の考慮事項を要約した結論の根拠が付属していた。その結論の根拠は、その後、同基準への修正を反映するために更新された。当審議会は、便宜のため、IFRS 第9号に関する結論の根拠に、当審議会が再検討しなかった事項を論じた IAS 第39号に関する結論の根拠の内容を組み込んだ。その内容は BCZ で始まる番号を付した項に記載している。それらの項では、IFRS への相互参照を更新するとともに、必要な軽微な編集上の修正が加えられている。2003年及びその後に一部の審議会メンバーが IAS 第39号やその後の修正に反対しており、彼らの反対意見の中には IFRS 第9号に引き継がれた要求事項に関するものがある。それらの反対意見は IAS 第39号に関する結論の根拠の後に掲載している。

当審議会がIFRS第9号に関する自らの結論に至る際の考慮事項を説明した項には、BCで始まる番号を付している。

「フレームワーク」への参照は、IASB が 2001 年に採用した IASC の「財務諸表の作成及び表示に関する枠組み」に対するものである。2010 年 9 月に、IASB は「フレームワーク」を「財務報告に関する概念フレームワーク」に置き換えた。

はじめに

- BCIN.1 この結論の根拠は、国際会計基準審議会が IFRS 第 9 号「金融商品」を開発した際の検 計事項をまとめている。議論での重点の置き方は、個々の審議会メンバーにより異なる ものであった。
- BCIN.2 当審議会は、財務諸表利用者にとっての金融商品に関する情報の目的適合性と理解可能性を高めるために金融商品の会計処理の要求事項を改善する必要性を認識してきた。世界的な金融危機を踏まえたそのニーズへの緊急の必要性に対応して、当審議会は IAS 第39号「金融商品:認識及び測定」をできるだけ速やかに置き換えることを決定した。迅速に進めるため、当審議会は本プロジェクトをいくつかのフェーズに分割した。このアプローチを採用する際に、当審議会は、本プロジェクトと他のプロジェクト(特に、保険契約に関するプロジェクトのフェーズ II)との時期の相違により生じるおそれのある困難を認識した。(BC7.2 項(b)、BC7.4 項及び BC7.30 項から BC7.34 項では、保険契約に関する論点を議論している。)

- BCIN.3 IFRS 第9号は金融商品の会計処理を扱う新しい基準である。当審議会は IFRS 第9号 を開発するにあたり、2009年7月に公表した公開草案「金融商品:分類及び測定」に対するコメントを検討した。
- BCIN.4 当該公開草案は、IAS 第39号の範囲内のすべての項目に関する提案を含んでいた。しかし、一部のコメント提出者は、当審議会に、金融資産の分類及び測定に関する提案を確定させる一方、金融負債に関する現行の要求事項(組込デリバティブ及び公正価値オプションに関する要求事項を含む)を、当審議会が金融負債に関する論点をもっと十分に考慮し議論するまで維持すべきだと述べた。それらのコメント提出者は、当審議会は世界的な金融危機により金融商品に関するプロジェクトを加速化したのであり、金融負債よりも金融資産の会計処理に重点があったと指摘した。彼らは、金融負債の分類及び測定に関する要求事項を確定させる前に、金融負債に関する論点を当審議会はもっと十分に検討すべきだと提案した。
- BCIN.5 当審議会はそれらの懸念に留意し、その結果、2009年11月に IFRS 第9号の第1章(金融資産の分類及び測定を扱っている)を確定させた。当審議会の考えでは、分類及び測定に関する要求事項は金融商品に関する財務報告基準の基本となるものであり、関連する事項(例えば、減損及びヘッジ会計)に関する要求事項はそれらの要求事項を反映しなければならない。さらに、当審議会は、金融危機において生じた適用上の問題の多くは、IAS 第39号に従った金融資産の分類及び測定に関するものであることに留意した。
- BCIN.6 したがって、金融負債(デリバティブ負債を含む)は IAS 第39号の範囲内に含めたままとした。このような道筋を採ることにより、当審議会は金融負債の会計処理(自己の信用リスクの変動の会計処理をどのように扱うのが最善なのかなど)に関する追加的なフィードバックを得ることができた。
- BCIN.7 IFRS 第9号の公表直後に、当審議会は金融負債の分類及び測定に関するフィードバックを収集するため広範囲のアウトリーチ・プログラムを開始した。当審議会は、金融商品ワーキンググループ (FIWG) 並びに利用者、規制当局、作成者、監査人その他さまざまな地域にまたがる広範囲の業界の人々から情報と意見を入手した。当審議会が受け取った主なメッセージは、IAS 第39号の金融負債の分類及び測定に関する要求事項は全般的にうまく機能しているが、負債の信用リスクの変動の影響は、当該負債が売買目的で保有されている場合を除いて、純損益に影響させるべきではないというものであった。受け取ったフィードバックの結果として、当審議会は、金融負債の分類及び測定についての IAS 第39号の要求事項のほとんどすべてを維持し、IFRS 第9号に引き継ぐことを決定した (BC4.46項から BC4.53項参照)。
- BCIN.8 このような道筋を採ることにより、信用リスクの問題は大部分の負債については生じず、公正価値オプションにより指定された金融負債に関してのみ残ることとなる。した

がって、2010年5月に、当審議会は公開草案「金融負債に関する公正価値オプション」 を公表し、公正価値オプションにより指定された負債の信用リスクの変動をその他の包 括利益に表示することを提案した。当審議会は、当該公開草案へのコメントを検討し、 2010年10月に IFRS 第9号に追加された要求事項を確定した。

BCIN.9 当審議会は、金融商品に関するプロジェクトをすみやかに完了させることを公約している。当審議会は、金融商品に関する IFRS と米国の一般に認められる会計原則 (US GAAP) との比較可能性を増大させることも公約している。

ヘッジ会計

- BCIN.10 2010年12月に、当審議会は公開草案「ヘッジ会計」を公表した。当該公開草案は、ヘッジ会計の目的を含んでおり、それは、会計をリスク管理により密接に一致させ、ヘッジ手段の目的及び効果に関する有用な情報を提供することを目指すものであった。また、次のことに関する要求事項も提案していた。
 - (a) どのような金融商品がヘッジ手段としての指定に適格か
 - (b) どのような項目 (既存の又は予想される) がヘッジ対象としての指定に適格か
 - (c) 目的ベースのヘッジ有効性の評価
 - (d) 企業がどのようにヘッジ関係を会計処理すべきか(公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ又は在外営業体に対する純投資のヘッジ(IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」で定義))
 - (e) ヘッジ会計の表示及び開示
- BCIN.11 公開草案の公表後に、当審議会は、ヘッジ会計の提案に対するフィードバックを収集するために広範なアウトリーチ・プログラムを開始した。当審議会は、情報及び意見をさまざまな関係者から得た。利用者、作成者、財務担当者、リスク管理の専門家、監査人、基準設定主体、さまざまな地域の幅広い業種からの規制当局者からである。
- BCIN.12 当審議会のアウトリーチ活動への参加者からの意見は、おおむね公開草案に対するコメントレターにおける見解と整合的であった。当審議会は、会計をリスク管理により密接に一致させるという目的について強い支持を受けた。しかし、多くの人々が、公開草案で提案された基本的な変更点のいくつかについて一層の明確化を当審議会に求めた。
- BCIN.13 当審議会は、2012 年●月に IFRS 第 9 号に追加したヘッジ会計に関する要求事項を確定する際に、公開草案に対するコメントレターにおける回答及びアウトリーチ活動の間に受け取った情報を考慮した。

ヘッジ会計(第6章)

ヘッジ会計の目的

- BC6.1 ヘッジ会計は、IFRS における通常の認識及び測定の要求事項の例外である。例えば、IAS 第39号のヘッジ会計のガイダンスは次のことを認めている。
 - (a) そうでなければ認識されない項目の認識(例えば、確定約定)
 - (b) 通常要求される測定基礎とは異なる基礎での項目の測定(例えば、公正価値ヘッジのヘッジ対象の測定の調整)
 - (c) キャッシュ・フロー・ヘッジに係るヘッジ手段の公正価値変動のその他の包括利益 での繰延べ。こうした公正価値変動は、ヘッジ会計がなければ純損益に認識される はずのものである(例えば、可能性の非常に高い予定取引のヘッジ)。
- BC6.2 当審議会は、ヘッジ会計は例外ではあるが、多くの場合、ヘッジ会計を適用しない通常の要求事項でもたらされる情報は、有用な情報を提供しないか又は重要な情報を省略することになってしまうことに留意した。したがって当審議会は、ヘッジ会計は維持すべきであると結論を下した。
- BC6.3 当審議会の考えでは、ヘッジ会計を首尾一貫して適用するには、企業がどのような場合に、またどのような方法で次のことを行うべきなのかを示す目的が必要となる。
 - (a) IFRS における一般的な認識及び測定の要求事項を覆すこと(すなわち、企業はどのような場合にどのような方法でヘッジ会計を適用すべきか)
 - (b) ヘッジ関係の有効部分と非有効部分を認識すること(すなわち、利得及び損失をどのような場合にどのような方法で認識すべきか)
- BC6.4 審議中に当審議会は、ヘッジ会計についての 2 つの考えられる目的を検討した。企業が 次のことを行うべきだというものである。
 - (a) 企業のリスク管理と財務報告との間の関連を示す。ヘッジ会計はヘッジ手段の背景 を伝え、それによりそれらの目的と効果についての理解が得られる。
 - (b) デリバティブ (又は他のヘッジ手段) の会計処理とヘッジ対象の会計処理との間の 認識及び測定上の不合理を最小限にし、キャッシュ・フロー・リスクを最小限にす るために使用されたデリバティブであるヘッジ手段に係る利得又は損失の認識の時 期をうまく取り扱う。
- BC6.5 しかし、当審議会は両方の目的を棄却した。当審議会は、企業のリスク管理と財務報告

とを結び付けるという目的は大まかすぎると考えた。リスク管理活動とは何を指しているのかが十分に明確ではない。反対に、当審議会は、会計上の不合理に焦点を当てた目的では狭すぎると考えた。これでは、ヘッジ会計がなぜ行われているかではなく、ヘッジ会計の仕組みに焦点を当てることになる。

- BC6.6 したがって、当審議会は、この2つの目的の要素を組み合わせた目的を使用することにした。当審議会は、提案しているヘッジ会計の目的案は、企業のリスク管理活動に焦点を当てた原則主義のアプローチの一般的な表現を反映していると考えている。さらに、この目的は、財政状態計算書及び包括利益計算書にも焦点を当て、それによりリスク管理活動に関連した個々の資産及び負債がそれらの計算書に与える影響を反映している。これは、企業はヘッジ会計を適用するヘッジ手段の目的及び効果についての有用な情報を提供すべきであるという当審議会の意図を反映したものである。
- BC6.7 当審議会は、企業のリスク管理活動がヘッジ会計の目的の中心であるが、企業がヘッジ 会計を達成するのはすべての適格要件を満たした場合のみであることにも留意した。
- BC6.8 公開草案に対するコメント提出者のほぼ全員が、当審議会のアウトリーチ活動への参加者とともに、公開草案で提案したヘッジ会計の目的を支持した。

オープンポートフォリオ

- BC6.9 実務上、リスク管理は、リスク・エクスポージャーの評価を継続的にかつポートフォリオのレベルで行うことが多い。リスク管理戦略は、エクスポージャーをヘッジする計画対象期間(例えば、2 年間)を設けることがよくある。したがって、時が経過するにつれて、新たなエクスポージャーがヘッジ対象ポートフォリオに連続的に加えられていき、他のエクスポージャーはそこから除去される。
- BC6.10 オープンポートフォリオのヘッジは、こうしたヘッジの会計処理に複雑性を持ち込む。 それらを一連の短期のクローズドポートフォリオのように扱う(すなわち、以前のクローズドポートフォリオの項目について定期的に指定を取消し、改訂後のクローズドポートフォリオの項目について新たなヘッジ関係を指定する)ことで変化に対応することが考えられる。しかし、これは追跡作業、ヘッジ調整の償却、その他の包括利益に繰り延べた利得又は損失の振替に関する複雑性を生じさせる。さらに、こうした会計処理を、エクスポージャーをリスク管理の観点から見る方法(ヘッジのポートフォリオをもっと頻繁に(例えば、毎日)見直す場合もある)と合致させることは実務上可能ではない。
- BC6.11 クローズドなヘッジ対象ポートフォリオとは、当該ポートフォリオの中の項目の追加、 除外又は入替えが、それぞれの変更を新しいポートフォリオ(又は新しい階層)への移 行として処理することによってしかできないヘッジ対象ポートフォリオである。ヘッジ 関係により、開始時点で、その特定のヘッジ関係を構成するヘッジ対象が特定される。

- BC6.12 当審議会は、オープンポートフォリオ又は「マクロ」へッジ(すなわち、ポートフォリオを合算したレベルでのヘッジ)を公開草案の一部としては取り扱わないことにした。 当審議会は、ヘッジ会計を、総額又は純額のポジションを構成する項目グループのうち、 当該ポジションを構成する項目が特定の全体の項目グループに含まれているものの文脈でのみ考慮した。 BC6.305 項から BC6.345 項を参照のこと。
- BC6.13 したがって、金利リスクのポートフォリオ・ヘッジの公正価値ヘッジ会計については、 公開草案では IAS 第 39 号の要求事項の置換えを提案しなかった。
- BC6.14 当審議会は、金融機関及び金融セクター以外の企業から、企業が動的なリスク管理戦略を使用する状況を扱うことが重要だというフィードバックを受けた。金融機関は、彼らのエクスポージャーの中にはオープンポートフォリオの状況でしかヘッジ会計に適格とならないかもしれないもの(例えば、利息の付かない要求払預金)があるため、これが重要だとも指摘した。
- BC6.15 当審議会は、これは十分な調査と関係者からのインプットを必要とする複雑なトピックであることに留意した。したがって、当審議会は、マクロヘッジの会計処理を、ディスカッション・ペーパーの公表を目的としたアクティブ・アジェンダの一部として別個に審議することを決定した。当審議会は、これにより IFRS 第9号をより迅速に完成させることが可能となり、新たな「一般」ヘッジ会計の要求事項を IFRS 第9号の一部として利用可能にできることに留意した。当審議会は、マクロヘッジに関するプロジェクトの間は、従前の IFRS における「マクロ」ヘッジ会計の現状がおおむね維持されることとなり、企業はその間に現状より不利な状態にはならないことにも留意した。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した持分投資に係る ヘッジ会計

- BC6.16 IFRS 第 9 号に従って、企業は当初認識時に、資本性金融商品に対する一部の投資の公正価値の事後的変動をその他の包括利益に表示するという取消不能の選択ができる。こうした金融商品についてその他の包括利益に認識した金額は、純損益への振替をしない。しかし、IAS 第 39 号では、ヘッジ関係を、ヘッジすべきエクスポージャーが純損益に影響を与える可能性のある関係と定義していた。したがって、企業は、ヘッジされるエクスポージャーがその他の包括利益に影響を与えるがその他の包括利益から純損益への振替がない場合には、ヘッジ会計を適用できない。そのような振替のみが、ヘッジされるエクスポージャーが最終的に純損益に影響を与える可能性があることを意味するものとなるからである。
- BC6.17 公開草案について、当審議会は、公正価値ヘッジの定義を修正して、ヘッジされるポートフォリオが影響を与える可能性があるのが、純損益のみではなく、純損益又はその他の包括利益のいずれかであると記述するようにすべきかどうかを検討した。しかし、当

審議会には、ヘッジ手段の公正価値変動とヘッジされるリスクに起因するヘッジ対象の価値の変動とを対応させる仕組みに関して懸念があった。さらに、当審議会は、関連するヘッジ非有効部分の会計処理方法についても懸念した。これらの懸念に対処するため、当審議会は代替的なアプローチを検討した。

- BC6.18 当審議会は、ヘッジされるリスクに起因するヘッジ対象の価値の変動がヘッジ手段の公正価値の変動よりも大きい場合に、ヘッジ非有効部分をその他の包括利益に残すべきかどうかを検討した。このアプローチは次のような結果となる。
 - (a) その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した持分投資の公正 価値変動を純損益に振り替えないという当審議会の分類及び測定 (IFRS 第 9 号の 第 1 フェーズ) における決定と整合するが、
 - (b) ヘッジ非有効部分を純損益に認識するというヘッジ会計の原則には反する。
- BC6.19 その反対に、ヘッジ非有効部分を純損益に認識することとした場合には、
 - (a) ヘッジ非有効部分を純損益に認識するというヘッジ会計の原則と整合するが、
 - (b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして会計処理する資本性金融 商品に対する投資に係る利得又は損失を、その他の包括利益から純損益に振り替え ることを禁止していることと矛盾する。
- BC6.20 したがって、公開草案では、当審議会は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性金融商品に対する投資のヘッジ会計は禁止することを提案した。現行のヘッジ会計の枠内では達成できないという理由からである。別の枠組みを導入するのは複雑性を増すこととなる。さらに、当審議会は、新たな例外(すなわち、その他の包括利益と純損益との間の振替は行わないという IFRS 第9号の原則に反するか、又はヘッジ非有効部分を純損益に認識するという原則に反する)を、資本性金融商品に対する投資の会計処理への現行の例外措置(すなわち、それらの投資をその他の包括利益を通じて公正価値で測定する選択肢)の上に、加えたくはなかった。
- BC6.21 しかし、当審議会は、資本性金融商品に対する投資からの配当は純損益に認識されることに留意した。したがって、このような投資からの予定配当は適格なヘッジ対象となり得る(ヘッジ会計のすべての適格要件を満たした場合)。
- BC6.22 公開草案に対するコメント提出者のほぼ全員が、その他の包括利益を通じて公正価値で 測定するものとして指定された資本性金融商品に対する投資についてヘッジ会計を禁止 するという当審議会の提案に反対した。それらのコメント提出者は、その他の包括利益 を通じて公正価値で測定する持分投資にヘッジ会計を利用できるようにし、ヘッジ会計 をリスク管理活動により密接に合わせられるようにすべきだと主張した。特に、コメン

ト提出者は、企業が資本性金融商品の為替リスクをヘッジするのは一般的なリスク管理 戦略である(公正価値測定が純損益を通じてなのかその他の包括利益を通じてなのかと いう会計上の指定とは関係なく)とコメントした。さらに、企業は、持分投資を売却す る意図がなくても、株価リスクもヘッジすることがある。資本の変動可能性に対して防 御したいと考える場合があるからである。

- BC6.23 こうした懸念を考慮して、当審議会は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性金融商品に対する投資を、公正価値へッジにおけるヘッジ対象に指定することを認めるべきかどうかを再検討した。一部のコメント提出者は、当審議会が当初の審議で議論した不整合(BC6.18 項及び BC6.19 項参照)は、区別を設けるアプローチの使用により克服できると主張した。ヘッジ手段の公正価値変動がヘッジ対象の公正価値変動を上回った場合には、ヘッジ非有効部分を純損益に表示し、そうでない場合にはその他の包括利益に表示するというものである。しかし、当審議会は、ヘッジ関係の全体の期間にわたって純損益又はその他の包括利益に表示された非有効部分の累計額が、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する持分投資の公正価値の変動を純損益に振り替えないという原則と矛盾するおそれが依然としてあることに留意した。このため、当審議会はこのアプローチを棄却した。
- BC6.24 当審議会は、ヘッジ非有効部分を常に純損益に認識することは、資本性金融商品に対する投資の公正価値変動をその他の包括利益に表示するという取消不能の選択と整合しないことに留意した (BC6.19 項参照)。当審議会は、この結果は、金融商品の会計処理の複雑性を低減するという目的を損なうことになると考えた。
- BC6.25 当審議会は、ヘッジ非有効部分を常にその他の包括利益に認識する(リサイクリングなしに)というアプローチであれば、企業のリスク管理がその他の包括利益を通じて公正価値で測定するものに指定された持分投資のリスクのヘッジを伴っている状況において、IFRS 第 9 号の分類及び測定の要求事項と矛盾することなく、ヘッジ会計を容易にすることができると考えた。当審議会は、その結果、ヘッジ非有効部分は必ずしも純損益に表示されないが、ヘッジ対象の価値変動の表示には常に従うこととなることに留意した。
- BC6.26 当審議会は、結局のところ、こうした資本性金融商品に対する投資について、ヘッジ非有効部分を常に(リサイクリングなしに)その他の包括利益に認識するアプローチの利点は欠点を上回るものであり、全体として、この代替案は当審議会が検討した他の代替案よりも優れていると考えた。したがって、当審議会はこのアプローチを最終的な要求事項に含めることを決定した。
- BC6.27 当審議会は、ヘッジ会計をより一般的に、その他の包括利益にのみ影響を与える(しかし純損益には影響を与えない)エクスポージャーについて利用可能とすべきかどうかも検討した。しかし、当審議会は、このような広い範囲とすると、適切なヘッジ対象では

ないかもしれない項目がヘッジ会計に適格となり、それにより意図せざる結果が生じる おそれがあることを懸念した。したがって、当審議会は、ヘッジ会計をより一般的にこ うしたエクスポージャーに利用可能とすることはしないと決定した。

ヘッジ手段

適格なヘッジ手段

金融資産に組み込まれたデリバティブ

- BC6.28 IAS 第 39 号では、混合金融資産及び金融負債に組み込まれた主契約に密接に関連しないデリバティブの区分処理(分解)を要求していた。IAS 第 39 号に従えば、区分されたデリバティブはヘッジ手段として適格である。IFRS 第 9 号に従えば、混合金融資産は全体として(すなわち、組込デリバティブを含めて)償却原価で又は純損益を通じて公正価値で測定される。組込デリバティブの区分処理は認められていない。
- BC6.29 IFRS 第 9 号について行った決定を踏まえて、当審議会は、金融資産に組み込まれたデリバティブをヘッジ手段としての指定に適格とすべきかどうかを検討した。当審議会は2つの代替案を考慮した。
 - (a) 企業は、デリバティブ部分をヘッジ手段に指定するためだけの目的で組込デリバティブを区分することを選択できる。
 - (b) 企業は、混合金融資産の組込デリバティブに対応するリスク要素をヘッジ手段として指定できる。
- BC6.30 当審議会は両方の代替案を棄却した。したがって、当審議会は、金融資産に組み込まれたデリバティブ要素をヘッジ手段に適格とすることを認めないと提案した(たとえ、純損益を通じて公正価値で測定する混合金融資産の不可分な一部となり得るものであり、全体をヘッジ手段として指定する場合であっても――BC6.40 項参照)。当審議会の決定の理由は以下に要約している。
- BC6.31 ヘッジ会計の目的で組込デリバティブの区分処理を企業に認める場合には、ヘッジ手段としての適格性の観点から IAS 第 39 号の要求事項を維持することとなる。しかし、当審議会は、IAS 第 39 号における組込デリバティブの区分処理の論拠は、リスク管理活動を反映することではなく、むしろデリバティブの認識及び測定に関する要求事項を企業が回避することの防止であったことに留意した。また、当審議会は、区分した組込デリバティブを IAS 第 39 号に従ってヘッジ手段に指定することは実務上あまり一般的ではないことにも留意した。したがって、当審議会は、混合金融資産について組込デリバティブの区分処理を再び導入することは、ヘッジ会計の考慮事項を対象としたものではな

いので、ヘッジ会計の問題に対処する適切な手段ではなく、また、実務上一般的ではない状況について複雑性を再び持ち込むものとなると考えた。

- BC6.32 これに代えて、混合金融資産のリスク要素をヘッジ手段に指定することを企業に認めれば、企業がリスク管理活動の結果をより正確に示せるようになる。しかし、このようなアプローチはヘッジ会計プロジェクトの範囲の大幅な拡張となる。ヘッジ手段を構成要素に分解する方法に関する疑問に当審議会が対処することが必要となるからである。首尾一貫させるためには、非金融商品項目(例えば、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」における非金融負債で通貨又はコモディティ要素があるもの)に関して同様に疑問に対処する必要がある。当審議会は、ヘッジ会計プロジェクトの範囲を金融商品の範囲を超えて拡大したくなかった。この代替案を探求した場合の結果が非常に不確実で、他の基準の見直しが必要となる可能性があり、本プロジェクトが大幅に遅延する可能性があったからである。
- BC6.33 したがって、当審議会は、公開草案の再審議において当初の決定を維持した。

非デリバティブ金融商品

- BC6.34 ヘッジ会計は、ヘッジ手段の公正価値又はキャッシュ・フローの変動が、指定されたヘッジ対象のヘッジされるリスクに起因する公正価値又はキャッシュ・フローの変動をどのように相殺しているのかを、それが企業のリスク管理戦略を反映している場合に示すものである。
- BC6.35 IAS 第 39 号は、非デリバティブ金融資産と非デリバティブ金融負債(例えば、外貨建の貨幣性項目)をヘッジ手段として指定することを、為替リスクのヘッジについてのみ認めていた。外貨建の非デリバティブ金融資産又は負債を IAS 第 39 号に従って為替リスクのヘッジとして指定することは、ヘッジ関係におけるヘッジ手段のリスク要素を指定することに相当する。この為替リスク要素は、IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」に従って算定される。為替リスク要素は IAS 第 21 号の外貨換算の要求事項に従って算定されるので、参照により金融商品基準に組み込むことがすでに可能である。したがって、為替リスク要素をヘッジ会計目的で利用することを認めるために、ヘッジ会計モデルの中でリスク要素についての独立の追加的な要求事項は必要とされなかった。
- BC6.36 非デリバティブ金融商品のリスク要素への分解を為替リスク以外について認めないことには、それらの金融商品に関するヘッジ会計を達成する可能性についての含意がある。これは、ヘッジされているリスクに関連しない現金商品の構成要素の影響をヘッジ関係から除外することができず、そのため有効性判定から除外できないからである。したがって、ヘッジされているリスクに関連しない構成要素の大きさにもよるが、大部分のシナリオでは、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係があることを証明することが困難となる。その関係とは、それらの価値が、同一の基礎数値の変動、あるいはヘッジ

されているリスクに同様の形で反応するように経済的に関連している複数の基礎数値の 変動に対応して、規則的に変化するであろうという予想を生じさせる関係である。

- BC6.37 この帰結を踏まえて、当審議会は、非デリバティブ金融商品を為替リスク以外のリスク要素についてヘッジ手段としての指定に適格とすることを認めるべきかどうかを検討した。当審議会は、これを認めるには、デリバティブ以外のヘッジ手段を構成要素に分解するためのアプローチの開発が必要となることに留意した。BC6.32 項に示したのと同様の理由で、当審議会はそのようなアプローチを探究しないことを決定した。
- BC6.38 当審議会は、IAS 第 39 号の要求事項(ヘッジ手段としての非デリバティブ金融商品の適格性を為替リスクのヘッジに限定している)に対する 2 つの代替案も検討した。当審議会は、すべての種類のリスクのヘッジ(すなわち、為替リスクのヘッジに限定しない)について、ヘッジ手段としての適格性を次のような非デリバティブ金融商品に拡大すべきかどうかを検討した。
 - (a) 純損益を通じて公正価値で測定するものとして分類したもの
 - (b) IFRS 第9号の他の区分の一部であるもの
- BC6.39 当審議会は、純損益を通じて公正価値で測定するもの以外の区分の非デリバティブ金融商品に適格範囲を拡大すると、運用上の問題が生じることに留意した。ヘッジ会計を適用するには、償却原価で測定する非デリバティブ金融商品をヘッジ手段に指定した場合に測定を変更する必要があるからである。当審議会は、この問題を緩和する唯一の方法は、非デリバティブ金融商品の構成部分の指定を認めることだと考えた。これは、測定の変更を当該金融商品のうちヘッジされるリスクに起因する構成要素に限定することとなる。しかし、当審議会はすでに審議の中でこの考え方を棄却していた(BC6.37項参照)。
- BC6.40 しかし、当審議会は、純損益を通じて公正価値で測定する非デリバティブ金融商品に適格範囲を拡大するにしても、全体(リスク要素ではなく)を指定するのであれば、当該金融商品の測定や利得及び損失の認識を変更する必要を生じないことに留意した。当審議会は、適格範囲をこれらの金融商品に拡大することにより、IFRS 第 9 号の分類モデルとより密接に合致することとなり、新しいヘッジ会計モデルが将来出現する可能性のあるヘッジ戦略をより適切に扱えるようになることにも留意した。したがって、当審議会は公開草案で、純損益を通じて公正価値で測定する非デリバティブ金融商品も、その全体を指定する場合には、ヘッジ手段として適格とすることを提案した(ヘッジ手段をリスク要素のベースで指定できる為替リスクのヘッジに加えて——BC6.35 項参照)。
- BC6.41 一般的に、公開草案に対するコメント提出者は、デリバティブと非デリバティブ金融商品との区別は、ヘッジ手段としての適格性を決定する目的上は適切ではないと主張した。多くのコメント提出者は、適格要件を純損益を通じて公正価値で測定する非デリバティ

ブ金融商品に拡張することにより、企業のリスク管理活動を財務諸表により適切に表現できるようになると考えていた。フィードバックでは、デリバティブ金融商品の使用及び利用可能性に法律上及び規制上の制約のある国では、これが特に当てはまることが明らかになった。

- BC6.42 一部のコメント提出者は、非デリバティブ金融商品の適格性を、純損益を通じて公正価値で測定するものに限定する概念上の根拠はないと主張した。彼らは、非デリバティブ金融商品をヘッジ手段として適格とすべきであるという考えであった。
- BC6.43 他方、この提案は十分に制限的ではない(特に、公正価値オプションを適用する結果として純損益を通じて公正価値で測定する非デリバティブ金融商品に関して)と考えたコメント提出者もいた。それらのコメント提出者は、当審議会は公正価値オプションで指定した非デリバティブ金融商品の使用を具体的に禁止すべきだと考えた。これらは通常、会計上のミスマッチを解消するために公正価値での測定を選択しているものなので、ヘッジ会計に適格とすべきではないからである。また、公正価値で測定して、当該負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動をその他の包括利益に表示する金融負債が、公開草案の提案において適格なヘッジ手段となるのかどうかを疑問視するコメント提出者もいた。
- BC6.44 当審議会は、公開草案に至る審議において、償却原価で測定する非デリバティブ金融商品についてもヘッジ手段としての指定に適格とすべきかどうかをすでに検討していたことに留意した。当審議会が依然として懸念しているのは、すでに純損益を通じて公正価値で測定しているものではない非デリバティブ金融商品をヘッジ手段に指定すると、そうでない場合に IFRS 第9号の適用により生じる測定又は利得及び損失の認識を変更するようなヘッジ会計を生じる結果となることである。例えば、当審議会は、ヘッジ手段としての指定時に当該非デリバティブ金融商品の公正価値と償却原価との差額を会計処理する方法を決定しなければならなくなる。さらに、そのヘッジ関係の中止時に、当該非デリバティブ金融商品の測定が償却原価に戻って、中止日現在の帳簿価額(新たなみなし原価となる中止日現在の公正価値)と満期金額との間に差額が生じることとなる。当審議会は、こうした局面への対処により複雑性が不適切に増大すると考えた。
- BC6.45 当審議会は、すでに純損益を通じて公正価値で会計処理しているものではない非デリバティブ金融商品をヘッジ手段に指定するのを認めると、ヘッジ会計モデルが、ヘッジ対象の測定基礎を変更する(現行のヘッジ会計がすでに行っているように)だけでなく、ヘッジ手段の測定基礎の変更も意味することも懸念した。したがって、例えば、自然のヘッジ(すなわち、会計処理の一致)がすでに償却原価ベースで2つの非デリバティブ金融商品の間で達成されているのに、それらの金融商品の両方の測定基礎を公正価値に変更する(一方はヘッジ対象、他方はヘッジ手段として)ためにヘッジ会計を利用することが依然としてできるという状況が生じる可能性がある。

- BC6.46 したがって、当審議会は、非デリバティブ金融商品は、すでに純損益を通じて公正価値で測定されている場合にのみ、適格なヘッジ手段とすべきだと決定した。
- BC6.47 当審議会は、公正価値オプションの適用の結果として純損益を通じて公正価値で会計処理している非デリバティブ金融商品を、ヘッジ手段としての指定に適格とすべきかどうかについても議論した。当審議会は、ヘッジ手段としての指定は、企業の公正価値オプションの選択と矛盾を生じる(すなわち、公正価値オプションの選択により対処した会計上のミスマッチを再び創出する)ことがないようにすべきだと考えた。例えば、過去に公正価値オプションにより指定された非デリバティブ金融商品をキャッシュ・フロー・ヘッジ関係に含める場合には、公正価値オプションによる当該非デリバティブ金融商品の会計処理を覆さなければならなくなる。これは、当該ヘッジ手段の公正価値の変動の全部(又は一部)がその他の包括利益に認識されるからである。しかし、公正価値の変動をその他の包括利益に認識すると、公正価値オプションの適用により最初の場面で解消したミスマッチを再び持ち込むことになる。当審議会は、同様の考慮が、公正価値ヘッジ及び在外営業活動体に対する純投資のヘッジにも当てはまることに留意した。
- BC6.48 したがって、当審議会は、公正価値オプションの選択の結果として純損益を通じて公正価値で会計処理されている非デリバティブ金融商品を、ヘッジ手段として指定することについて、全般的な禁止を導入すべきかどうか検討した。しかし、こうした禁止は必ずしも適切ではないであろう。当審議会は、公正価値オプションの基礎となっている項目の一つが後の段階で売却又は終結となる(すなわち、公正価値オプションを利用可能とした状況が、変化したりその後に消滅したりする場合がある)かもしれないことに留意した。しかし、公正価値オプションは取消不能であるため、公正価値オプションを当初に選択した非デリバティブ金融商品は、たとえ公正価値オプションの目的とヘッジ会計の目的との間の矛盾がなくなったとしても、決してヘッジ手段として適格となり得ないことになってしまう。全般的な禁止は、後の段階でのヘッジ会計の使用を、その時点ではヘッジ会計が会計上のミスマッチを緩和する(別のミスマッチを再び創出することなしに)かもしれない場合であっても、認めないことになってしまう。
- BC6.49 当審議会は、非デリバティブ金融商品が公正価値オプションを選択した結果として純損益を通じて公正価値で会計処理されている場合に、それをヘッジ手段として使用することが適切かどうかは、その公正価値オプションの指定の基礎となっている関連する事実及び状況によって決まることに留意した。当審議会は、企業が当初に公正価値オプションを選択した金融商品をヘッジ手段に指定し、これが会計上のミスマッチの緩和となる(別のミスマッチを再び創出することなしに)場合には、ヘッジ会計の使用は適切であると考えた。しかし、当審議会は次のことを強調した。ヘッジ会計の適用により、財務諸表において、公正価値オプションの選択で解消しようとしたミスマッチが再び創出されるのであれば、公正価値オプションを選択した金融商品をヘッジ手段に指定すること

は、公正価値オプションを選択した根拠(適格要件)と矛盾することになる。このため、こうした状況では、公正価値オプションの目的とヘッジ会計の目的とが同時には達成されず、全体として別の会計上のミスマッチが生じることとなるため、両者の間に矛盾があることになる。したがって、当審議会は、そうした状況で当該非デリバティブ金融商品をヘッジ手段に指定すると、公正価値オプションを選択したことの正当性に疑問が生じ、不適切となることを強調した。当審議会は、この趣旨で、公正価値オプションの要求事項は十分であるため、追加のガイダンスは必要ないと考えた。

- BC6.50 その結果、当審議会は、公正価値オプションを選択した結果として純損益を通じて公正 価値で会計処理されている非デリバティブ金融商品をヘッジ手段として指定することの 適格性について、全般的な禁止は導入しないことを決定した。
- BC6.51 当審議会は、公正価値オプションにより純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した非デリバティブ金融商品が、どのような場合にヘッジ手段として適格となるのかについて、さらにガイダンスを提供する必要があるのかどうかも検討した。当審議会は、IFRS 第 9 号が、公正価値オプションを選択した負債を「純損益を通じて公正価値で測定するものに指定した負債」と呼んでいることに留意した。これは当該負債の信用リスクの変動の影響をその他の包括利益に表示するのか又は(その表示が会計上のミスマッチを拡大することとなる場合には)純損益に表示するのかを問わない。しかし、ヘッジ手段としての適格性について、負債の信用リスクの変動がその他の包括利益に表示されるのか純損益に表示されるのかは相違を生じることになると当審議会は考えた。当審議会は、信用リスクに関連した公正価値変動がその他の包括利益に表示される金融負債を適格なヘッジ手段であるとした場合には、ヘッジ関係の一部として何を指定できるのかについて 2 つの選択肢があることに留意した。
 - (a) 当該負債のうち純損益を通じて公正価値で測定する部分のみ。この場合、ヘッジ関係は信用リスクを除外することになり、それに関連したヘッジ非有効部分は認識しないこととなる。
 - (b) 当該負債の公正価値変動の全体。この場合、ヘッジ会計の要求事項に従うために、 当該負債の信用リスクの変動に関連した公正価値の変動をその他の包括利益に表示 することを覆さなければならなくなる(すなわち、純損益への振替を用いて)。
- BC6.52 したがって、当審議会は、公正価値オプションにおいて負債の自己の信用リスクの変動 に起因する公正価値の変動の金額をその他の包括利益に表示している場合に、その金融 負債はヘッジ手段としての指定に適格ではないという明示的な記述を追加することにより、提案を明確化することを決定した。

ヘッジ手段としての社内デリバティブ

- BC6.53 企業は、営業活動の構造やヘッジの性質に応じて異なるリスク管理モデルを採用する場合がある。一部の企業は、集中化した財務部門その他の機能を使用し、そこでエクスポージャーの識別やグループ内のさまざまな企業の負担しているリスクの管理を行っている。他方、分権化したリスク管理アプローチを採用し、グループ内の企業について個々にリスクを管理している企業もある。また、これら2つのアプローチの組合せを用いている企業もある。
- BC6.54 社内デリバティブは、通常、グループのリスク・エクスポージャーを集約(多くの場合、純額ベースで)して、企業がそれによる連結上のエクスポージャーを管理できるようにするために使用される。しかし、IAS 第 39 号は基本的に 1 対 1 のヘッジ関係を扱うように設計されていた。したがって、リスク管理と会計処理を合致させる方法を追求するために、当審議会は、社内デリバティブをヘッジ手段としての指定に適格とすべきかどうかを検討した。しかし、当審議会は、社内デリバティブをヘッジ手段として不適格としていることは、リスク管理とヘッジ会計との不一致の根本原因ではないことに留意した。むしろ、課題は、ヘッジ会計を項目グループ及び純額ポジションについて運用可能にする方法であった。
- BC6.55 当審議会は、財務報告の目的上、リスクの最小化又は変換は、一般的に、報告企業の外部者へのリスクの移転となる場合にのみ意味があることに留意した。報告企業内でのリスクの移転は、当該報告企業全体の観点から見たリスク・エクスポージャーを変えるものではない。これは連結財務諸表の原則と整合的である。
- BC6.56 例えば、ある子会社が金利スワップを使って変動金利の資金調達のキャッシュ・フロー金利リスクをグループの財務センターに移転するかもしれない。その財務センターは、そのエクスポージャーを保持する(グループの外部者との取引でヘッジするのではなく)ことにするかもしれない。その場合、子会社単体のキャッシュ・フロー金利リスクは移転されている(このスワップは子会社の観点からは外部のデリバティブである)。しかし、グループの連結上の観点からは、キャッシュ・フロー金利リスクは変わっておらず、単にグループの異なる部分の間で再配分されただけである(このスワップは、グループの観点からは社内デリバティブである)。
- BC6.57 したがって、公開草案に至る審議において、当審議会は、社内デリバティブを報告企業の財務諸表において適格なヘッジ手段とすべきではないと決定した(例えば、連結財務諸表における連結会社間のデリバティブ)。報告企業が外部者(すなわち、報告企業の外)にリスクを移転するために使用する金融商品を表すものではないからである。これは、IAS 第 39 号の関連する要求事項を維持することを意味していた。
- BC6.58 当審議会は、公開草案の再審議において当初の決定を維持した。

ヘッジ手段としての連結会社間の貨幣性項目

- BC6.59 IAS 第 39 号によれば、IAS 第 21 号に従った連結財務諸表上の連結会社間の貨幣性項目 の換算から生じた差額は、ヘッジ対象としては適格であったが、ヘッジ手段としては適格でなかった。これは不整合に見えるかもしれない。
- BC6.60 当審議会は、IAS 第 21 号が連結会社間の貨幣性項目の換算により生じる差額の連結包括利益計算書への認識を要求していることに留意した。したがって、当審議会の考えでは、連結会社間の貨幣性項目のヘッジ手段としての適格性の検討には、ヘッジ会計の要求事項の検討と同時に IAS 第 21 号の要求事項の見直しが必要となる。当審議会は、外貨換算に関するプロジェクトを現在アジェンダに入れていないことに留意した。このため、この論点をヘッジ会計のプロジェクトの一部として扱うべきではないと決定した。したがって、当審議会は、連結会社間の貨幣性項目を適格なヘッジ手段として認めない(すなわち、IAS 第 39 号における制限を維持する)ことを決定した。

BC6.61 当審議会は、公開草案の再審議において当初の決定を維持した。

売建オプション

- BC6.62 公開草案において、当審議会は、売建オプションはヘッジ手段として適格ではないという IAS 第 39 号での制限を維持した。例外は、買建オプションをヘッジするために使用される場合、又は買建オプションと組み合わせて1つのデリバティブ(例えば、カラー)となっていて、そのデリバティブが正味の売建オプションではない場合であった。
- BC6.63 しかし、公開草案に対するコメント提出者は、単独の売建オプションが、組み合わせて 正味の売建オプションとならないような他の金融商品と一緒に指定される場合には、ヘッジ手段としての指定への適格範囲から除外すべきではないとコメントした。それらの コメント提出者は、例えば、法律上又は規制上の考慮により、企業が 2 つの別個のオプション契約を締結し、これら 2 つの別個のオプション契約が実質的に 1 つの契約と同じ 経済的結果を達成する場合(例えば、カラー契約)があることを強調した。
- BC6.64 当審議会は、オプション契約のヘッジ手段としての指定の適格性は、法的形式ではなく 経済的実質で決めるべきだと考えた。したがって、当審議会は、要求事項を修正して、 買建オプションと売建オプションは (ヘッジ手段が生じるのが単一の契約なのか複数の 異なる契約なのかを問わず)、その組合せが正味の売建オプションでない限り、共同でヘッジ手段として指定できるようにすることを決定した。当審議会は、売建オプションと 買建オプションの組合せの会計処理を、売建オプションと買建オプションとを複合した デリバティブ (例えば、カラー契約) の会計処理と合わせることにより、何が実質的に 正味の売建オプションであるのかの評価は同じとなる (すなわち、IAS 第 39 号において 確立された実務に従うこととなる) ことにも留意した。この実務では、次のような累積

的要因を、金利カラー又は売建オプションを含んだ他のデリバティブが正味の売建オプションではないことを確かめるために考慮する。

- (a) 正味のプレミアムを、当該オプションの組合せの開始時又は存続期間中のいずれか において受け取らないこと。売建オプションの顕著な特徴は、売手に発生するリス クを補償するためのプレミアムの受取である。
- (b) 行使価格を除いて、売建オプション要素と買建オプションの主要な条件が同一であること(基礎となる変数、表示通貨及び満期日を含む)。また、売建オプション要素の名目金額が、買建オプション要素の名目金額より大きくないこと。

ヘッジ対象

適格なヘッジ対象

デリバティブの指定

- BC6.65 IAS 第 39 号の適用ガイダンスでは、デリバティブはヘッジ手段としてのみ指定することができ、ヘッジ対象としては指定できない(個々にも、ヘッジ対象のグループの一部としても)としていた。唯一の例外として、IAS 第 39 号の適用指針の AG94 項で、買建オプションをヘッジ対象として指定することを認めていた。実務上、これがデリバティブをヘッジ対象として適格とすることを一般的に妨げてきた。同様に、エクスポージャーとデリバティブの組合せであるポジション(合計されたエクスポージャー)は、ヘッジ対象として適格とはならなかった。IAS 第 39 号に付属する適用ガイダンスが、デリバティブ(又はデリバティブを含んだ合計されたエクスポージャー)をヘッジ対象として指定することを認めない論拠を示していた。そこでは、デリバティブは常に売買目的で保有されているものとみなされ、ヘッジ手段に指定されている場合を除いて、公正価値で測定して利得又は損失を純損益に認識すると述べていた。
- BC6.66 しかし、この論拠は、一部の買建オプションを、当該オプションが単独のデリバティブであるか組込デリバティブであるかに関係なくヘッジ対象として適格とすることを認めている例外を考えると、正当化が困難である。単独の買建オプションがヘッジ対象となり得るのであれば、合計されたエクスポージャーの一部であるデリバティブをヘッジ対象の一部とすることを禁止するのは恣意的である。多くの人々が、デリバティブをヘッジす手段として指定することの禁止についての同様の懸念を、ディスカッション・ペーパー「金融商品の報告における複雑性の低減」へのコメントにおいて提起した。
- BC6.67 当審議会は、企業は、例えば、金利リスクと為替リスクの両方を生じる取引を行うことを経済的に要求される場合があることに留意した。これら2つのエクスポージャーを同時に期間全体について一緒に管理することもできるが、当審議会は、企業が金利リスクと為替リスクについて異なるリスク管理戦略を使用する場合が多いことに留意した。例

えば、外貨建の10年の固定金利債務について、企業が当該負債性金融商品の期間全体の為替リスクをヘッジするが、その機能通貨における固定金利エクスポージャーを短期又は中期(例えば、2年)のみとし、満期までの残り期間については機能通貨における変動金利エクスポージャーとする必要があるかもしれない。2年ごとの期末に(すなわち、2年ごとの更新で)、企業は次の2年間の金利エクスポージャーを固定する(金利が、企業が固定したいと考える水準である場合)。こうした状況では、企業が10年の固定から変動への金利通貨スワップを締結して、固定金利の外貨建債務を変動金利の機能通貨建債務と交換するのが一般的である。これに2年の金利スワップ(機能通貨ベースで、変動金利債務を固定金利債務にスワップする)が重ねられている。実質上、固定金利の外貨建債務と10年の固定から変動への金利通貨スワップの組合せは、リスク管理目的上は、機能通貨建の10年の変動金利債務の外貨エクスポージャーと見られる。

- BC6.68 したがって、公開草案の目的上、当審議会は、合計されたエクスポージャーが、デリバティブの性格を有する金融商品を含めることによって作り出されているという事実は、それ自体では、その合計されたエクスポージャーのヘッジ対象としての指定を妨げるものとすべきではないと結論を下した。
- BC6.69 公開草案に対するコメント提出者の大半は、合計されたエクスポージャーをヘッジ対象として指定することを認める提案を支持した。それらのコメント提出者は、当該提案は、ヘッジ会計を企業がリスクを管理する一般的方法に使用することを認めることにより、ヘッジ会計を企業のリスク管理により適切に合致させていると述べた。さらに、それらのコメント提出者は、当該提案は IAS 第 39 号にあった恣意的な制限をなくし、原則ベースの要求に近付いていると述べた。したがって、当審議会は、公開草案で提案した合計されたエクスポージャーの考え方を維持することを決定した。
- BC6.70 コメント提出者が当審議会に行った主な要望は、以下のものであった。
 - (a) 合計されたエクスポージャーの会計処理の仕組みを例示する設例を示すこと
 - (b) 合計されたエクスポージャーの会計処理が「合成商品会計」と同等ではないことを 明確にすること
 - (c) 企業が、第一ステップにおいて(また前提条件として)、合計されたエクスポージャーを一緒に構成するエクスポージャーとデリバティブとの組合せについてヘッジ会計を達成しなければならず、それにより、第二ステップにおいて、合計されたエクスポージャー自体が他のヘッジ関係におけるヘッジ対象として適格となり得るということなのかどうかを明確にすること
- BC6.71 合計されたエクスポージャーの会計処理の仕組みの例示を求める要望に対応して、当審議会は、IFRS 第 9 号に付属する設例を示すことを決定した。当審議会は、合計された

エクスポージャーの会計処理の仕組みを例示する数値例は、同時に、提案に対するフィードバックの中で提起された他の疑問点(例えば、ヘッジ非有効部分をどのように認識するのか及び関係するヘッジ関係の種類など)にも対処することになると考えた。さらに、当審議会は、それらの例示により、合計されたエクスポージャーの会計処理の提案が「合成商品会計」と非常に異なることも示すことになり、コメント提出者が要望した第二の明確化を補強するものとなることにも留意した。

- BC6.72 当審議会は、「合成商品会計」に関する混乱は、2つの項目を会計処理の目的上は単一の項目であるかのように扱うべきかどうかに関する過去の会計上の論争から生じたものだと考えた。これは、デリバティブが非デリバティブ項目の会計処理(例えば、償却原価での会計処理)を装うことができてしまう結果となるものであった。当審議会は、これと対照的に、合計されたエクスポージャーの会計処理に関する公開草案の提案では、デリバティブの会計処理は、常に公正価値となり、それにヘッジ会計が適用されることになる。したがって、当審議会は、合計されたエクスポージャーの会計処理は、「合成商品会計」を認めるものではないことを強調した。
- BC6.73 当審議会は、コメント提出者の大半が公開草案(すなわち、「合成商品会計」を認めていないこと)を正しく理解していたことに留意したが、当審議会にはなお懸念があった。合計されたエクスポージャーが「合成商品会計」と同等のものであるという誤った考えは、根本的な会計上の誤りを生じることとなるからである。したがって、当審議会は、設例に加えて、合計されたエクスポージャーの一部を構成するデリバティブが常に独立の資産又は負債として認識され公正価値で測定されることを確認する明示的な記述を示すことを決定した。
- BC6.74 当審議会は、企業が第一に(前提条件として)、合計されたエクスポージャー(第一レベルの関係)を構成する基礎となるエクスポージャーとデリバティブとの組合せについてヘッジ会計を達成しなければならず、それにより、合計されたエクスポージャー自体が他のヘッジ関係(第二レベルの関係)におけるヘッジ対象として適格となり得るということなのかどうかを明確にするという要望についても議論した。当審議会は、第一レベルの関係についてヘッジ会計を達成できないことの影響は、状況(特に使用するヘッジの種類)によって左右されるものであることに留意した。多くの状況において、合計されたエクスポージャーの会計処理がより複雑となり、第一レベルの関係についてヘッジ会計の達成は、第二レベルの関係(すなわち、合計されたエクスポージャーがヘッジ会計の達成は、第二レベルの関係(すなわち、合計されたエクスポージャーがヘッジ会計の達成は、第二レベルの関係について一般ヘッジ会計の要求事項に準拠するための必要な条件ではないと考えた。したがって、当審議会は、第一レベルの関係についてのヘッジ会計の達成を、第二レベルの関係についてヘッジ会計に適格となるための前提条件とはしないことを決定した。

- BC6.75 当審議会は、一部のコメント提出者から提起された他の2つの側面も明確にした。
 - (a) 合計されたエクスポージャーの概念には、合計されたエクスポージャーの非常に可能性の高い予定取引が含まれること(その合計されたエクスポージャーが、いったん発生すれば、ヘッジ対象として適格である場合)
 - (b) 合計されたエクスポージャーの文脈においてデリバティブをヘッジ手段として指定するという一般的な要求事項を適用する方法。当審議会は、デリバティブを合計されたエクスポージャーであるヘッジ対象に含める方法は、合計されたエクスポージャーのレベルでの(すなわち、第一レベルの関係のレベルでの――該当があれば、すなわち、そのレベルでヘッジ会計が適用される場合には)当該デリバティブのヘッジ手段としての指定と整合的でなければならないことに留意した。合計されたエクスポージャーのレベルで当該デリバティブがヘッジ手段として指定されていない場合には、全体で又はその比例部分として指定しなければならない。当審議会は、ヘッジ会計モデルの一般的な要求事項と整合的に、これにより、デリバティブを合計されたエクスポージャーに含めることがデリバティブの分割(リスク、期間の一部分又はキャッシュ・フローによる)を認めることにならないことが確保されることに留意した。

ヘッジ対象の指定

リスク要素の指定

- BC6.76 IAS 第 39 号は、リスク要素のヘッジ対象としての指定の適格性を、その要素を含んだ項目の種類によって区別していた。
 - (a) 金融商品項目については、リスク要素が独立に識別可能で信頼性をもって測定可能 である場合には、企業はそのリスク要素を指定することができる。
 - (b) 非金融商品項目については、企業は為替リスクのみをリスク要素として指定できる。
- BC6.77 非金融商品項目のリスク要素は、契約上明示されている場合であっても、IAS 第 39 号に 従えば適格でないリスク要素であった。そのため、為替リスクを除いて、非金融商品項目はすべてのリスクについてヘッジ対象として指定する必要があった。この制限を IAS 第 39 号に含めた論拠は、非金融資産及び非金融負債のリスク要素 (一部分) を為替リスク以外のリスクについてヘッジ対象として指定することを認めると、その一部分を非有 効部分が全く生じないように指定することが可能となってしまうので、ヘッジ対象の識別と有効性テストの原則を危うくするというものであった。
- BC6.78 IAS 第 39 号のヘッジ会計モデルは、項目全体を会計単位の初期値として使用し、そこからその項目全体の中のどのリスク要素がヘッジ関係における指定に利用可能なのかを決

めるルールを示していた。これによりヘッジ会計の要求事項が多くのリスク管理戦略と 合致しなくなっていた。その結果として、リスク管理の目的上は通常のアプローチであ るものが、ヘッジ会計の要求事項では例外として扱われていた。

- BC6.79 ディスカッション・ペーパー「金融商品の報告における複雑性の低減」に寄せられたコメントの多くは、非金融商品項目に係るリスク要素の指定の禁止を批判していた。これは、当審議会のアウトリーチ活動の間に指摘された最も共通した論点でもあった。
- BC6.80 当審議会は、IAS 第 39 号における結論(非金融資産と非金融負債のリスク要素をヘッジ対象として認めると、ヘッジ対象の識別と有効性テストの原則を危うくする)は、すべての状況において適切なわけではないことに留意した。審議の一環として、当審議会は、リスク要素が次のものである場合にヘッジ対象としての指定に適格とすべきかどうかを検討した。
 - (a) 契約上明示されている場合
 - (b) 契約上明示されていない場合
- BC6.81 契約上明示されているリスク要素は、契約の価格算定要素の通貨金額を、他の価格算定要素とは独立に(したがって、非金融商品項目全体とは独立に)決定する。したがって、これらの構成要素は独立に識別可能である。当審議会は、例えばベンチマーク商品価格などを参照している価格算定式の多くが、当該リスク要素についてベンチマーク価格と比較してギャップ又は不揃いがないようにする方法で設計されていることに留意した。したがって、そのリスク要素への参照により、エクスポージャーはベンチマークを基礎数値とするデリバティブを使って経済的に完全にヘッジすることができる。これは、リスク要素ベースのヘッジ有効性判定が、取引の基礎となる経済的実態を正確に反映している(すなわち、非有効部分が全く又は非常に少ししかない)ことを意味する。
- BC6.82 しかし、多くの場合、リスク要素は公正価値又はキャッシュ・フローの明示的な一部分ではない。それでもなお、多くのヘッジ戦略が、契約上明示されていない場合でも構成要素のヘッジを伴っている。ヘッジに構成要素アプローチを使用することには、さまざまな理由があり、その中には次のようなものがある。
 - (a) 適切なヘッジ手段がないので、項目全体をヘッジすることができない。
 - (b) 全体をヘッジするよりも、単一の要素を個々にヘッジする方が安上がりである(例えば、リスク要素には活発な市場があるが、項目全体については存在しないため)。
 - (c) 企業が、公正価値又はキャッシュ・フローのリスクの特定の部分だけをヘッジする という意識的な決定をしている(例えば、リスク要素のうちの1つが特に変動可能 性が高いので、ヘッジのコストを正当化できることによる)。

- BC6.83 当審議会は、アウトリーチ活動から、企業が非金融商品項目のリスク要素(為替リスク以外)の多くを十分な信頼性をもって識別し測定することができることを知った。適切なリスク要素(契約上明示されていない場合)は、そのリスクに関する特定の市場構造の文脈でのみ決定できる。したがって、適切なリスク要素の決定には、関連する事実及び状況の評価(すなわち、関連する市場の入念な分析及び知識)が必要となる。当審議会は、その結果として、非金融商品項目の適格なリスク要素を決定するための「明確な境界線」はないことに留意した。
- BC6.84 したがって、当審議会は、公開草案において、リスク要素(契約上明示されているものと契約上明示されていないものの両方)が独立して識別可能で信頼性をもって測定可能である限り、ヘッジ対象としての指定に適格とすべきだと決定した。この提案は、非金融商品項目のリスク要素の適格性を、IAS 第39号における金融商品項目の適格性と一致させることとなる。
- BC6.85 公開草案に対するコメント提出者の大半は、当審議会の提案とともにリスク要素(契約上明示されているものと契約上明示されていないものの両方)をヘッジ対象としての指定に適格とすることを認める論拠を支持した。それらのコメント提出者は、リスク要素に関する提案は新しいヘッジ会計モデルの主要な側面であると述べた。経済的現実においては、リスク要素のヘッジが標準であり項目全体のヘッジが例外であることを、ヘッジ会計が反映できるようになるからである。
- BC6.86 多くのコメント提出者は、IAS 第 39 号はコモディティのヘッジのような非金融商品項目のヘッジに対して否定的な偏りがあったと指摘した。彼らは、どのリスク要素が適格なヘッジ対象となるのかを決定するための金融商品項目と非金融商品項目の区別は恣意的であり、概念的な正当性がないと考えた。コメント提出者からの主な要望は、追加的なガイダンス又は明確化に対するものであった。
- BC6.87 少数のコメント提出者のみが、リスク要素に関する当審議会の提案に反対した。それらのコメント提出者は、非金融商品項目の契約上明示されていないリスク要素がヘッジ対象として指定される状況では、ヘッジ非有効部分が認識されなくなると考えた。
- BC6.88 当審議会は、リスク要素に関する議論がいくつかの共通の誤解を受けていたことに留意した。当審議会の意見では、そうした誤解の根本的な原因は、ヘッジが行われる市場及び状況の数の多さである。これは、必然的に多くの市場への熟知が不足するという結果を生じている。提起された議論を踏まえ、誤解のいくつかに対処するために、当審議会は、議論の焦点を非金融商品項目の契約上明示されていないリスク要素に置き、特に次のものに焦点を当てた。
 - (a) リスク要素の影響

- (b) リスク要素を指定する際のヘッジ非有効部分
- BC6.89 当審議会は、一部の人々が、リスク要素をヘッジ対象として指定することは、当該リスク要素の価値が項目全体の価値(すなわち、全体の価格)と逆方向に動く結果となる可能性がある場合には、認めるべきではないと考えていることに留意した。例えば、ヘッジされているリスク要素の価値が増加した場合に、ヘッジ手段に係る損失を相殺することになるが、他のヘッジされていないリスク要素の価値の減少は未認識のままであるという状況である。
- BC6.90 当審議会は、これは非金融商品項目の契約上明示されていないリスク要素に固有のことではなく、リスク要素全般に当てはまることに留意した。例えば、ある企業が固定金利の債券を保有していて、ベンチマーク金利が低下しているが、ベンチマークに上乗せされる当該債券のスプレッドは増加しているとする。この企業がベンチマーク金利スワップを用いてベンチマーク金利のみをヘッジする場合には、当該スワップに係る損失は、当該債券のベンチマーク金利要素についての公正価値ヘッジ調整と相殺されることになる(当該債券の公正価値が、スプレッドの増加により、公正価値ヘッジ調整後の帳簿価額よりも低いのにかかわらず)。
- BC6.91 当審議会は、リスク要素の指定は、「損失隠し」やヘッジ会計の適用による損失の認識の 回避と同等のものではないことにも留意した。むしろ、それをしなければ企業がリスクを管理している方法から生じるであろう会計上のミスマッチを緩和するのに役立つもの である。ヘッジ会計を適用しない場合には、そのリスクをヘッジする金融商品の公正価値の変動から生じる利得又は損失のみが純損益に認識され、そのリスクを生じる項目全体に係る利得又は損失は全く認識されないまま(後の期間で実現されるまで)となり、相殺が隠されてしまう。リスク要素ベースの指定が利用できない場合には、それにより、ヘッジがそもそもヘッジ会計に適格なのかどうかの問題が当初に生じるとともに、ヘッジをリスク要素のベースで行うという経済的意思決定と整合しない。したがって、会計上の判定が、リスク管理目的で主導されている企業の意思決定と完全に切り離されることになる。当審議会は、ヘッジ要素が必ずしも主要又は最大の構成要素ではないという事実により、この帰結が増幅されることにも留意した(例えば、電力購入契約で、契約上の価格算定式が燃料油と物価上昇への連動を含んでいるケースにおいて、燃料油の価格ではなく物価上昇だけをヘッジする場合)。
- BC6.92 当審議会は、ヘッジ会計をヘッジ手段とヘッジ対象(ヘッジされるリスク要素を含んでいる)の全体との間で達成できる場合であっても、会計上の結果は、経済的ヘッジの効果を反映するよりも、ヘッジ対象全体についての公正価値オプションに近いものとなることに留意した。しかし、ヘッジ会計が経済的にヘッジされているものと切り離されることになるため、ヘッジ関係の指定に使用しなければならないヘッジ比率への派生的影響もある。企業が実際に使用するヘッジ比率(すなわち、リスク管理目的に主導された

意思決定目的での)は、ヘッジされるリスク要素とヘッジ手段の基礎数値の間の経済的関係を基礎とすることになる。これはヘッジの意思決定の合理的な基礎である。しかし、会計目的では、企業はヘッジ手段の価値の変動をヘッジ対象全体の価値の変動と比較することを強制される。これは、会計目的で指定されるヘッジ関係に係る相殺を改善するためには、企業が経済的ヘッジ関係と比較して意図的なミスマッチを作り出さなければならなくなることを意味するものであり、経済的ヘッジ比率を会計目的のために歪めることに等しい。当審議会は、経済的ヘッジ比率を歪めることには次のような意味もあることに留意した。すなわち、リスク要素ベースでのヘッジ対象の指定を禁止しても、最終的に、ヘッジされていないリスク要素の価値の変動が相殺のない利得又は損失として財務諸表に反映されることには必ずしもならないという意味である。したがって、その種の指定を禁止しても、ヘッジされていない構成要素の価値の変動に関する透明性が、相殺のない利得又は損失を示すことで達成されるわけではない。

- BC6.93 当審議会は、リスク要素をヘッジ対象として指定することにより、リスク管理が通常は「項目別」(財務報告目的での会計単位である)ではなく「リスク別」に運用されているという事実が反映されることにも留意した。したがって、リスク要素をヘッジ対象として使用することは、すべてのヘッジ対象が全体について(すなわち、すべてのリスクについて)ヘッジされていると「みなす」ことを要求するのではなく、経済的現実において標準であるものを反映することになる。
- BC6.94 当審議会は、リスク要素がヘッジ非有効部分の認識に与える影響についても検討した。 若干のコメント提出者は、リスク要素をヘッジ対象として指定するとした場合には、ヘッジ非有効部分が全く認識されなくなると考えていた。
- BC6.95 当審議会は、リスク要素をヘッジ対象に指定することの影響は、リスク要素が相殺を決定する際の参照点となることだということに留意した(すなわち、ヘッジ手段の公正価値変動が、ヘッジ対象全体ではなく指定されたリスク要素の価値の変動と比較される)。これにより比較がより焦点の合ったものとなる。ヘッジされていないリスクの価値の変動の影響を除外することとなり、ヘッジ非有効部分がヘッジの成否のより良い指標ともなるからである。当審議会は、ヘッジ会計の要求事項がリスク要素ではない他のヘッジ対象に適用されるのと同じ方法でリスク要素に適用されることに留意した。したがって、リスク要素がヘッジ対象として指定された場合でも、ヘッジ非有効部分は依然として発生する可能性があり、測定して認識しなければならない。例えば、
 - (a) 固定金利の負債性金融商品を、金利スワップを使用してキャッシュ・フローの変動 可能性に対してヘッジしている。この 2 つの金融商品は、同一のベンチマーク金利 に連動しているが、変動支払の金利改定日が異なっている。ヘッジ対象はベンチマ ーク金利に関連したキャッシュ・フローの変動可能性として(すなわち、リスク要 素として)指定されているが、金利改定日の相違によりヘッジ非有効部分が生じる。

変動金利債務に係る変動支払の「金利改定日」リスク要素(金利スワップの金利改定日を反映する)の識別の根拠となる市場構造はない。特に、金利スワップの契約条件は、金利スワップの契約条件を変動金利の債務に投影することで単純に帰属させることはできない。

- (b) 固定金利の負債性金融商品を、金利スワップを使用して公正価値金利リスクに対してヘッジしている。この 2 つの金融商品は、固定金利支払についての日数計算方法が異なっている。ヘッジ対象はベンチマーク金利に関連した公正価値の変動として(すなわち、リスク要素として)指定されているが、日数計算方法の相違によりヘッジ非有効部分が生じる。固定金利債務に係る固定支払の「日数計算」リスク要素(金利スワップの日数計算方法を反映する)の識別の根拠となる市場構造はない。特に、金利スワップの契約条件は、金利スワップの契約条件を固定金利の債務に投影することで単純に帰属させることはできない。
- (c) ある企業が、軽質スイート原油のベンチマークに連動した変動価格の石油供給契約により原油を購入する。ベンチマーク油田の自然な衰退により、当該ベンチマークに係るデリバティブ市場は流動性が大幅に低下している。これに対応して、企業は別の地域における軽質スイート原油の別のベンチマークに係るデリバティブの使用を決定する。そのデリバティブ市場の方がずっと流動性が高いからである。その流動性が高い方のベンチマークと流動性が低い方のベンチマークに係る原油価格の変動は、密接な相関があるが若干の相違がある。この2つの石油ベンチマーク価格の相違により、ヘッジ非有効部分が生じる。この流動性が高い方のベンチマークを当該石油供給契約における変動支払の構成要素として識別する根拠となる市場構造はない。特に、流動性が高い方のベンチマークに連動するデリバティブの契約条件は、当該デリバティブの契約条件を石油供給契約に投影することで単純に帰属させることはできない。
- (d) ある企業がジェット燃料の購入予定による価格リスクに晒されている。企業がジェット燃料を購入するのは北米及び欧州においてである。企業は、北米の拠点でのジェット燃料購入について妥当な原油ベンチマークはWTIであり、欧州の拠点でのジェット燃料購入についてはブレントであると決定する。したがって、企業は、北米でのジェット燃料購入のWTI原油要素と欧州でのジェット燃料購入のブレント原油要素とをヘッジ対象に指定する。歴史的に、WTIとブレントは密接な相関があり、企業の北米での購入量は欧州での購入量を大きく上回っている。このため、企業は1種類のヘッジ契約(WTIに連動)をすべての原油要素について使用する。WTIとブレントとの間の価格差異の変動により、欧州でのジェット燃料の購入予定に関してヘッジ非有効部分が生じる。WTIをブレントの構成要素として識別する根拠となる市場構造はない。特に、WTI先物の契約条件は、当該デリバティブの契約条件を欧

州でのジェット燃料購入予定に投影することで単純に帰属させることはできない。

- BC6.96 したがって、当審議会は、リスク要素をヘッジ対象に指定することは、ヘッジ非有効部分が発生しないことや認識されなくなることを意味しないことに留意した。
- BC6.97 当審議会は、ヘッジ非有効部分が認識されないことに関する懸念は、特に非金融商品項目の契約上明示されていないリスク要素に関連したものであることに留意した。しかし、当審議会は、これは金融商品か非金融商品項目かの問題ではないと考えた。ヘッジ非有効部分の決定は、例えば、ベンチマーク金利要素をヘッジ対象として指定する場合の固定金利の負債性金融商品については、コモディティ価格リスクの場合に比べて煩雑さが増えることも減ることもない。両方の場合において、リスク要素の適切な指定は市場構造の適切な分析に依拠する。当審議会は、コモディティ・リスクについてのデリバティブ市場が発展してきており、ヘッジの有効性の改善に役立つ慣行が生じていることに留意した。例えば、非常に流動性の高いコモディティのベンチマークが発展しており、基礎となっているコモディティの物理的数量よりもはるかに大きな量のデリバティブの市場取引が可能となり、広く利用できるベンチマークを容易にしている。
- BC6.98 そうした検討及び公開草案に対して寄せられた回答を考慮して、当審議会は、適格なヘッジ対象としてのリスク要素という考え方を維持することを決定した。ヘッジが行われる市場及び状況には非常に多様性があるため、当審議会としては、一部の市場、リスク又は地域に対する恣意的な差別を避けるため、適格なリスク要素の識別について要件ベースのアプローチを使用する以外に代替案がなかった。したがって、当審議会は、リスク要素(金融商品と非金融商品項目の両方の)が適格なヘッジ対象となるためには、独立して識別可能で信頼性をもって測定可能でなければならないと決定した。コメント提出者からの要望に対応して、当審議会は、適格なリスク要素の決定方法(市場構造の役割を含む)についての例示を拡張することも決定した。
- BC6.99 当審議会は、契約上明示されていない物価上昇リスク要素の指定を禁止するという公開草案の提案についても議論した。この禁止は IAS 第 39 号を引き継いだものであった。当審議会は、全面的な禁止は、リスク要素の適格性についての一般的な要件が適用できず、その結果、場合によっては物価上昇リスクについてリスク要素を識別する根拠となり得る状況があるかもしれないという可能性の余地を残さないものであることに留意した。他方、当審議会は、この制限をなくすと、ヘッジ会計への物価上昇リスク要素の使用を必ずしも適切ではない場合に奨励することになるのを懸念した。これが当てはまるのは、あるリスク要素が、市場構造が根拠となってヘッジ対象について独立に決定されるのではなく、例えば、実際にヘッジとして使用される物価上昇デリバティブの契約条件をヘッジ対象に単純に投影することにより決定されるような場合である。このトレードオフを考慮して、当審議会は、金融市場は絶えず発展しており、要求事項は時が経つにつれての市場の変化に対応する余地を持つべきだとも考えた。

BC6.100 結局のところ、当審議会はこの禁止を削除することを決定した。しかし、当審議会は、この決定が、単に物価上昇リスク要素をリスク要素の指定に関する要件の適切な適用なしにヘッジ会計に使用することを「機械的に承認した」ものと誤解されるおそれがあることを懸念した。したがって、当審議会は、確定版の要求事項に注意書きを含めることに合意した。物価上昇リスクが適格なリスク要素であるかどうかを決定するためには、リスク要素の指定に関する要件が適切に適用されるように、事実及び状況の慎重な分析が必要とされるという旨である。したがって、当審議会は、金融商品項目の契約上明示されていない物価上昇リスク要素に関する「反証可能な前提」を加えることを決定した。

「片側」リスク要素の指定

- BC6.101 IAS 第 39 号では、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー又は公正価値の変動のうち、特定の価格又は他の変数を上回るか又は下回る部分のみ(片側リスク)を企業が指定することを認めていた。例えば、企業がある金融商品の特定の種類のリスク(例えば、金利リスク)のうち事前に決めた水準を超える部分(例えば、5%超)に対するエクスポージャーを、買建オプション(例えば、金利キャップ)を使ってヘッジするかもしれない。この場合、企業は特定の種類のリスクの一部分をヘッジしている(すなわち、5%超の金利エクスポージャー)。
- BC6.102 さらに、当審議会は、片側リスク・エクスポージャーのヘッジは一般的なリスク管理活動であることに留意した。当審議会は、片側リスクのヘッジに関する主要な論点は、ヘッジ手段としてのオプションの利用であることにも留意した。したがって、当審議会は、IAS 第 39 号と同様に、片側リスク要素をヘッジ対象として指定することを認めることを決定した。ただし、当審議会は、オプションの時間的価値の会計処理を変更することを決定した(BC6.264 項から BC6.291 項参照)。
- BC6.103 当審議会は、公開草案の再審議において、片側リスク要素のヘッジ対象としての適格性に関する当初の決定を維持した。

名目金額の比例部分の指定

- BC6.104 当審議会は、金融商品の合計キャッシュ・フローの何らかの数量化可能な名目部分である構成要素は、通常は識別可能であることに留意した。例えば、ある貸付金の契約上のキャッシュ・フローの比例的部分(例えば、50%)は、当該貸付金の特徴のすべてを含んでいる。言い換えれば、その50%部分の価値及びキャッシュ・フローの変動は、当該金融商品全体の変動の半分である。
- BC6.105 当審議会は、項目の比例的部分が多くの異なるリスク管理戦略の基礎となっており、 実務上一般的にヘッジされている(多くの場合、リスク要素と組み合わせて)ことに留 意した。当審議会は、ヘッジ関係の有効性が測定できる場合には、企業がある項目の比

例的部分をヘッジ対象として指定することを認めるべき (IAS 第 39 号が従来認めていたように) であると結論を下した。

BC6.106 当審議会は、公開草案の再審議において当初の決定を維持した。

名目金額の階層要素の指定

- BC6.107 IAS 第 39 号は、ヘッジ対象として指定された予想される取引(予定取引)を十分に特定して識別と文書化を行い、取引の発生時にその取引がヘッジ対象取引なのかどうかが明確となるようにすることを企業に要求していた。その結果、IAS 第 39 号では、予定取引を名目金額の「階層」要素として識別することを認めていた。例えば、特定の月の石油の購入のうち最初の 100 バレル(すなわち、合計の石油購入数量の中の階層)である。このような指定は、ヘッジ対象に関して金額又は時期についての何らかの不確実性があるという事実に対応している。この不確実性は、ヘッジされた数量が発生する限りにおいては(どの特定の個別項目がその数量を構成するのかには関係なく)、ヘッジ関係に影響を与えない。
- BC6.108 当審議会は、同様の考慮を一部の状況における既存の取引又は項目のヘッジにも適用 すべきかどうかを検討した。例えば、確定約定や貸付金にも、次のような理由で何らか の不確実性があるかもしれない。
 - (a) 契約が契約違反により解約されるかもしれない(すなわち、不履行)。
 - (b) 早期終了オプション(公正価値での返済についての)の付いた契約が満期前に終了 となるかもしれない。
- BC6.109 予想される取引と既存の取引及び項目の両方に不確実性があることから、当審議会は、 階層要素を指定する目的上、こうした取引及び項目を区別しないことを決定した。
- BC6.110 当審議会は、ある項目の比例的部分である構成要素をヘッジ対象として指定すると、 階層要素をヘッジ対象として指定した場合と比べて、異なる会計上の結果を生じる可能 性があることに留意した。そうした構成要素の指定が企業のリスク管理戦略と合致しな い場合には、純損益が財務諸表利用者に誤解を生じさせる情報又は有用性の低い情報を 提供する結果となるおそれがある。
- BC6.111 当審議会の考えでは、ヘッジ対象を階層要素として指定することが適切な場合があるかもしれない。したがって、当審議会は、公開草案において、階層要素をヘッジ対象として指定することを認めることを提案した(予想される取引及び既存の取引について)。当審議会は、期限前償還オプションを含んだ契約の階層要素は、ヘッジされるリスクの変動が当該オプションの公正価値に影響を与える場合には、公正価値ヘッジにおけるヘッジ対象として適格とすべきではないと決定した。当審議会は、期限前償還オプション

の公正価値がヘッジされるリスクに対応して変動する場合には、階層アプローチは独立 に識別可能でないリスク要素を識別することに等しくなることに留意した (ヘッジされ るリスクに起因する期限前償還オプションの価値の変動は、ヘッジ有効性が測定される 方法の一部ではないからである)。

- BC6.112 公開草案に対するコメント提出者の大半は、定義された名目金額からの階層要素の指定を認めるという公正価値ヘッジの変更案に同意した。彼らは、こうした階層により企業が実際にヘッジしているリスクをより適切に反映できるようになることに同意した。
- BC6.113 しかし、多くのコメント提出者は、いかなる状況においても、公正価値がヘッジされているリスクの変動の影響を受ける期限前償還オプションを含んだすべての契約について、公正価値ヘッジにおける階層要素の指定を禁止するという当審議会の提案に反対した。それらのコメント提出者の主な反対理由は、この提案は一般的なリスク管理戦略と整合せず、期限前償還オプションの公正価値変動は、底溜り階層の文脈においては関連性がないというものであった。
- BC6.114 受け取ったコメントを踏まえて、当審議会は次のことを議論した。
 - (a) 階層要素を公正価値ヘッジにおけるヘッジ対象として指定することの禁止は、期限 前償還オプションを含んだ項目又は契約(の全体)に関するものとすべきか、それ とも指定された階層が期限前償還オプションを含んでいる状況のみに関するものと すべきか。
 - (b) 階層要素が関連する期限前償還オプションの影響を含んでいる場合に、階層要素を 公正価値へッジにおけるヘッジ対象として指定することができるか。
 - (c) この要求は売建オプションと買建オプションとを区別すべきかどうか。区別することにより、買建オプションの付いた項目(すなわち、企業がオプション保有者である場合)について階層部分を指定できるようになる(例えば、早期償還可能な債券に含まれている債務者のコール・オプション)。
- BC6.115 当審議会は、ある契約が全体の金額の一部のみについて期限前償還可能である状況について議論した。これは、残りの部分は期限前償還可能ではなく、したがって期限前償還オプションを含んでいないことを意味する。例えば、元本金額が CU100 で満期が 5年のローンで、債務者が各年度末に CU10までを (額面で)返済できるものは、CU40だけが期限前償還可能 (異なる時点において)であり、CU60は期限前償還可能ではなく 5年の固定期間を有する。CU60は期限前償還の影響を受けない固定期間の債券なので、その公正価値には期限前償還オプションの影響は含まれない。したがって、このCU60に係る公正価値の変動は、他の金額に係る期限前償還オプションの公正価値変動とは関連がない。これは、その CU60が階層要素として指定されたとした場合には、へ

ッジ非有効部分は期限前償還オプションの公正価値の変動を適切に除外することとなることを意味する。当審議会は、これは期限前償還オプション(BC6.111 参照)を含んだ項目又は契約(の全体)の階層要素を指定することの禁止を提案した論拠と整合すると考えた。しかし、当審議会は、期限前償還可能な金額(すなわち、開始時には CU40、1年後には CU30、2年後には CU20、3年後には CU10)の公正価値の変動には、期限前償還オプションが含まれているので、これらの金額に係る階層の指定は当審議会の論拠(BC6.111 参照)と矛盾することに留意した。当審議会は、上記の例における CU60 の階層を、全体が期限前償還可能な CU100 の合計金額の中から満期時に残ると予想されるCU60 の底溜り部分と混同すべきではないことに留意した。相違点は、より大きな期限前償還可能な金額のうちの予想残存金額は、変動可能性のある契約上の満期の予想される最終結果であるのに対し、上記の例における CU60 は、固定された契約上の満期の確定した結果であることである。

- BC6.116 したがって、当審議会は次のことを決定した。
 - (a) 階層ベースでのヘッジ対象の指定を認める(当該項目が、公正価値がヘッジされているリスクの変動の影響を受ける期限前償還オプションを含んでいない場合に)という公開草案の提案を確認する。
 - (b) 部分的に期限前償還可能な項目の指定時において期限前償還可能ではない金額について階層ベースの指定を認める。
- BC6.117 当審議会は、ヘッジ対象の公正価値の変動を算定する際に関連する期限前償還オプションを含んでいる場合に、階層要素を公正価値ヘッジにおけるヘッジ対象としての指定に利用可能とすべきかどうかも議論した。
- BC6.118 ある階層に影響を与える期限前償還オプションの公正価値の変動を、ヘッジ非有効部分の算定に含めることは、次のような結果を生じる。
 - (a) 指定されたヘッジ対象には、ヘッジされるリスクの変動が当該階層の公正価値に与える全体の影響が含まれることとなる(すなわち、期限前償還オプションから生じる影響が含まれる)。
 - (b) 当該階層をヘッジするヘッジ手段(又は共同で指定されているヘッジ手段の組合せ)が、当該階層の期限前償還オプションを反映するオプション要素を有していない場合には、ヘッジ非有効部分が生じる。
- BC6.119 当審議会は、階層をヘッジ対象として指定することは、ヘッジ対象の公正価値の変動を算定する際に関連する期限前償還オプションの影響を含んでいる場合には、階層指定についての期限前償還オプションの含意に関する要求事項の提案の論拠(BC6.111 参照)と矛盾しないことに留意した。

- BC6.120 したがって、当審議会は、階層部分がヘッジ対象の公正価値の変動を算定する際に関連する期限前償還オプションの影響を含んでいる場合には、階層部分をヘッジ対象として指定することを認めるべきだと決定した。
- BC6.121 当審議会は、公正価値ヘッジにおけるヘッジ対象の階層ベースの指定の適格性を判定する目的上、期限前償還オプションの売建と買建とを区別すべきかどうかも検討した。一部のコメント提出者は、企業がオプション保有者である場合は、企業がオプションの行使をコントロールできるので、当該オプションはヘッジされるリスクの影響を受けないことを証明できると主張した。
- BC6.122 しかし、当審議会は、ヘッジされるリスクは期限前償還オプションの公正価値に影響を与えることに留意した。これは、特定のオプション保有者がそれを実際にその時点で行使するのか、それとも将来において行使する意図であるのかには関係がない。オプションの公正価値は、生じ得る結果を表現しており、したがって、「イン・ザ・マネー」となる金額が、期限前償還オプションを考慮に入れる前の公正価値とは異なる金額(例えば、額面)で返済されるかもしれないというリスクを反映している。したがって、当審議会は、期限前償還オプションが買建オプションなのか売建オプションなのかは、オプションの公正価値の絶対額の変動には影響を与えず、企業の観点から見て利得なのか損失なのかを決定する者であることに留意した。言い換えると、当審議会は、誰がオプションの行使をコントロールしているのかという側面は、本源的価値が実現されるかどうか(それが存在するかどうかではなく)に関係するものだと考えた。
- BC6.123 したがって、当審議会は、ヘッジ対象の階層ベースの指定の適格性を判定する目的上、 期限前償還オプションの売建と買建とを区別しないことを決定した。

ある項目の構成要素と合計キャッシュ・フローとの関係

- BC6.124 IAS 第 39 号は、企業が利付資産又は負債の LIBOR 部分を指定することを、当該金融商品が LIBOR にゼロ又は正のスプレッドを上乗せされている場合に認めている。企業が有している利付負債性金融商品の金利が LIBOR 未満である (又は明らかに LIBOR を下回る参照金利に連動している) 場合には、企業は、負債性金融商品に係る実際のキャッシュ・フローを超える LIBOR キャッシュ・フローを仮定するような、LIBOR リスク要素に基づくヘッジ関係を指定することができない。しかし、LIBOR に負のスプレッドの付いた資産又は負債については、企業はヘッジ対象のキャッシュ・フローのすべてをLIBOR 金利リスクについて指定することにより、ヘッジ会計を達成できる可能性がある(これは、ヘッジ対象のキャッシュ・フローを超過するキャッシュ・フローを仮定するLIBOR 要素の指定とは異なる)。
- BC6.125 企業 (特に銀行) が LIBOR 未満の資金調達 (LIBOR からスプレッドをマイナスした 表面金利又はそれに相当する固定金利) を利用している場合、負のスプレッドは借手に

とっての正のマージンを表す。これは、銀行は平均的に銀行間市場での資金調達について LIBOR を支払っているからである。これが生じる別の例は、参照金利が LIBOR と高い相関があり、参照指標への資金提供者の信用リスクが LIBOR に比べて良好であることにより負のスプレッドが生じる場合である。ヘッジ関係を締結する際に、企業は価格が LIBOR 未満の取引のすべてについて標準化されたヘッジ手段を(合理的なコストで)入手することはできない。したがって、このような企業は LIBOR を基礎数値とするヘッジ手段を使用する。

- BC6.126 公開草案に至る審議の中で、当審議会は、それらの審議に付随したアウトリーチ活動からサブ LIBOR 問題に関するフィードバックを受け取ったことに留意した。そのフィードバックは、一部の参加者が次のように考えていたことを示した。金融商品の実際のキャッシュ・フローを超過するようなキャッシュ・フローを仮定するリスク要素の指定は、ヘッジ対象のベンチマーク金利に対してのスプレッドが負である状況においては、リスク管理を反映しているという考えである。彼らは、LIBOR リスクをベンチマーク要素としてヘッジすることを可能にし、スプレッドを負の残余要素として扱うべきだと考えていた。彼らは、LIBOR (又は相関のある指標)に起因するキャッシュ・フローの変動可能性に対するエクスポージャーを、LIBOR スワップを使用してヘッジしていると主張した。
- BC6.127 公開草案に至る審議の中で、当審議会は、リスク管理目的上、企業が通常ヘッジしようとするのは、金融商品の実効金利ではなく、LIBOR に起因するキャッシュ・フローの変動可能性の変動であることに留意した。これを行うことにより、こうした企業は、ベンチマーク金利リスクに対するエクスポージャーが管理されること、及びヘッジ対象の利益マージン(すなわち、ベンチマークに対してのスプレッド)が LIBOR の変動に対して保護される(LIBOR が負のスプレッドの絶対値を下回らない限り)ことを確保する。このリスク管理戦略は、LIBOR 関連の金利リスクについて、LIBOR に対してのスプレッドがゼロ又は正である場合と同様の相殺となる変動を提供する。しかし、LIBOR が負のスプレッドの絶対値を下回った場合には、「負の」金利、又は市場金利の動きと整合しない金利となる(「逆フローター」と同様に)。当審議会は、こうした結果は関連する経済的現象と整合しないことに留意した。
- BC6.128 こうした結果を避けるために、当審議会は、指定された構成要素がヘッジ対象の合計キャッシュ・フローを超える場合のリスク要素の指定に関する IAS 第 39 号における制限を残すことを提案した。しかし、当審議会は、ヘッジ会計は依然として利用可能であることを強調した。ある項目のすべてのキャッシュ・フローを特定のリスク(すなわち、当該項目の実際のキャッシュ・フローのリスク要素)について指定することに基づいてである(BC6.124 項参照)。
- BC6.129 当審議会には、この制限を維持する提案に対して賛否両論が寄せられた。一部には、

その制限及び当審議会がそれを維持する論拠に同意する意見があった。他方、この制限は一般的なリスク管理の実務と不整合であることを懸念する意見もあった。反対した人々の考えは、LIBOR全体に相当するベンチマーク・リスク要素をヘッジ対象に指定して、LIBOR全体と契約上の金利との間のスプレッドを負の残余要素として扱うことを可能にすべきだというものであった。彼らの見解は、LIBOR(又は相関のある指標)に起因するキャッシュ・フローの変動可能性に対するエクスポージャーをLIBORスワップを使用してヘッジしているという事実を反映している(例についてBC6.133参照)。彼らの考えでは、当審議会の提案は、ヘッジ関係を適切に反映することを認めないものであり、リスク管理戦略を反映しない(と彼らが考える)ヘッジ非有効部分の認識を強制することとなる。

- BC6.130 提起された懸念に対応して、当審議会は、ヘッジ対象の実際の合計キャッシュ・フローを超過するキャッシュ・フローを仮定するベンチマーク・リスクのベースでのリスク要素の指定を認めるべきかどうかを検討した。
- BC6.131 再審議の一環として、当審議会は、ある金融商品がゼロの金利フロアー又は負の金利 (すなわち、フロアーなし)を有するかどうかを決定する契約条件が、どのようにサブ LIBOR 金融商品の LIBOR 要素全体の指定に影響を与える可能性があるのかを議論した。
- BC6.132 当審議会は、固定金利を支払う負債を有し、変動金利の貸付を供与して、両方の金融商品の価格をサブ LIBOR 金利で設定している企業の例を議論した。この企業は、複合ポジションについて稼得するマージンを固定する目的で、LIBOR ベースの金利スワップを行う。企業がその金融資産から生じる金利リスクに基づいてヘッジ対象を指定したいと考える場合には、これはサブ LIBOR 資産からの変動金利キャッシュ・フローのキャッシュ・フロー・ヘッジの一例となる。
- BC6.133 当審議会は、変動金利の資産がゼロの金利フロアーを有し、LIBORが当該資産の負のスプレッドの絶対値を下回った場合には、当該資産に対するリターン(スワップの影響を考慮した後)は、金利スワップにフロアーがない結果として増加することに留意した。これは、LIBORリスク要素全体のベースで指定された場合には、ヘッジ関係がマージン固定の考え方と整合しない結果となることを意味する。この例では、マージンが固定されずに変動となる可能性がある。当審議会は、ヘッジ会計の文脈では、これは純損益に認識しなければならないヘッジ非有効部分を生じることとなると考えた。当審議会は、このヘッジ非有効部分は相殺するキャッシュ・フローがないことから生じたものであり、したがって、変動金利資産とスワップに係るキャッシュ・フローの変動の間の純粋な経済的ミスマッチを表していることに留意した。このため、LIBOR要素全体を、価格がサブ LIBOR に設定されている金融商品について帰属させる場合には、ヘッジ非有効部分をその他の包括利益に不適切に繰り延べることになる。当審議会の考えでは、これは金利スワップについての発生主義会計に等しい。

- BC6.134 これと対照的に、当審議会は、変動金利の資産にフロアーがない場合には、ヘッジ関係に含まれるサブ LIBOR 金融商品は、たとえ LIBOR がスプレッドの絶対値を下回っても、LIBOR とともに動くキャッシュ・フローの変動を依然として有することとなることにも留意した。したがって、マージンを固定するヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動可能性は、LIBOR の水準に関係なく、サブ LIBOR 金融商品のキャッシュ・フローの変動可能性により相殺される。言い換えると、資産にフロアーがない場合の LIBOR に関連したキャッシュ・フローの変動可能性は、LIBOR 要素全体の変動可能性と同等であり、したがって、提案された要求事項では、ヘッジ対象をそれに従って(すなわち、LIBOR リスク要素全体のキャッシュ・フローの変動として)指定することは禁止されない。
- BC6.135 その結果、当審議会は、金融商品又は非金融商品項目のキャッシュ・フローの構成要素をヘッジ対象として指定する場合、その構成要素は当該項目全体の合計キャッシュ・フロー以下でなければならないという公開草案での提案を確認することを決定した。
- BC6.136 さらに、当審議会は、IAS 第 39 号から公開草案に引き継いだ設例には、金融商品項目のみが含まれていたことに留意した。IAS 第 39 号では、この論点を適用できるのが金融商品項目のみだったからである。しかし、新しいヘッジ会計モデルでは、この論点はそれぞれのベンチマーク価格未満で取引される非金融商品項目にも適用されることから、当審議会は、コモディティがベンチマーク・コモディティ価格に対して割引価格となっている状況におけるコモディティ価格リスクのヘッジの例を追加することを決定した。

ヘッジ会計の適格要件

有効性判定

- BC6.137 IAS 第 39 号に従ってヘッジ会計に適格となるためには、ヘッジはきわめて有効でなければならなかった(予想及び過去の両方について)。したがって、企業は各ヘッジ関係について 2 つの有効性判定を行わなければならなかった。事前の判定は、ヘッジ関係が将来において有効であるという予想を裏付けるものであった。事後の判定は、ヘッジ関係が当報告期間において有効であったことを判断するものであった。事後の有効性判定はすべて、定量的な方法で行うことが要求されていた。しかし、IAS 第 39 号は、ヘッジ有効性の判定について特定の方法を明示していなかった。
- BC6.138 「きわめて有効」という用語は、ヘッジ関係が相殺をどの程度達成したのかを指していた。ヘッジ手段の公正価値又はキャッシュ・フローの変動とヘッジ期間中のヘッジされるリスクに起因するヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動との間の相殺である。IAS 第 39 号は、相殺が 80%から 125%の範囲にある場合にヘッジをきわめて有効とみなしていた(しばしば「明確な境界線」テストの通称で呼ばれていた)。
- BC6.139 公開草案に至る審議において、当審議会は、それらの審議に付随したアウトリーチ活

動から、IAS 第 39 号におけるヘッジ有効性判定に対するフィードバックを受け取ったことに留意した。そのフィードバックは次のことを示していた。

- (a) 多くの参加者が、IAS 第 39 号におけるヘッジ有効性判定は恣意的で、煩雑であり 適用が困難だと考えていた。
- (b) その結果、ヘッジ会計とリスク管理戦略との結び付きがほとんど又は全くないこと が多かった。
- (c) ヘッジ有効性が 80%から 125%の範囲の外にある場合にはヘッジ会計が達成されなかったため、ヘッジ会計を企業のリスク管理戦略の文脈で理解することが困難になっていた。
- BC6.140 したがって、公開草案において、当審議会はより原則ベースのヘッジ有効性判定を提案した。当審議会は、ヘッジ関係が次の両方に該当する場合にはヘッジ有効性の要求を満たすと提案した。
 - (a) ヘッジ有効性判定の目的に合致していること (すなわち、ヘッジ関係が偏りのない 結果をもたらし、予想されるヘッジ非有効部分を最小化すること)
 - (b) 偶然ではない相殺を達成すると期待されること
- BC6.141 公開草案に対するコメント提出者の大半は、80%から 125%という定量的テストの削除を支持した。それらのコメント提出者は、当審議会がヘッジ会計全般において明確な境界線の使用を避けたことと、より原則ベースの有効性判定への動きも支持した。
- BC6.142 少数のコメント提出者のみが提案に反対した。主として、IAS 第 39 号における量的閾値が適切だと考えていたからであった。彼らは、完全に原則ベースのアプローチは運用上の困難を生じ、ヘッジ会計の適用を不適切に拡大する可能性があるとも考えていた。
- BC6.143 以下のセクションは、当審議会の検討事項を詳述している。

ヘッジ有効性判定の目的

- BC6.144 伝統的に、会計基準設定主体はヘッジ関係がヘッジ会計に適格となるための高い閾値を設けてきた。当審議会は、これによりヘッジ会計が恣意的で煩雑なものとなっていたことに留意した。さらに、80%から 125%という恣意的な「明確な境界線」のためにヘッジ会計とリスク管理とが切断されていた。このため、ヘッジ会計の結果を財務諸表の利用者に説明することが困難になっていた。これらの懸念に対応するため、当審議会は、IAS 第 39 号の 80%から 125%という明確な境界線の代わりに、ヘッジ有効性を判定するための目的を基礎としたモデルを提案することを決定した。
- BC6.145 審議の間に、当審議会は当初、どのヘッジ関係がヘッジ関係に適格となるのかを決定

するための目的を基礎とした判定を検討した。当審議会の意図は、判定は特定の水準の ヘッジ有効性を基礎とすべきではないということであった。当審議会は、IAS 第 39 号に おける判定の恣意的な結果を避けるためには、明確な境界線を単に動かすのではなく、 取り除かなければならないと判断した。当審議会は、ヘッジ有効性判定の目的は、ヘッ ジ会計が相殺の考え方に基づいていることを反映すべきだという考えであった。

- BC6.146 当審議会が当初に検討したアプローチに従って、有効性判定は、偶然の相殺を識別してそのような状況でヘッジ会計をさせないことだけを目的としていた。この判定は、リスク管理の目的に合致することが期待できるかどうかを確かめるための、ヘッジ期間中のヘッジ関係の生じ得る動きの分析を基礎とするものであった。当審議会は、提案したアプローチはヘッジ会計とリスク管理の実務との関係を強化すると考えていた。
- BC6.147 しかし、当審議会は、この当初に検討したアプローチは十分に厳格ではないかもしれないことを懸念した。明確なガイダンスがないと、企業は適切でないヘッジ関係を指定するおそれがあるからである。そうしたヘッジ関係は、もっと適切なヘッジ関係の指定をすれば避けられる意図的なヘッジ非有効部分を生じ、したがって偏ったものとなる。当審議会は、IAS 第 39 号における 80%から 125%の明確な境界線は、企業が偏った結果をもたらすヘッジ比率を選択する場合にトレードオフを生じることに留意した。その結果は非有効部分の増大を代償として得たものであり、範囲の外に出てしまうリスクを高めるからである。しかし、当審議会は、80%から 125%の範囲が提案により削除されることに留意した。したがって、当審議会は、当初の有効性判定の目的を拡大してヘッジ比率も含めることを決定した。したがって、公開草案において、当審議会は、ヘッジ関係の有効性判定の目的は、偏りのない結果をもたらし予想される非有効部分を最小化するように企業がヘッジ関係を指定することであると提案した。
- BC6.148 当審議会は、多くの種類のヘッジ関係が、除去できない非有効部分を不可避的に伴うことに留意した。例えば、企業が費用効果の高いヘッジ関係を達成するために受け入れるヘッジ手段とヘッジ対象との基礎数値の相違又は他の相違により、非有効部分が発生する可能性がある。当審議会は、企業がヘッジ関係を設定する際には、ヘッジ手段の価値の変動がヘッジ対象の価値の変動を意図的に上回るか又は下回るという期待があるべきではないと考えた。その結果、当審議会は公開草案において、ヘッジ関係は、ヘッジ対象とヘッジ手段のウェイト付けの意図的なミスマッチを含むような方法で(会計目的上)設定すべきではないと提案した。
- BC6.149 しかし、公開草案に対するコメント提出者の多くは、目的に基づく有効性判定に関する追加的なガイダンスを示すよう当審議会に要望した。特に、「偏りのない結果」と「予想されるヘッジ非有効部分の最小化」の概念についてである。それらのコメント提出者は、公開草案の文案のような要求事項では、IAS 第39号における明確な境界線による有効性テストよりも制限的で煩雑なものと解釈される可能性があり、リスク管理の実務と

整合しないことを懸念していた。より具体的には、それらのコメント提出者は、公開草案の文案によるヘッジ有効性判定の目的は、「完全に有効」なヘッジ関係の設定を企業に要求しているものと解釈される可能性があることを懸念していた。彼らは、これは100%の有効性という明確な境界線に基づく有効性判定となり、こうしたアプローチは次のような結果となると懸念していた。

- (a) 多くの状況において企業がヘッジ関係を「完全に有効」にするようなヘッジ手段を 使用していないことを考慮に入れないことになる。彼らは、企業が完全なヘッジ有 効性を達成しないヘッジ手段を使用するのは、「完全な」ヘッジ手段は次のいずれか の状態にあるからだと指摘した。
 - (i) 利用可能でない。
 - (ii) ヘッジとして費用対効果が低い(安上がりないしは流動性が高いが、完全な一致を提供しない標準化された金融商品と比較して)
- (b) 数学的最適化行動として解釈される可能性がある。言い換えると、企業が開始時に (及び継続的に)完全なヘッジ関係を探求するよう企業に要求するものとなること を彼らは懸念していた。そうしないと、結果に偏りがあるとみなされる可能性があ り、ヘッジ非有効部分がおそらく「最小化」されないこととなるからである。
- BC6.150 「完全に有効」ではないヘッジ手段の使用に関する懸念を考慮して、当審議会は、適切なヘッジ比率は基本的には会計上の決定ではなくリスク管理上の決定であることに留意した。適切なヘッジ比率を決定する際に、リスク管理は特に次の要因を考慮に入れる。
 - (a) ヘッジ手段及び当該手段の基礎数値の利用可能性(及び、その結果として、ヘッジ 対象とヘッジ手段との間に価値変動の差異が生じるリスクのレベル)
 - (b) ヘッジ非有効部分の予想される発生原因に関する許容水準 (これはどのような場合 にヘッジ関係をリスク管理目的で調整するのかを決定する)
 - (c) ヘッジのコスト (既存のヘッジ関係の調整のコストを含む)
- BC6.151 公開草案の提案の背景にあった当審議会の意図としては、企業は経済的考慮に基づいて選択した実際のヘッジ手段を出発点として用い、それに基づいて、要求事項案に従ったヘッジ比率を決定することとなる。言い換えると、当審議会の意図は、別のヘッジ手段(ヘッジされるリスクにより良く適合したかもしれないが企業が実行しなかったもの)で達成できたであろうヘッジ有効性及び関連するヘッジ比率を企業が考慮しなければならないというものではなかった。
- BC6.152 当審議会は、提案したヘッジ有効性判定の目的を、それが数学的最適化行動となるお それがあるとの懸念の観点から再検討した。特に、当審議会は、デリバティブがその開

始後にヘッジ手段に指定され、指定の時点ですでにイン・ザ・マネー又はアウト・オブ・ ザ・マネーになっている状況(しばしば「遅れたヘッジ」と通称される)におけるその 提案の影響を検討した。当審議会は、ヘッジ比率を指定の時点でのデリバティブの(ゼ ロではない)公正価値に関して調整しなければならないのかどうかを検討した。これは 指定の時点でのヘッジ手段の公正価値が現在価値だからである。ヘッジ手段の残存期間 にわたり、この現在価値は割引前の金額まで増加していく(しばしば割引の振戻しと呼 ばれる)。当審議会は、ヘッジ対象にはこの効果について相殺する公正価値変動はないこ とに留意した(ヘッジ対象も同額だけイン・ザ・マネー又はアウト・オブ・ザ・マネー であるが反対方向であるという場合を除く)。したがって、デリバティブをその開始後に ヘッジ手段に指定する状況においては、企業はヘッジ手段の価値の変動がヘッジ対象の 価値の変動を一貫して上回るか又は下回ると予想することになる(すなわち、ヘッジ比 率が「偏りのない」ものとはならない)。提案したヘッジ有効性判定の目的を満たすため には、企業はヘッジ期間にわたるヘッジ手段とヘッジ対象の価値変動の間の一貫した差 異を避けるようにヘッジ比率を調整できるかどうかを検討することが必要となる。しか し、一貫した差異を避けるような比率を決定するためには、企業は基礎数値の実際の価 格又はレートがヘッジ関係の終了時においてどのようになるのかを知ることが必要とな る。したがって、当審議会は、提案したヘッジ有効性判定の目的は、企業が「遅れたへ ッジ」を有している(かなり一般的な)状況においては、提案したヘッジ有効性判定の 要求が満たされなくなるという趣旨に解釈される可能性があることに留意した。これは、 企業が、ヘッジ手段の価値の変動がヘッジ対象の価値の変動を一貫して上回るか又は下 回るという予想を伴わないようなヘッジ比率を、ヘッジ関係の指定のために特定するこ とができなくなるからである。当審議会は、公開草案における提案を行った際には、こ の結果を意図していなかった。

- BC6.153 当審議会は、ヘッジ関係がヘッジ非有効部分を最小化すべきだとする要求は、「最小」を特定することが、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件が完全には一致していないすべての状況において、かなりの努力を要すると示唆するものであることに留意した。したがって、ヘッジ非有効部分を最小化するという要求は、IAS 第 39 号におけるヘッジ有効性判定の運用上の問題点の多くを呼び戻すことになる。さらに、必要となる努力に関係なく、「最小」を特定したことを証明するのは困難であろう。
- BC6.154 当審議会は、公開草案を開発した際に「偏りのない」及び「予想されるヘッジ非有効部分の最小化」という概念を、次のことを確保するために盛り込んだことに留意した。
 - (a) 企業が、特定の会計上の結果を達成するために、実際にヘッジされる量とヘッジ対象に指定する量との差異を意図的に作り出さないようにする。
 - (b) 企業が、ヘッジ関係を不適切に指定して、より適切な指定により回避できるような 意図的なヘッジ非有効部分を生じさせないようにする。

当審議会は、この両方の面が、キャッシュ・フロー・ヘッジについての「低価」テストを無効にしたり、企業が実際にヘッジしているのよりも大きな量のヘッジ対象について公正価値ヘッジ修正を達成したりする結果となり得ることに留意した(すなわち、公正価値会計が実際にヘッジされる量に比べて不相応に拡張されることになる)。

- BC6.155 公開草案に対する反応を考慮に入れて、当審議会は、「偏りのない」(すなわち、ヘッジ手段の公正価値の変動がヘッジ対象の価値の変動を一貫して上回るか又は下回り、偏った結果を生じるという予想がないこと)及び「予想されるヘッジ非有効部分の最小化」という用語を削除することを決定した。その代わりに、当審議会は、より直接的に、企業のヘッジ手段の指定は、下記の両者に基づくヘッジ比率を使用しなければならないと述べることを決定した。
 - (a) 実際にヘッジしているヘッジ対象の量
 - (b) その量のヘッジ対象をヘッジするために実際に使用するヘッジ手段の量
- BC6.156 当審議会は、このアプローチには以下の利点があることに留意した。
 - (a) 本基準の要求により生じたヘッジ比率の使用により、最良の適合を提供しないヘッジ手段を企業が使用している(例えば、コスト効率性の考慮により)状況におけるヘッジ非有効部分に関する情報が提供される。当審議会は、リスク管理目的で決定されたヘッジ比率はヘッジ関係の特性及び企業のヘッジ非有効部分に関する予想を示す効果を有することに留意した。これには、最良の適合を提供しないヘッジ手段の使用により生じるヘッジ非有効部分が含まれる。
 - (b) ヘッジ会計をリスク管理に合致させることにもなり、新しいヘッジ会計モデルの全体的な目的と整合する。
 - (c) ヘッジ有効性判定において考慮すべき関連性のあるヘッジ手段は企業が使用すると 決定した実際のヘッジ手段である旨の明確化を求める公開草案に対するコメント提 出者からの要望に対応する。
 - (d) ヘッジ比率は、IAS 第 39 号 (80%から 125%の明確な境界線に適合することが条件 となっていた) の場合とは異なり、会計目的上の自由選択ではないという公開草案 で提案した考え方が維持される。
- BC6.157 当審議会は、悪用の可能性のある状況は、企業が会計上の観点からは「不適切に緩い」 と考えられるヘッジ比率を(リスク管理目的で)意図的に使用した場合のみであること に留意した。例えば、
 - (a) 企業が過大な量のヘッジ手段を使用する場合には、ヘッジ対象から生じるリスクを 軽減するのに必要とされるよりも多くのヘッジ手段を有することにより、コスト及

びリスクが増加する。しかし、会計上の観点からは、これは利点を生じない。ヘッジ手段の公正価値変動を生じさせ、それが公正価値ヘッジ及びキャッシュ・フロー・ヘッジの両方について純損益に影響を与えるからである。したがって、過大な量のヘッジ手段を使用する企業が得る結果は、公正価値変動が他の損益又はトレーディング損益ではなくヘッジ非有効部分として純損益に表示されるというだけのことである。これは企業の財務諸表におけるヘッジ非有効部分を増加させるが、全体的な純損益には何の影響もない。

- (b) 企業が小さすぎる量のヘッジ手段を使用する場合には、経済的にヘッジの空白部分が残ることになる。会計上の観点からは、これは公正価値ヘッジについては利点を生じるかもしれない。企業が適切なヘッジ比率を使用した場合に達成する量よりも大きな量の「ヘッジ対象」について公正価値ヘッジ調整を実現したいと考える場合においてである。さらに、キャッシュ・フロー・ヘッジについては、企業は「低価」テストを悪用し得る。ヘッジ手段の公正価値変動に比べて大きなヘッジ手段の公正価値変動から生じるヘッジ非有効部分が認識されないことになるからである。したがって、「不足した」量のヘッジ手段を使用することは経済的には有利とはならないが、会計上の観点からは、企業にとって望ましい結果となる可能性がある。
- BC6.158 当審議会は、上記のような悪用の可能性は、IAS 第 39 号では事後のヘッジ有効性判定の 80%から 125%の明確な境界線により黙示的に対処されていたことに留意した。この明確な境界線を削除するという決定 (BC6.144 項参照)をしたことから、当審議会は、この悪用の可能性に明示的に対処することを決定した。その結果、本基準は、ヘッジ会計の目的上、企業は、次のような方法でヘッジ関係を指定してはならないと要求している。それは、ヘッジ会計の目的と整合しない会計上の結果を生じる可能性のあるヘッジ非有効部分 (認識するかどうかに関係なく)を作り出すようなヘッジ対象とヘッジ手段との間の不均衡を反映するような方法である。

偶然ではない相殺

BC6.159 IAS第39号は、純粋に会計主導の比率ベースの明確な境界線のテスト(80%から125%の範囲)に基づいていた。これは会計をリスク管理から切り離すものであった(BC6.144項参照)。したがって、当審議会は、明確な境界線を、企業がリスク管理の観点からヘッジ会計の設計及びモニタリングを見る方法を反映することを目的とした考え方に置き換えることを提案した。これに固有なものは、「偶然ではない相殺」の概念であった。これはリスク管理の視点を、ヘッジ手段とヘッジ対象に係る利得及び損失の間の相殺というヘッジ会計モデルの一般的な概念と結び付けるものであった。当審議会は、この関連付けは、有効性判定は特定の有効性の水準を基礎とすべきではない(したがって、新たな明確な境界線を避ける)という意図を反映するとも考えた。

- BC6.160 公開草案に対するコメント提出者の多くが、「偶然ではない相殺」の概念について追加的なガイダンスを示すよう当審議会に要望した。多くの人々は、当審議会が、公開草案で提案した適用指針に含めていたヘッジ対象とヘッジ手段との間の経済的関係の側面に直接言及することにより、ガイダンス案を改訂することも提案した。
- BC6.161 当審議会は、「偶然ではない相殺」のような用語を用いた適格要件は抽象的となる可能性があることに留意した。フィードバックでは、これはヘッジ有効性判定の関連する側面又は要素を理解しにくくしていると指摘された。当審議会は、「包括的な用語」の使用を避けて要求事項を構成するすべての側面を明示することにより、コメント提出者の要望に対処してこの提案の抽象性を減らすことができると考えた。これは明瞭性を高め、ヘッジ有効性を判定する際にどの側面に関連性があるのかについてのより適切な理解を可能にすることとなる。
- BC6.162 したがって、当審議会は、「偶然ではない相殺」という用語を、本来の考え方をより適切に伝える要求事項に置き換えることを決定した。
 - (a) ヘッジ対象とヘッジ手段の間の経済的関係(これが相殺を生じさせる)が、ヘッジ 関係の開始時及び存続期間中に存在していなければならない。
 - (b) 信用リスクの影響が、経済的関係から生じる価値変動に優越していない。

「合理的に有効」の閾値

- BC6.163 若干のコメント提出者が、当審議会が原則ベースのヘッジ有効性判定ではなく「定性的な閾値」の使用を検討することを提案した。それらのコメント提出者は、ヘッジ有効性の要件を満たすためには、ヘッジ関係がヘッジ対象の公正価値の変動とヘッジ手段の公正価値の変動との相殺を達成する上で「合理的に有効」であることを要求すべきであると考えていた。
- BC6.164 当審議会は、「合理的に有効」という要件は、IAS 第 39 号で使用していた有効性判定の閾値の設計を維持するものであることに留意した。当審議会は、閾値を削除するのではなく動かすのでは、問題の根本的な原因への対処とはならないと考えた(BC6.144 参照)。提案されたアプローチは、閾値の水準を変更するだけである。当審議会は、この閾値は定性的な性質のものではあるが、運用可能とするためには、やはり定量的な指標(IAS 第 39 号における比率の範囲のような)に戻る危険性を生じることになると考えた。当審議会は、同様の懸念がフィードバックの一部として提起されたことに留意した。
- BC6.165 当審議会は、コメント提出者が公開草案における「偏りのない結果」への言及に関して提起した主要な懸念の一つが、「完全な」ヘッジ手段を識別することを企業に要求するものと受け取られる可能性があることや、どのヘッジ手段を実際に使用すべきかについての企業の商業的意思決定が制限されたり結果論で評価されたりする可能性があること

であったことにも留意した(BC6.149項参照)。

- BC6.166 当審議会は、「合理的に有効」への参照を用いることは同様の懸念を生じると考えた。 実際のヘッジ手段の選択から生じるどのくらいの大きさの非有効部分が「合理的」なの かという疑問を生じるからである(公開草案で提案した「偏りのない」の概念と同様)。 当審議会は、これが新興経済圏に特定の影響を与えるおそれがあることも懸念した。そ うした経済圏の企業は、ヘッジ手段を流動性の高い外国の市場で取引しなければならな いことが多く、このことは、そうした流動性の高い市場の経済圏にいる企業の場合より も、実際のエクスポージャーと一致するヘッジ手段を見つけることが困難であることを 意味するからである。
- BC6.167 さらに、当審議会は、「合理的に有効」という単一の用語の使用は、さまざまな側面を 混ぜ合わせることになり、当審議会が考慮した有効性判定のさまざまな側面(すなわち、 経済的関係、信用リスクの影響及びヘッジ比率)を統合することに等しくなることを懸 念した。当審議会は、ヘッジ有効性判定の目的の提案に対して寄せられたフィードバッ クから、単一の用語はその用語が記述する概念が多くの異なる側面を含んでいる場合に は抽象的となり過ぎることが明らかであることに留意した(BC6.161 項も参照)。
- BC6.168 したがって、当審議会は、定性的な「合理的に有効」という閾値をヘッジ有効性の判定に使用しないことを決定した。

ヘッジ有効性の要求が満たされているかどうかの判定の頻度

- BC6.169 公開草案に至る審議の中で、当審議会が提案したヘッジ有効性の要求の帰結として、 当審議会は、ヘッジ有効性の要求が満たされているかどうかの判定をどの程度の頻度で 行うべきかを検討した。当審議会は、企業はこの判定をヘッジ関係の開始時に行うべき だと決定した。
- BC6.170 さらに、当審議会は、ヘッジ有効性の要求が(依然として)満たされているかどうかを企業が継続的に判定すべきかどうかを検討した。これには、それらの要求事項を引き続き満たすために要求される可能性のある調整(バランス再調整)が含まれる(BC6.199項から BC6.212項参照)。これは、提案したヘッジ有効性の要求事項はヘッジ関係の期間を通じて満たされているべきだからである。当審議会は、それらの要求事項の判定は、ヘッジ有効性についての予想に関するものなので、将来予測的な(すなわち、事前の)もののみとすべきであることも決定した。
- BC6.171 したがって、公開草案に至る審議の中で、当審議会は、ヘッジ比率の再判定は、各報告期間の期首又は有効性判定の根拠となる状況の重大な変化があった時のいずれか早い時点で実施すべきだと結論を下した。
- BC6.172 公開草案の再審議の間にヘッジ有効性の要求事項の提案に対して行った変更は、判定

の頻度に関する当審議会の論拠に影響を与えるものではなかったことから、当審議会は、 当初の決定を維持した。

ヘッジ有効性の判定方法

- BC6.173 ヘッジ関係の有効性を判定するために用いる方法は、ヘッジ有効性判定の目的が達成されていることを証明するのに適したものである必要がある。当審議会は、ヘッジ関係の有効性の判定を定性的に行うべきなのか定量的に行うべきなのかを検討した。
- BC6.174 ヘッジ関係は、ヘッジ有効性判定の複雑性に影響を与える次の 2 つの性質のいずれかを有している。
 - (a) ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が一致しているか又は密接に合致している。 ヘッジ手段又はヘッジ対象の重要な条件又は信用リスクに重大な変化がない場合に は、ヘッジ有効性は通常は定性的判定を用いて決定することができる。
 - (b) ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が一致しておらず、密接に合致してもいない。 こうしたヘッジ関係は、相殺の程度についての不確実性のレベルが高くなり、ヘッ ジ期間中のヘッジの有効性の評価がより困難となる。
- BC6.175 定性的なヘッジ有効性判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の条件の比較を用いる(例えば、一般に「重要な条件の一致」アプローチと呼ばれるもの)。当審議会は、閾値を使用しない有効性判定の文脈においては、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が一致しているか又は密接に合致しているヘッジ関係については有効性を定性的に判定することが適切となる場合があると考えた。
- BC6.176 しかし、ヘッジ関係の定性的な判定は、他の状況においては定量的判定よりも効果が低い。例えば、ヘッジ関係の生じ得る動きを分析する際に、ヘッジ対象の重要な条件がヘッジ手段とあまり密接に合致していないことにより、相当程度の潜在的な非有効性を伴う場合には、将来の相殺の程度についての不確実性のレベルが高く、定性的アプローチを用いて決定することが困難である。当審議会は、こうした状況では定量的判定の方が適切となると考えた。
- BC6.177 定量的な判定又はテストには、広範囲のツール及び技法が含まれる。当審議会は、適切なツール又は技法の選択は、ヘッジの複雑性、データの利用可能性及びヘッジ関係における相殺の不確実性のレベルに応じて決まることに留意した。ヘッジ有効性の判定に使用される判定の種類及び方法は、ヘッジ関係の関連する性質に応じて決まる。したがって、公開草案に至る審議の中で、当審議会は、企業はヘッジ関係の有効性の判定を、ヘッジ関係の関連する特性及び非有効部分の潜在的な発生原因に応じて定性的又は定量的に行うべきだと決定した。しかし、当審議会は、ヘッジ有効性の判定の具体的な方法は指示しないことを決定した。

BC6.178 当審議会は、公開草案の再審議において当初の決定を維持した。

適格ヘッジの会計処理

契約上のキャッシュ・フローの回収又は支払が目的である事業モデルの中で保有している金 融商品

- BC6.179 IFRS 第9号に従った金融商品の分類との潜在的な相互関係を背景に、当審議会は、公開草案に至る審議において、契約上のキャッシュ・フローの回収又は支払が目的である事業モデルの中で保有している金融商品のヘッジ会計への適格性を検討した。当審議会は金利リスクの公正価値ヘッジに焦点を当てた。他のリスク(例えば、為替リスク)は、回収又は支払が行われるキャッシュ・フローに影響を与えるものであり、ヘッジ会計の適用が明らかに適切と思われるからである。より具体的には、当審議会が懸念したのは、公正価値ヘッジを行いたいという希望が、企業の事業モデルの目的が、契約上の満期の前に公正価値変動を実現するために当該金融商品を売却(又は決済・移転)することではなく、当該金融商品を保有して契約上のキャッシュ・フローを回収する(又は支払う)ことなのかどうかに疑問を生じさせるものと見ることができるかどうかについてであった。したがって、一部の人々は、事業モデルの判定の基礎となるアサーションに基づいて、企業はこれらの投資から生じる契約上のキャッシュ・フローにのみ関心を持つべきであり、公正価値の変動に関心を持つべきではないと主張している。
- BC6.180 当審議会は、金利リスクの公正価値へッジが、金融商品を契約上のキャッシュ・フローを回収し又は支払う目的で保有することと矛盾しないいくつかの状況を検討した。一例は、企業が特定の信用度の変動金利資産に投資しようとしているが望んだ信用度の固定金利資産しか入手できないという場合である。この企業は、変動金利資産のキャッシュ・フロー特性を、入手可能な固定金利の投資を購入して当該資産からの固定金利キャッシュ・フローを変動金利キャッシュ・フローに変換する金利スワップを締結することにより間接的に作り出すことができる。当審議会は、この例示等が、会計の目的上は公正価値へッジであるものが、リスク管理の観点からは、公正価値変動に対する防御のための戦略ではなく、金利キャッシュ・フローの受取(又は支払)を固定にするか変動にするかの選択であることが多いことを示していることに留意した。したがって、当審議会は、金利リスクの公正価値へッジそれ自体は、金融商品を契約上のキャッシュ・フローを回収し又は支払う目的で保有しているというアサーションと矛盾しないと考えた。
- BC6.181 当審議会は、IFRS 第 9 号における金融商品の分類モデルでは、企業は、契約上のキャッシュ・フローを回収し又は支払う目的で保有している場合であっても、償却原価に適格な金融商品の一部を売却又は移転できることにも留意した。したがって、当審議会は、公正価値ヘッジ会計を契約上のキャッシュ・フローを回収し又は支払う目的で保有する金融商品が利用できるようにすべきだと決定した。

BC6.182 当審議会は、公開草案の再審議において当初の決定を維持した。

確定約定の為替リスクのヘッジ

- BC6.183 IAS 第 39 号は、確定約定の為替リスクのヘッジについて企業が公正価値ヘッジ会計又はキャッシュ・フロー・ヘッジ会計を選択することを認めている。公開草案に至る審議の中で、当審議会はこの選択を引き続き認めるべきかどうかを検討した。
- BC6.184 当審議会は、確定約定の為替リスクのヘッジのすべてにキャッシュ・フロー・ヘッジ会計の適用を要求すると、その他の包括利益と資本の「人工的な」変動性と一部の人々が考えるものが生じることに留意した(BC6.231 項及び BC6.232 項参照)。当審議会は、企業にキャッシュ・フロー・ヘッジ会計の適用を要求すると、「低価」テストが、すでに存在している取引(すなわち、確定約定)に適用されることにも留意した。
- BC6.185 しかし、当審議会は、確定約定の為替リスクのヘッジのすべてに公正価値ヘッジ会計の適用を要求すると、予定取引の外貨キャッシュ・フロー・ヘッジが確定約定のヘッジとなる時にヘッジ関係の種類を公正価値ヘッジに変更することが必要となることにも留意した。これは運用上の複雑性を生じさせる。例えば、このために非有効部分の測定を「低価」テストから対称的なテストに変更することが必要となる。
- BC6.186 当審議会は、既存のヘッジ対象(確定約定など)については、為替リスクはヘッジ対象のキャッシュ・フローと公正価値の両方に影響を与えるものであり、二元的な性格があることにも留意した。
- BC6.187 このため、当審議会は、公開草案において、確定約定の為替リスクのヘッジの会計処理をキャッシュ・フロー・ヘッジ又は公正価値ヘッジのいずれとして行うのかの選択を、引き続き企業に認めることを提案した。
- BC6.188 当審議会は、公開草案の再審議において当初の決定を維持した。

ヘッジ関係の非有効部分の測定

- BC6.189 ヘッジ有効性の測定は、ヘッジ手段とヘッジ対象の実績に基づくものであるため、当 審議会は、公開草案に至る審議の中で、ヘッジ非有効部分の測定を両者の価値の変動(貨 幣単位金額に基づく)を比較することによって行うべきだと決定した。
- BC6.190 当審議会は、公開草案の再審議において当初の決定を維持した。

貨幣の時間価値

BC6.191 ヘッジ非有効部分を測定する目的は、ヘッジ関係が相殺を達成できなかった部分を純 損益に認識することである(キャッシュ・フロー・ヘッジに係るヘッジ非有効部分の認 識に適用される制限がある――しばしば「低価」テストと呼ばれる)。

- BC6.192 当審議会は、ヘッジ手段は公正価値又は償却原価のいずれかによる測定の対象となるが、両者とも現在価値測定であることに留意した。したがって、首尾一貫させるためには、ヘッジ手段の価値の変動と比較する金額も現在価値ベースで算定しなければならない。当審議会は、ヘッジ会計はヘッジ手段の測定を変えるものではなく、その帳簿価額を表示する場所を変える可能性があるだけであることに留意した。その結果、ヘッジ対象について同一の基礎(すなわち、現在価値)を使用しなければならない。ヘッジ非有効部分として認識すべき金額を算定する際のミスマッチを避けるためである。
- BC6.193 したがって、公開草案に至る審議において、当審議会は、ヘッジ関係の非有効部分を 測定する際には貨幣の時間価値を考慮しなければならないと決定した。
- BC6.194 当審議会は、公開草案の再審議において当初の決定を維持した。

仮想デリバティブ

- BC6.195 公開草案に至る審議において、当審議会は「仮想デリバティブ」の使用を検討した。 これは、ヘッジ対象と重要な条件が正確に一致するデリバティブである。当審議会は、 仮想デリバティブの使用を、ヘッジ有効性判定の文脈及びヘッジ非有効部分の測定の目 的で検討した。
- BC6.196 当審議会は、仮想デリバティブの目的はヘッジ対象の価値の変動の測定であることに 留意した。したがって、仮想デリバティブそれ自体はヘッジ有効性判定や非有効部分測 定の方法ではない。むしろ、仮想デリバティブは、ヘッジ関係の有効性の判定又は非有 効部分の測定をするための他の方法(例えば、統計的手法又はドル・オフセット)のた めのインプットを算定する可能な方法の1つである。
- BC6.197 したがって、公開草案に至る審議において、当審議会は、企業はヘッジ対象の公正価値を計算するために仮想デリバティブを使用できると決定した。これにより、ヘッジ対象の価値の変動が算定でき、それをヘッジ手段の公正価値の変動と比較して、ヘッジ有効性を判定し非有効部分を測定することができる。当審議会は、この仮想デリバティブの考え方は、仮想デリバティブの使用はヘッジ対象の価値の変動を算定する可能な方法の1つでしかなく、その価値変動を別のアプローチで算定したとした場合と同じ結果となる(すなわち、数学的な便法である)ことを意味していることに留意した。
- BC6.198 当審議会は、公開草案の再審議において当初の決定を維持した。

ヘッジ関係のバランス再調整

BC6.199 IAS 第 39 号は、ヘッジの開始時に予想(文書化)していなかった調整を既存のヘッジ 関係の調整として扱うことを認めていなかった。IAS 第 39 号は、ヘッジ関係の開始時に 予想していなかった既存のヘッジ関係の調整を、当初のヘッジ関係の中止と新しいヘッ

ジ関係の開始として処理していた。当審議会は、これは既存のヘッジ関係への変更を当 該関係の継続として会計処理するという考え方がないヘッジ会計モデルから生じたもの であることに留意した。

- BC6.200 当審議会は、これはリスク管理の実務と不整合であることに留意した。リスク管理目的は同じままであるが、ヘッジ関係の基礎数値又はリスク変数に関する状況の変化による既存のヘッジ関係の調整が行われるという状況がある。例えば、こうした調整は、変化した状況を考慮してヘッジ関係をリスク管理方針に再び合致させるために必要となることが多い。したがって、こうしたヘッジ対象又はヘッジ手段への調整は、当初のリスク管理目的を変えるものではなく、状況の変化によるその実施の方法の変更を反映するものである。当審議会は、こうした状況では、改訂後のヘッジ関係を既存のヘッジ関係の継続として会計処理すべきだと考えた。当審議会は、ヘッジ関係のこのような調整を「バランス再調整」と呼んだ。
- BC6.201 公開草案に至る審議において、当審議会は、提案したヘッジ有効性の要求事項の副次的影響についても検討した。これは、状況の変化の内容によっては、当該要求事項が引き続き満たされることを確保するためのヘッジ関係の調整の必要性を生じさせる。一例は、2 つの変数の間の関係が変化して、ヘッジ有効性の要求事項(新たな状況下で当初のヘッジ比率を使用する場合には満たされない)に不適格となるような水準の非有効部分を避けるために、ヘッジ比率の調整が必要となるような場合である。
- BC6.202 当審議会は、こうした状況において、当初のリスク管理目的が変更されていない場合には、ヘッジ関係の調整をヘッジ関係の継続として扱うべきだと結論を下した。したがって、当審議会は、次の場合にはヘッジ関係の調整をバランス再調整として扱うことを提案した。それは、当該調整がヘッジ比率をヘッジ対象とヘッジ手段との間の経済的関係の変化に応じて変更するが、リスク管理はその他の点では当初に指定したヘッジ関係を継続している場合である。
- BC6.203 しかし、調整が既存のヘッジ関係の分解修理を表す場合には、当審議会は、その調整をバランス再調整として扱うことは適切でないと考えた。その代わりに、当審議会は、このような調整は当該ヘッジ関係の中止となるべきだと考えた。一例は、ヘッジ手段の信用度が著しく悪化してリスク管理目的に使用されなくなったヘッジ関係である。
- BC6.204 公開草案に対するコメント提出者の大半は、ヘッジ会計モデルには、ヘッジ関係を調整して既存のヘッジ関係の継続として会計処理することができる考え方を含めるべきであることに同意した。コメント提出者は、バランス再調整の概念を盛り込むことにより、ヘッジ会計の適用が向上し、企業がリスク管理活動の一部として何を行っているのかがより適切に表現されると考えた。しかし、一部のコメント提出者は、バランス再調整が要求又は許容される状況を当審議会が明確にすることを要望した。彼らは、バランス再

調整が設計されているのが、ヘッジ有効性の要求の文脈でのヘッジ比率の修正のみを扱う狭い意味においてなのか、それともヘッジ比率が依然として適切である場合のヘッジの量の調整(すなわち、企業が単に従来よりも多い量又は少ない量をヘッジしたいと考える場合)にも関連する広い意味においてなのかについて確信が持てなかった。

- BC6.205 コメント提出者はバランス再調整の概念をおおむね支持したが、一部には、ヘッジ有 効性の要求が公開草案で提案された方法によると、どのような場合にバランス再調整を すべきなのかが不明確であると懸念して、当審議会は首尾一貫した適用を確保するため にもっと多くのガイダンスを示すべきだとする意見があった。バランス再調整は認める べきではあるが強制とすべきではないと考えたコメント提出者もいた。彼らは、リスク 管理は、(経済的) ヘッジ関係を、公開草案で示唆された数学的最適化行動に基づいて調 整することはしないと決定することが多いと主張した(BC6.149項参照)。これは、コス トと便益の考慮か、又は単にヘッジが依然として企業がヘッジ関係の調整に使用する許 容限度の枠内であることによるものである。公開草案で提案された文言は、継続的な最 適化行動(すなわち、常に「完全な」ヘッジ比率を有すること)を含意するものであり、 したがって絶えずバランス再調整が必要となるとの懸念があった。したがって、コメン ト提出者のほぼ全員が(直接又は間接に)、バランス再調整を要求すべきなのはリスク管 理目的で行う場合のみであることを明確するよう当審議会に要望した。彼らは、ヘッジ 会計は、企業が実際にリスク管理目的で行ったことに基づくバランス再調整に従い、そ れを表現すべきであるが、バランス再調整は単に会計処理の要求事項により発動すべき ではないと考えていた。
- BC6.206 フィードバックを踏まえて、当審議会は、バランス再調整の概念を維持するが、次のことに関して若干の明確化を加えることを決定した。
 - (a) バランス再調整は強制とすべきか任意とすべきか
 - (b) バランス再調整の概念

強制的又は自発的なバランス再調整

BC6.207 当審議会は、公開草案の再審議の間のヘッジ有効性判定に関する決定には、バランス 再調整に関する派生的影響があったことに留意した。この決定により、ヘッジ関係の指 定に用いるヘッジ比率は、企業が実際にヘッジするヘッジ対象の量と企業がその量のヘッジ対象をヘッジするために実際に使用するヘッジ手段の量に基づくことになった。し かし、これはヘッジ比率がヘッジ会計の目的と整合しない会計上の結果を生じる可能性 のあるヘッジ非有効部分を作り出すような不均衡を反映するものではないことが条件で ある (BC6.155 項から BC6.158 項参照)。当審議会は、この決定はコメント提出者がバランス再調整について有していた主要な懸念(すなわち、ヘッジ会計目的のバランス再調整がリスク管理目的のバランス再調整とどのように関連するのか)に対処するものだ

と考えた。

- BC6.208 公開草案における当審議会の提案には、提案したヘッジ有効性判定の補完として事前対策的なバランス再調整の考え方が含まれていた。企業がヘッジ関係を適時に調整して同時にヘッジ会計とリスク管理との結び付きを強化することができるようにするためである。しかし、当審議会は、公開草案の再審議の間のヘッジ有効性判定に関する決定(BC6.155項参照)がバランス再調整に与える影響により、公開草案が事前対策的なバランス再調整という考え方の提案で対処していたヘッジ関係の調整が容易になると考えた。言い換えると、企業がヘッジ対象とヘッジ手段との間の経済的関係の変化に対応してリスク管理目的でヘッジ比率を調整した場合(公開草案では「事前対策的」と考えたであろう調整も含む)には、ヘッジ会計目的上のヘッジ関係が通常は同じ方法で調整されることになる。したがって、当審議会は、事前対策的なバランス再調整の考え方は無用になったと考えた。
- BC6.209 当審議会は、公開草案の再審議の間のヘッジ有効性判定に関する決定がバランス再調整に与える影響により、バランス再調整の頻度に関するコメント提出者の懸念が解決されることにも留意した。これによりバランス再調整が数学的最適化行動ではないことも明確になったからである(BC6.155 項及び BC6.156 項参照)。

「バランス再調整」という用語の明確化

- BC6.210 当審議会は、公開草案の再審議の間のヘッジ有効性判定に関する決定の結果として、「バランス再調整」の概念をすでに明確にしたことに留意した(BC6.207項から BC6.209項参照)。しかし、当審議会は、バランス再調整の範囲についても明確化する必要があるかどうかを検討した。言い換えると、ヘッジ関係のどのような調整がバランス再調整となるのかということである。
- BC6.211 当審議会は、公開草案で提案したバランス再調整の概念は、ヘッジ有効性の要求事項に従ったヘッジ比率を維持するために、ヘッジ手段又はヘッジ対象の指定された量を修正するという文脈で使用されていることに留意した。ヘッジ手段又はヘッジ対象の指定された量を別の目的で変更することは、公開草案で提案した「バランス再調整」の概念を構成するものではなかった。
- BC6.212 したがって当審議会は、バランス再調整は、ヘッジ有効性判定の要求事項に従ったヘッジ比率を維持する目的でのヘッジ対象又はヘッジ手段の指定された量の修正のみ(すなわち、企業が単に従来よりも多い量又は少ない量をヘッジしたいと考える場合ではない)を範囲とすることを明確にすることを決定した。

ヘッジ会計の中止

BC6.213 IAS 第39号に従うと、企業はヘッジ関係が適格要件を満たさなくなった場合(ヘッジ

手段が存在しなくなったか又は売却された場合を含む)にはヘッジ会計を中止しなければならなかった。しかし、IAS 第 39 号に従うと、企業には単にヘッジ関係の指定を取り消す(すなわち、理由は問わない)ことにより、ヘッジ会計を任意に中止するという自由選択もあった。

- BC6.214 当審議会は、企業がヘッジ会計を任意に中止するのは、IAS 第 39 号における有効性判定の仕組みが理由である場合が多いことに留意した。例えば、企業はこれまで文書化していた方法とは異なるヘッジ有効性の判定を適用するために(新たな方法の方が適合性が高いと期待して)、ヘッジ関係の指定を取り消して、新たなヘッジ関係を再指定していた。別の一例は、ヘッジ対象とヘッジ手段との間の関係の変化を受けて(通常、異なる基礎数値の間の関係の変化に応じて)ヘッジ比率を調整したいという理由でヘッジ関係の指定を取り消していた企業である。ヘッジ関係は、ヘッジ手段又はヘッジ対象の分量の調整も含めて、新たなヘッジ比率を達成するために再指定されていた。当審議会は、こうした状況では、企業のリスク管理目的が変化していない場合であっても、ヘッジ関係が中止されそれから再出発となっていたことに留意した。当審議会の考えでは、こうした結果は、IAS 第 39 号のヘッジ会計モデルとリスク管理の観点からのヘッジとの間の断絶を生じさせており、提供される情報の有用性も損なっていた。
- BC6.215 公開草案に至る審議において、当審議会は、提案したヘッジ会計モデルは、次の理由で、ヘッジ会計とリスク管理との間の結び付きを改善することとなると結論を下した。
 - (a) 新しいヘッジ有効性判定の要求事項は、比率の幅や他の明確な境界線による要件を 必要とせず、継続しているヘッジ関係の一部として状況の変化に応じてヘッジ有効 性判定の方法を変化させることとなる。
 - (b) バランス再調整の考え方により、継続しているヘッジ関係の一部としてヘッジ比率 を調整できるようになる。
- BC6.216 当審議会は、ヘッジ関係が予定取引のヘッジされた量の減少(すなわち、発生の可能性が非常に高い分量が、ヘッジ対象として指定された分量を下回ったか又はそうなると予想されること)により中止される場合があることに留意した。IAS 第 39 号においては、これは指定されたヘッジ関係(すなわち、ヘッジ対象として指定された分量全体)についてのヘッジ会計の中止を生じた。当審議会は、依然として発生の可能性が非常に高い予定取引の量は、実際には従前のヘッジ関係の継続(分量は減少していても)であると考えた。したがって、当審議会は、ヘッジ会計の中止は、発生の可能性が非常に高いとはいえなくなった数量のみについて行うべきであり、依然として発生の可能性が非常に高い残りの量は従前のヘッジ会計の継続として会計処理すべきだと公開草案において提案することを決定した。当審議会の考えでは、これはヘッジ会計とリスク管理とをより密接に合致させることとなる。

- BC6.217 しかし当審議会は、この会計処理は、予定取引がヘッジ対象として適格となるためには可能性が非常に高くなければならないという要求を無効化する可能性があることを懸念した。このため、当審議会は、企業が予定取引のヘッジを指定してその後に当該予定取引の発生がもはや見込まれないと判断した経験がある場合には、その企業が同様の予定取引を正確に予測する能力が疑問視されることを明確にするよう提案することも決定した。これは、同様の予定取引の可能性が非常に高いかどうかの判定に影響を与え、したがってヘッジ対象としての適格性に影響を与える。
- BC6.218 ヘッジ会計とリスク管理の結び付きを改善し、より有用なヘッジ会計の情報を提供するという目的を考慮して、当審議会は、企業がヘッジ関係の指定を取り消す選択を残すべきかどうかも議論した。当審議会は、ヘッジ関係の指定を任意に取り消す(それによりヘッジ会計を中止する)選択は、有用な情報をもたらさないと考えた。当審議会は、この選択は、企業がリスク管理の目的上はリスク管理目的(適格要件の一部であり、それにより当初に企業がヘッジ会計を達成できた)に従ってエクスポージャーを引き続きヘッジしている場合であっても、ヘッジ会計の中止を認めることとなることに留意した。当審議会は、このような状況では、ヘッジ会計の任意の中止は恣意的であり正当化できないと考えた。したがって、当審議会は、この状況でヘッジ関係の指定を取り消す自由選択を企業に認めないことを提案すると決定した。当審議会は、ヘッジ関係が当該ヘッジ関係に係るリスク管理目的を反映しなくなった場合には、適格要件がもはや満たされなくなるので、ヘッジ会計の中止は選択ではなく強制となることにも留意した。当審議会は、リスク管理目的がないのにヘッジ会計を適用することは有用な情報を提供しないと考えた。
- BC6.219 公開草案に至る審議において、当審議会は、企業結合後の取得企業の連結財務諸表における被取得企業のヘッジ関係の新たな指定については検討しなかった。当審議会は、これは IFRS 第 3 号「企業結合」の要求事項であり、ヘッジ会計に関するプロジェクトの範囲内ではないことに留意した。
- BC6.220 公開草案でのヘッジ会計の中止に関する提案に対する反応は、賛否両論が示された。 賛成者は、この提案によれば、妥当な理由がないと会計処理を変更しにくくなるので、 財務報告の信頼性を強化すると考えた。
- BC6.221 より具体的には、賛成者は IAS 第 39 号のモデルは操作の機会を提供していたとも考えていた。彼らは、ヘッジ関係をどの時点でも恣意的に中止することを認めるのは、概念的に健全ではなく、有用な情報をもたらさないと指摘した。
- BC6.222 コメント提出者の多くが提案を指示したが、「リスク管理」の意味や、ヘッジ会計の目的をどのレベルで考慮すべきなのかについての追加的なガイダンスを当審議会が示すことを求める要望もあった。

- BC6.223 一般的に、提案に反対した人々は、ヘッジ会計の開始が任意であるのなら、その終了も任意とすべきだと主張した。反対したコメント提出者の一部は、企業がヘッジのコスト効率が悪くなった(例えば、管理上の負担が大きいため、ヘッジ関係の適用が非常に煩雑でコストのかかるものとなった)ことによりヘッジ関係を終了すると決定したシナリオでは任意の中止が必要と考えるという理由で反対した。こうしたコメント提出者の一部は、任意の中止は金融機関の現行のヘッジ会計モデルにおける重要なツールであるという懸念を提起した。金融機関は、通常、マクロのベースでの項目のポートフォリオに基づいてヘッジのプログラムを運用している。それらのポートフォリオは絶え間ない変化に晒されており、企業はヘッジ対象を新たなヘッジ対象及びヘッジ手段に合わせて調整する目的でヘッジ指定を解除する。
- BC6.224 また、任意の中止を認めないことはキャッシュ・フロー・ヘッジの仕組みと整合しないと主張した反対者もいた。例えば、企業が外貨建の予定売上のキャッシュ・フロー・ヘッジを行った時に、リスク管理戦略の目的は、請求書の決済時までのキャッシュ・フローを保護することであった。しかし、ヘッジ会計は売上の請求がオンバランスシート項目となる時点までしか適用されず、その後において企業は、純損益及びその他の包括利益計算書における自然の相殺を得る。ヘッジ対象が IAS 第 21 号に従って換算され、ヘッジ手段が純損益を通じて公正価値で測定されるからである。それらのコメント提出者は、ヘッジ関係の任意の中止が、予定取引がオンバランスシート項目(例えば、売掛金)となった時点で必要だと考えた。
- BC6.225 このフィードバックに基づき、当審議会は再審議の中で次のことを検討した。
 - (a) ヘッジ会計が任意のままであることを考えて、自発的な中止を認めるべきかどうか
 - (b) 提案した中止の要求事項とリスク管理の目的及び戦略との結び付きは、どのように 機能するのか
- BC6.226 当審議会は、ヘッジ会計の適用は依然として任意であるが、ヘッジ会計の適用は財務報告目的での有用な情報(すなわち、どのようにヘッジ手段がリスク管理のために使用されているのか)の提供を促進するものであることに留意した。当審議会は、この目的はヘッジ会計の任意の中止を検討する際に無視できないものだと考えた。企業がヘッジ会計の適用を選択する場合、企業は、その特定の会計処理により、特定のリスク管理目的を追求することの影響を財務諸表に表現することを目的としている。リスク管理目的が変化しておらず、ヘッジ会計の他の適格要件が依然として満たされている場合に、ヘッジ会計を中止できるものとすると、当該ヘッジ関係の会計処理及びそれに関する情報提供の長期にわたる継続性の側面を損なうことになる。当審議会は、ヘッジ会計を中止する自由選択は、ヘッジ会計が特定の意味を持たない会計上の行為であるという見方を反映していることに留意した。したがって、当審議会は、ヘッジ会計は任意であるから

ヘッジ会計の中止も任意とすべきだという主張は妥当ではないと考えた。

- BC6.227 さらに、当審議会は、IFRS の他の任意の会計処理でも、企業が当初の選択を覆すこと を認めていないことに留意した。
 - (a) IAS 第 39 号及び IFRS 第 9 号における公正価値オプション
 - (b) 借手がオペレーティング・リースにより保有している不動産の権利を投資不動産と して会計処理する選択肢(これは物件ごとに(取消不能で)利用可能である)
- BC6.228 また、当審議会は、ヘッジ会計を任意に中止する能力は、フィードバックで指摘された特定の状況 (BC6.223 項及び BC6.224 項参照) においてヘッジ会計を意図したとおりに機能させるために必要ではないと考えた。当審議会は、そうした状況では任意の変更が必要だという一部のコメント提出者の考えは、リスク管理戦略とリスク管理目的との概念の区別が明瞭でないことから生じたものだと考えた。当審議会は、どのような場合にヘッジ関係の中止が必要となる (又は認められない) のかを決定する上で、この区別が重要であることに留意した。当審議会は、「リスク管理戦略」という用語が、公開草案では、企業がどのようにリスクを管理するのかを決定する最も高いレベルを指すものとして使用されていたことにも留意した。言い換えると、リスク管理戦略は、通常、企業が晒されているリスクを識別し、企業がそれにどのように対応するのかを示すものである。反対に、公開草案では「リスク管理目的」(あるヘッジ関係についての)という用語を、その特定のヘッジ関係のレベルで適用される目的(企業が全体的な戦略により達成を意図しているものではなく)を指すものとして使用していた。言い換えると、リスク管理目的は、特定の指定されたヘッジ手段を、ヘッジ対象として指定された特定のエクスポージャーをヘッジするためにどのように使用するのかに関するものである。
- BC6.229 当審議会は、リスク管理戦略は、多くの異なるヘッジ関係を伴う場合があり(そして、そうであることが多く)、そのヘッジ関係のリスク管理目的が当該リスク管理戦略の実行に関連していることに留意した。したがって、特定のヘッジ関係についてのリスク管理目的は、企業のリスク管理戦略が変わらなくても、変化する可能性がある。当審議会の意図は、特定のヘッジ関係のレベルでのリスク管理目的(すなわち、リスク管理戦略だけでなく)が依然として同じで、他の適格要件がすべて満たされている場合には、ヘッジ会計の任意の中止を禁止するということであった。
- BC6.230 したがって、当審議会は、特定のヘッジ関係のレベルでのリスク管理目的が依然として同じで、他の適格要件がすべて満たされている場合には、ヘッジ会計の任意の中止を禁止することを決定した。しかし、当審議会は、リスク管理目的とリスク管理戦略とが互いにどのように関連するのかについて、これら2つの概念を対比する例示を用いて、追加的なガイダンスを加えることも決定した。

公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジの会計処理

- BC6.231 公開草案に至る審議において、当審議会は、公正価値ヘッジ会計の仕組みをキャッシュ・フロー・ヘッジ会計の仕組みに置き換えることにより、ヘッジ会計の複雑性を低減することを検討した。こうしたアプローチは、ヘッジ手段に係る利得又は損失を純損益の外のその他の包括利益に認識し、ヘッジ対象の再測定はしないこととなる。当審議会がこうしたアプローチを検討したのは、次の理由による。
 - (a) 利用者にとっての報告される情報の有用性が改善される。こうしたアプローチに従えば、ヘッジ会計が適用されているすべてのヘッジ活動(公正価値リスクのヘッジを含めて)が、その他の包括利益に反映されることとなり、透明性と比較可能性が高まる。さらに、ヘッジ対象の測定への影響がなくなる。
 - (b) 現行の要求事項が簡素化される。公正価値ヘッジ会計とキャッシュ・フロー・ヘッジ会計は異なるエクスポージャーを扱うように設計されているが、同一の仕組みを利用して企業がこれらのエクスポージャーをどのように管理しているのかを財務諸表に反映することができる。2 つの異なる方法(公正価値ヘッジ会計又はキャッシュ・フロー・ヘッジ会計)の一方を削除することで、複雑性が軽減される。こうしたアプローチは、公正価値ヘッジ会計とキャッシュ・フロー・ヘッジ会計とを揃えて、単一のヘッジ会計の方法とすることになる。
 - (c) IAS 第 39 号を置き換えるプロジェクトのこのフェーズを完了させるための迅速なアプローチとなる。こうしたアプローチは IAS 第 39 号でのキャッシュ・フロー・ヘッジ会計の既存の仕組みに依拠するため、追加的な開発がさほど必要ない。
- BC6.232 しかし、アウトリーチ活動の間に、当審議会にはこのアプローチについて賛否両論が寄せられた。一部の人々は、このアプローチを当審議会が考えたのと同じ理由で支持した。それは、ディスカッション・ペーパー「金融商品の報告における複雑性の低減」に寄せられたフィードバックと整合的なものであった。しかし、こうしたアプローチに次のような懸念を示した人々もいた。
 - (a) 基礎となる経済的実態を反映しない。彼らの主張では、企業が公正価値ヘッジを適用する場合には、ヘッジ対象が存在しているので、ヘッジ対象に係る実際の利得又は損失がある(まだ存在していない予定取引に係る単なる予想された利得又は損失ではない)。したがって、ヘッジ会計は「人工的な」変動可能性をその他の包括利益や資本に生じさせるべきではない。
 - (b) その他の包括利益の変動が理解しにくくなる。

- (c) 企業が用いているリスク管理戦略の種類を識別するのが困難になる。
- (d) その他の包括利益に繰り延べられたヘッジ手段に係る損失によって、資本が大幅に減少したりマイナスとなったりする状況が生じる可能性がある。これはソルベンシー及び規制上の要求との関係で重大な影響を生じる可能性がある。
- BC6.233 受け取った意見を踏まえて、当審議会は公開草案において異なるアプローチを提案することを決定した。当審議会は、公正価値ヘッジを引き続きキャッシュ・フロー・ヘッジとは異なる方法で会計処理することを提案した。しかし当審議会は、公正価値ヘッジ会計の表示と仕組みについていくつかの変更を提案した。
 - (a) ヘッジ手段の再測定に係る利得又は損失——IAS 第 39 号ではこの利得又は損失を 純損益に認識することを要求した。当審議会は、この利得又は損失をその他の包括 利益に認識するよう要求することを提案した。
 - (b) ヘッジ対象に係る利得又は損失―—IAS 第 39 号では、このような利得又は損失をヘッジ対象の帳簿価額の調整とし、純損益に認識することを要求していた。当審議会は、この利得又は損失を、財政状態計算書上の独立の表示科目で表示される資産又は負債として認識するとともに、その他の包括利益に認識することを提案した。その独立の表示科目は、ヘッジ対象が資産(又は負債)である報告期間について資産(又は負債)の中で表示するとしていた。
- BC6.234 当審議会は、この独立の表示科目はヘッジ対象の測定の調整を表すものであり、それ 自体は独立の資産又は負債ではないことに留意した。当審議会は、追加の表示科目は複 雑性を増すものと受け取られるおそれがあり、財政状態計算書の表示科目の数を増加さ せることになると考えた。さらに、当審議会は、このアプローチは当初に検討したアプ ローチ(公正価値ヘッジ会計を削除する)よりも複雑であることに留意した。
- BC6.235 しかし、当審議会は、次の理由により、これらの変更を提案することを決定した。
 - (a) ヘッジ対象についての混合的な測定(例えば、償却原価に部分的な公正価値調整を加えたもの)が取り除かれる。
 - (b) 一部の人々が人工的と考えるその他の包括利益や資本の変動可能性が回避される。
 - (c) リスク管理活動の影響が 1 つの場所(すなわち、その他の包括利益)に表示される (キャッシュ・フロー・ヘッジと公正価値ヘッジの両方について)。
 - (d) 公正価値ヘッジについて達成された相殺の程度についての情報が、包括利益計算書で提供される。
- BC6.236 コメント提出者の大半が公開草案で提案された情報の提供を支持したが、この情報を

財務諸表の本体で提供することについては多数が反対した。

- BC6.237 ヘッジ手段及びヘッジ対象に係る利得又は損失をその他の包括利益に認識することに関して、多くのコメント提出者は、その他の包括利益の使用は、当審議会が「その他の包括利益」が何を表すのかに関するプロジェクトを完了するまでは制限すべきだと考えた。多くのコメント提出者は IAS 第 39 号のアプローチ(すなわち、ヘッジ手段及びヘッジ対象に係る利得又は損失を純損益に表示する)への選好を示した。代替案として、それらのコメント提出者は、ヘッジ手段及びヘッジ対象に係る利得及び損失を財務諸表注記で開示すべきだと提案した。
- BC6.238 財政状態計算書上の独立の科目を表示することに関して、多くのコメント提出者が、 公開草案の提案では財政状態計算書に過大な数の追加的な表示科目が計上される可能性 があることに懸念を示した。それらのコメント提出者は、財政状態計算書が混雑しすぎ に見えることになると考えた。代替案として、それらのコメント提出者は、ヘッジ対象 の帳簿価額に加えた調整の累計額を企業が財務諸表注記で開示することを提案した。
- BC6.239 このフィードバックを考慮して、当審議会は再審議において IAS 第 39 号における公正価値へッジ会計の仕組みを維持することを決定した。しかし、当審議会は、財務諸表利用者がヘッジ会計の財務諸表に与える影響を理解できるようにするための情報を開示し、すべてのヘッジ会計の開示が財務諸表の単一の注記又は独立のセクションに表示するよう要求することを決定した(それらの開示要求は IFRS 第 7 号に記載された)。

公正価値ヘッジのリンク表示

- BC6.240 公開草案を公表ずる前のアウトリーチ活動の間に、当審議会は、公正価値ヘッジ会計が特定の業界における確定約定の為替リスクのヘッジに与える財務報告上の影響について指摘を受けた。この論点は、その業界にとって特別の関心事であった。その業界の事業モデルにより、外貨建の確定約定の規模が大きいからである。その懸念に対応して、当審議会は、確定約定の公正価値ヘッジにリンク表示を適用することが適切となり得るかどうかを検討した。リンク表示とは、特定の資産と負債とがどのように関連しているのかを示すように情報を表示する方法である。リンク表示は、資産又は負債を純額で表示する相殺と同じではない。リンク表示は、関連のある項目の「総額」を財政状態計算書に表示する(ただし、その純額を資産又は負債の合計に含める)。
- BC6.241 当該業界は、公正価値ヘッジ会計から生じる表示が為替リスクのヘッジの経済的影響を反映しないことを懸念していた。例えば、外貨建売上の巨額な確定約定を有する企業が、当該確定約定の為替リスクをヘッジするために為替予約を行う(その為替予約と確定約定は「リンクした取引」と考えることができる)。デリバティブ負債(又は資産)と確定約定資産(又は負債)の公正価値は、ヘッジされている通貨の変動可能性しだいで多額となる可能性がある。当該業界は、その結果、財政状態計算書に基づくと、企業が

実際よりも高いリスクに晒されているように見えることを懸念した。当該業界の見方では、これは混乱を生じるおそれがある。企業が確定約定の為替リスクをヘッジしてそれによりリスクを低減しようとしているのに、財政状態計算書が資産合計及び負債合計について大きな金額を表示して、高いレバレッジ(これは通常、リスクが高いことを示唆する)を示すこととなるからである。

- BC6.242 当該業界は、確定約定(公正価値ヘッジ会計の結果として認識される)とヘッジ手段とのリンク表示をすれば、企業のヘッジ活動の効果及びヘッジ対象とヘッジ手段との関係を表示することができると主張した。リンク表示は、IAS 第 32 号「金融商品:表示」での相殺の要求事項や IAS 第 39 号及び IFRS 第 9 号の他の要求事項の変更を必要としない。
- BC6.243 さらに、当該業界は、確定約定が財政状態計算書に認識されるのは公正価値ヘッジ会計を適用する場合だけであると主張した。したがって、当該業界は、確定約定とそれに関連するヘッジ手段は、単一の取引の2つの部分として会計処理すべきだと主張した。また、当該業界は、(リンクした取引の)「正味の」金額だけを含めた資産合計と負債合計が、財務分析の目的上最も適切であるとも主張した。当該業界は、レバレッジなどの比率はヘッジ対象とヘッジ手段との間の差額(すなわち、これらの項目の総額ではなく純額)に基づいて計算すべきだと考えた。
- BC6.244 当審議会は、リンク表示は資産と負債との間の特定の関係についての有用な情報を提供する可能性があるが、その関係がカバーする種類のリスクとそうでない種類のリスクとを区別するものではないことに留意した。したがって、リンク表示は、「リンク」してはいるがそのリンク(すなわち、関係)が当該資産又は負債の背後にある数種類のリスクのうち1つだけに影響を与える(例えば、為替リスクにだけ影響があり、信用リスクや金利リスクには影響がない)資産と負債について、単一の純額を表示することとなる可能性がある。さらに、当審議会は、リンク表示が比率分析の目的上、より適切な資産及び負債の合計をもたらすとは考えなかった。そのヘッジが影響を与えるのは1つだけのリスクであり、すべてのリスクではないからである。むしろ、当審議会は、ヘッジに関する開示の方が、財務諸表の利用者が自らの分析にとっての情報の関連性を評価できるようにする情報を提供するための適切な代替案となると考えた。
- BC6.245 したがって、当審議会は、ヘッジ会計の目的でのリンク表示の使用は提案しないことを決定した。
- BC6.246 公開草案に対するコメント提出者の大半は、リンク表示を認めないという当審議会の結論に同意した。一部のコメント提出者は、リンク表示はヘッジ会計に関するプロジェクトの適切な話題ではなく、むしろ独立のブロジェクト又は財務諸表の表示若しくは「概念フレームワーク」に関するプロジェクトの一部として検討すべきだとも考えた。

- BC6.247 しかし、リンク表示を支持したコメント提出者は、リンク表示をしないと、ヘッジ会計を使用する企業が使用していない企業よりもリスクが大きいと受け取られ、確定約定の為替リスクのヘッジの経済的影響が反映されないことになると主張した。
- BC6.248 当審議会は、リンク表示についての明確な原則がない中で、リンク表示はヘッジ会計よりも幅広い文脈で検討すべきであることに留意した。したがって、当審議会は、ヘッジ会計の目的でのリンク表示の使用を要求せず許容もしないことを決定した。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

「低価」テスト

- BC6.249 ヘッジ関係が完全に有効である場合には、ヘッジ手段の公正価値変動がヘッジ対象の価値変動を完全に相殺する。ヘッジ非有効部分は、ヘッジ手段の価値変動がヘッジ対象の価値変動を上回る場合、又はヘッジ手段の価値変動がヘッジ対象の価値変動よりも小さい場合に生じる。
- BC6.250 キャッシュ・フロー・ヘッジについては、ヘッジ対象に係る利得及び損失がヘッジ手段に係る利得及び損失を超過する部分を純損益に認識することは問題がある。キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ対象の多くは、可能性の非常に高い予定取引だからである。それらのヘッジ対象は、将来の発生が見込まれてはいるが、まだ存在していない。したがって、これらの項目に係る利得及び損失がヘッジ手段に係る利得及び損失を超過する部分を認識することは、まだ存在していない項目について利得及び損失を認識すること(ヘッジ手段に係る利得又は損失の繰延べではなく)に等しい。当審議会は、これは直感に反する結果であるとともに概念的に疑問があることに留意した。
- BC6.251 IAS 第 39 号では、キャッシュ・フロー・ヘッジについてその他の包括利益に認識する金額(有効部分)及び純損益に認識する金額(非有効部分)の算定について「低価」テストを要求していた。「低価」テストは、ヘッジ対象の価値の変動累計額がヘッジ手段の公正価値変動の累計額を超過する金額が認識されないようにするものであった。これに対し、公正価値ヘッジには「低価」テストは適用されなかった。この種類のヘッジについてはヘッジ対象が存在しているからである。例えば、確定約定は IFRS に従って認識されないかもしれないが、取引はすでに存在している。逆に、予定取引は存在しておらず、将来にのみ発生する。
- BC6.252 公開草案に至る議論において、当審議会は、純損益に認識されるヘッジ非有効部分の 測定に関する要求事項を、公正価値ヘッジとキャッシュ・フロー・ヘッジについて揃え るべきかどうかを議論した。当審議会は、両者の要求事項を揃えるには、「低価」テスト を公正価値ヘッジにも適用するか又はキャッシュ・フロー・ヘッジについて廃止すれば できることに留意した。当審議会の考えでは、両者の要求事項を揃えれば複雑性の低減

となる。しかし、当審議会は、概念上の理由から、まだ存在しない項目に係る利得又は 損失の認識をヘッジ手段に係る利得又は損失の繰延べの代わりに行うことは適切でない と考えた。一方、当審議会は、公正価値ヘッジはキャッシュ・フロー・ヘッジとは性質 が異なると考えた。「低価」テストはキャッシュ・フロー・ヘッジの特定の性質のみを扱 うように設計されているのに、それを公正価値ヘッジにも適用するということは、正当 化されない。したがって、当審議会は、キャッシュ・フロー・ヘッジについて「低価」 テストを維持し、公正価値ヘッジに対しては導入しないことを決定した。

非金融資産又は非金融負債の認識を生じる予定取引のヘッジに係るベーシス・アジャストメント

- BC6.253 予定取引は、その後に非金融資産又は非金融負債の認識を生じることがある。同様に、非金融資産又は非金融負債に係る予定取引は、その後に公正価値ヘッジ会計が適用される確定約定の認識を生じることがある。これらの場合に、IAS 第39号は会計方針の選択として次のいずれかを企業に認めていた。
 - (a) その他の包括利益に認識した関連する利得又は損失を、取得した資産又は引き受けた負債が純損益に影響を与えるのと同じ期に、純損益に振り替える。
 - (b) その他の包括利益に認識した関連する利得又は損失を除去し、それらを当該資産又は負債の当初の原価又はその他の帳簿価額に含める。このアプローチは、一般にベーシス・アジャストメントと呼ばれている。
- BC6.254 公開草案に至る審議において、当審議会は、この会計方針の選択を引き続き認めるべきかどうかを検討した。当審議会は、企業がベーシス・アジャストメントを適用することを禁止した場合には、ヘッジ手段の利得及び損失を別個に追跡管理(ヘッジ関係の終了後も)して、それらをヘッジ対象取引から生じる非金融商品項目が純損益に影響を与える期間に対応させるよう企業に要求することとなることに留意した。また、その他の包括利益に残っている金額が将来の期間に回収可能かどうかの検討も必要となる。これに対し、企業がベーシス・アジャストメントを適用する場合には、ヘッジ手段の利得又は損失は非金融商品項目の帳簿価額に算入されて、関連する非金融商品項目が純損益に影響を与える期間の純損益に自動的に認識(例えば、有形固定資産項目については減価償却費を通じて、棚卸資産については売上原価を通じて)される。また、企業が非金融商品項目の減損を検討する際にも自動的に考慮される。当審議会は、資金生成単位の一部として減損が検討される非金融資産について、その他の包括利益の金額を追跡して減損テストに含めることは困難である(資金生成単位の構成が時とともに変化する場合には、いっそう困難となる)ことに留意した。
- BC6.255 当審議会は、ベーシス・アジャストメントが比較可能性を達成するのか低下させるのかについて、さまざまな見方があることを認識した。一方の見方は、同じ時期に同じ方法(一方がヘッジされていたという点を除いて)で購入した2つの同一の資産は、当初

の帳簿価額を同じにすべきだというものである。この観点からは、ベーシス・アジャストメントは比較可能性を損なうことになる。

- BC6.256 他方の見方は、ベーシス・アジャストメントにより、その取得が同一のリスクに晒されている同一の資産を、当初の帳簿価額が同じになるように測定することができるというものである。例えば、企業 A と企業 B が、機能通貨の異なる仕入先から同じ資産を購入したいと考える。企業 A は自らの機能通貨による購入契約を結ぶことができる。逆に、企業 B も自らの機能通貨で購入価格を固定したいのに、仕入先の機能通貨(すなわち、外貨)による購入契約を受け入れざるを得ないので、為替レートの変動により生じるキャッシュ・フローの変動可能性に晒される。このため、企業 B は為替リスクに対するエクスポージャーを為替予約によりヘッジし、それにより実質的に、自らの機能通貨での購入価格を固定する。為替予約を考慮に入れると、企業 B は実質的に企業 A と同じ為替リスクのエクスポージャーを有している。この観点からは、ベーシス・アジャストメントは比較可能性を高めることになる。
- BC6.257 当審議会は、ベーシス・アジャストメントと、確定約定の為替リスクのヘッジの会計処理をキャッシュ・フロー・ヘッジか公正価値ヘッジのいずれとして行うかの選択(BC6.183 項から BC6.188 項参照)との間の相互関係も考慮した。当審議会は、確定約定の為替リスクのヘッジについては、キャッシュ・フロー・ヘッジの終了時のベーシス・アジャストメントは、当該ヘッジを公正価値ヘッジとして会計処理する場合とヘッジ対象の表示に与える影響が同じであることに留意した。したがって、こうした確定約定への公正価値ヘッジ会計の使用はベーシス・アジャストメントに等しい。当審議会は、この文脈では、やはりベーシス・アジャストメントは比較可能性を高めると考えた。
- BC6.258 したがって、当審議会は、IAS 第 39 号における会計方針の選択を削除して、ベーシス・アジャストメントを要求することを決定した。当審議会は、企業がその他の包括利益に認識した関連する利得又は損失を、資産又は負債の当初の原価又はその他の帳簿価額に含めるために除去する場合には、その利得又は損失は当該資産又は負債の帳簿価額に直接充当すべきだと決定した。このことは、それが組替調整(IAS 第 1 号「財務諸表の表示」参照)にはならず、資本から除去して資産又は負債に加減する際にその他の包括利益に影響を与えないことを意味している。当審議会は、ベーシス・アジャストメントを組替調整として会計処理すると、包括利益を歪めることになることに留意した。その金額が次のように包括利益に2度異なる期間に影響することとなるからである。
 - (a) まず、非金融商品項目が認識される期間に(その他の包括利益で)
 - (b) 次に再び、当該非金融商品項目が純損益に影響を与えるその後の期間に(例えば、 減価償却費又は売上原価を通じて)

当審議会は、ベーシス・アジャストメントを組替調整として表示すると、ベーシス・ア

ジャストメントが業績事象だという誤解を招く印象を生むことにも留意した。

BC6.259 当審議会は、全期間を通じての包括利益合計が歪められることを認識した。キャッシュ・フロー・ヘッジの期間中のヘッジ手段に係る利得又は損失がその他の包括利益に認識される一方で、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金(すなわち、資本)から除去されてその後に認識された非金融商品項目に直接充当されるヘッジ手段の利得又は損失の累計額はその他の包括利益に影響を与えないからである。当審議会は、その他の包括利益のある種の歪みは避けられないものであり(すなわち、ベーシス・アジャストメントのあった期又は全体の期間にわたってのいずれかで生じる)、トレードオフがあると考えた。当審議会は、結局のところ、ベーシス・アジャストメントのあった期間における組替調整の影響の方が、組替調整を用いないことによる全体の期間への影響よりも、誤解を招く度合いが大きいという結論を下した。

BC6.260 当審議会は、公開草案の再審議において当初の決定を維持した。

在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

- BC6.261 公開草案に至る審議において、当審議会は、在外営業活動体に対する純投資のヘッジをヘッジ会計プロジェクトの一部としては扱わないことを決定した。当審議会は、在外営業活動体に対する純投資は IAS 第 21 号に従って算定され会計処理されていることに留意した。当審議会は、在外営業活動体に対する純投資のヘッジも IAS 第 21 号に関連していることにも留意した。したがって、連結会社間の貨幣性項目が為替リスクのヘッジのヘッジ手段として適格かどうかの検討の論点 (BC6.60 項参照)と同様に、当審議会は、この種類のヘッジを包括的に取り扱うにはヘッジ会計の要求事項の検討と同時にIAS 第 21 号の要求事項の見直しが必要となると考えた。当審議会は、IFRIC 第 16 号「在外営業活動体に対する純投資のヘッジ」(2008 年 7 月公表)が、この種類のヘッジに関する追加的なガイダンスを示していることにも留意した。当審議会は、この解釈指針の公表後すぐに要求事項を変更することは適切でないと考えた。
- BC6.262 したがって、当審議会は、在外営業活動体に対する純投資のヘッジに関する IAS 第 39 号の要求事項を維持することを決定した。
- BC6.263 当審議会は、公開草案の再審議において当初の決定を維持した。

オプションの時間的価値の会計処理

BC6.264 IAS 第 39 号は、企業に次のいずれかの選択を認めている。

- (a) オプション型のデリバティブの全体をヘッジ手段に指定する。
- (b) オプションの時間的価値を区分して、本源的価値要素のみをヘッジ手段に指定する。

- BC6.265 当審議会は、IAS 第 39 号のヘッジ会計モデルでは、企業は通常、オプション型のデリバティブを本源的価値に基づいてヘッジ手段に指定していたことに留意した。このため、オプションのうち指定されていない時間的価値は、売買目的保有として扱われて、純損益を通じて公正価値で会計処理され、純損益に相当の変動を生じさせる可能性があった。この特定の会計処理はリスク管理の考え方と切断されており、企業は通常、オプションの時間的価値(開始時の、すなわち、支払ったプレミアムに含まれている)をヘッジのコストとして考えている。それは、有利な変動への関与を残しつつ、価格の不利な変動に対して防御するためのコストである。
- BC6.266 この背景の中で、当審議会は、公開草案に至る審議において、オプションの時間的価値をどのように描写するのが最善かを検討した(一定レベルの一方への変動のみに対するエクスポージャー(「片側」リスク)のヘッジの文脈で)。当審議会は、オプションの時間的価値の会計処理に関する基準設定の議論は、歴史的にヘッジ非有効部分に焦点が当てられてきたことに留意した。典型的なヘッジ対象取引の多く(確定約定、予定取引又は既存の項目)は、オプションではないので時間的価値の概念が伴わない。このため、このようなヘッジ対象には、ヘッジ手段として使用されるオプションの時間的価値に関連した公正価値変動を相殺する価値の変動がない。当審議会は、オプションの時間的価値をヘッジ手段としての指定から除外しない限り、ヘッジ非有効部分が生じるという結論を下した。
- BC6.267 しかし、当審議会は、オプションの時間的価値を別の観点からも考えられることに留意した。リスクに対する防御のためのプレミアムという観点である(「保険料」説)。
- BC6.268 当審議会は、片側リスクをヘッジするために買建オプションを利用する企業は、通常、オプションの発行者又は売手にプレミアムとして支払う時間的価値を保険料と同様と考えていることに留意した。上方向のエクスポージャーを残しながら下方向のエクスポージャー(不利な結果)から自らを防御するためには、逆方向の非対称なポジション(下方向のみがあり上方向がない)を引き受けてくれる誰かに補償をしなければならない。オプションの時間的価値は「タイム・ディケイ」に晒される。これは、オプションが期限満了に近づくにつれて価値が減少していくことを意味するが、そのペースは時とともに早まる。期限満了時には、時間的価値はゼロとなる。したがって、片側リスクのヘッジのために買建オプションを利用する企業は、オプションの存続期間の間に彼らの支払った時間的価値が失われることを知っている。このことは、企業が支払ったプレミアムを保険料に類似するものとして、したがってこのヘッジ戦略をしようするためのコストとして考えるのが通常である理由を説明するものである。
- BC6.269 当審議会は、保険料説を採ることにより、オプションの時間的価値の会計処理をリスク管理の観点及び他の領域の会計処理と合致させることができると考えた。当審議会は、IFRSでは、リスクに保険を掛けるコストが、保険の対象資産の原価に算入される取引費

用として扱われるものがある(例えば、買手が支払った運送保険料を、IAS 第 2 号「棚卸資産」又は IAS 第 16 号「有形固定資産」に従って)が、他のリスクに保険を掛けるコストは企業が保障を受ける期間にわたって費用として認識される(例えば、建物の保険)ことに留意した。したがって、当審議会は、オプションの時間的価値の会計処理をこうした他の領域と合わせることにより、作成者と利用者がこの問題についてどう考えているのかにも合致した比較可能性の高い結果がもたらされると考えた。

- BC6.270 当審議会は、リスクに保険を掛けるコストの種類の区別と同様に、オプションの時間的価値を、オプションがヘッジするヘッジ対象の種類別に、次の2種類の時間的価値に区分すべきだという考え方を採用した。
 - (a) 取引に関連したもの (例えば、商品の予定仕入)
 - (b) 期間に関連したもの (例えば、既存の商品在庫を商品価格の変動についてヘッジ)
- BC6.271 当審議会は、取引に関連したヘッジ対象については、オプションの時間的価値の公正価値の変動累計額を、その他の包括利益に累積して、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様の方法で振り替えるべきだと考えた。当審議会の考えでは、これが取引費用の性質を最もよく反映する(棚卸資産や有形固定資産について資産化される取引費用と同様)。
- BC6.272 これと対照的に、当審議会は、期間に関連したヘッジ対象については、ヘッジ手段として使用されるオプションの時間的価値の性質は、特定の期間にわたるリスクに対する防御を得るためのコストだと考えた。したがって、当審議会は、その防御を得るためのコストは、関連する期間にわたって規則的かつ合理的な基準で配分すべきだと考えた。当審議会は、これには、オプションの時間的価値の公正価値の変動累計額をその他の包括利益に累積して、当初の支払った時間的価値を各期に純損益に振り替えて償却する必要があることに留意した。当審議会は、償却のパターンは、原則ベースの基準設定を最もよく反映する規則的かつ合理的な基準で決定すべきだと考えた。
- BC6.273 当審議会は、使用するオプションの重要な条件(名目金額、期間、基礎数値など)が ヘッジ対象に対応しない状況についても検討した。これは以下の疑問を生じさせる。
 - (a) 支払ったプレミアムに含まれた時間的価値のうち、どれだけがヘッジ対象に関連している(したがって、ヘッジのコストとして扱うべきである)のか、またどの部分が関連していないのか。
 - (b) 時間的価値のうちヘッジ対象に関連しない部分は、どのように会計処理すべきか。
- BC6.274 当審議会は、公開草案において、オプションの時間的価値のうちヘッジ対象に関連する部分は、ヘッジ対象と完全に対応したオプション(すなわち、基礎数値、満期及び名目金額が同じ)に対して支払われたであろう時間的価値として算定すべきだと提案した。

当審議会は、これには、ヘッジ対象の条件とともにヘッジ対象についての他の関連する情報(特に、価格又はキャッシュ・フローのボラティリティ(オプションの時間的価値の決定要因となる))を用いたオプション価格の算定が必要となることに留意した。

- BC6.275 当審議会は、オプションの時間的価値の会計処理は、購入したオプションの当初の時間的価値(実際の時間的価値)が、ヘッジ対象と完全に対応するオプションに対して支払われたであろう時間的価値(調整後の時間的価値)よりも高いのか低いのかを区別する必要があることに留意した。当審議会は、ヘッジ関係の開始時において、実際の時間的価値が調整後の時間的価値よりも高い場合には、企業が支払うプレミアムはヘッジのコストを反映したものよりも高額であることに留意した。したがって当審議会は、その他の包括利益の累計額に認識する金額を、調整後の時間的価値のみに基づいて算定し、実際の時間的価値の残りの部分はデリバティブとして会計処理すべきだと考えた。
- BC6.276 逆に、当審議会は、ヘッジ関係の開始時において、実際の時間的価値が調整後の時間的価値よりも低い場合には、企業が実際に支払うプレミアムは、リスクを完全にカバーするために支払うべき金額よりも低いことに留意した。当審議会は、この状況においては、実際の支払よりも多額のオプションの時間的価値を会計処理することを避けるために、その他の包括利益の累計額に認識する金額を、次の公正価値変動の累計額のいずれか低い方を参照して算定しなければならないと考えた。
 - (a) 実際の時間的価値
 - (b) 調整後の時間的価値
- BC6.277 当審議会は、その他の包括利益に累積した残高の減損テストを要するかどうかを検討した。当審議会は、オプションの時間的価値の会計処理はヘッジ関係に密接に関連しているので、ヘッジ会計の要素を用いる減損テストが適切だと決定した。したがって、取引に関連したヘッジ対象については、減損テストはキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に対するものと同様となる。期間に関連したヘッジ対象については、当審議会は、オプションの時間的価値のうちその他の包括利益の累計額に残っている部分は、ヘッジ関係の中止時に直ちに純損益に認識すべきだと考えた。これは、保険の対象とされたリスク(すなわち、ヘッジ対象)がヘッジ会計の要件を満たさなくなった後は当該金額を償却する理由が成立しなくなることを反映する。当審議会は、ヘッジ対象の減損が適格なヘッジの要件に影響を与え、適格ヘッジの要件が満たされなくなった場合には、オプションの時間的価値の残りの未償却残高について減損損失が生じることに留意した。
- BC6.278 公開草案に対するコメント提出者の大半は、「保険料」説に同意した。彼らは、提案により、企業のリスク管理戦略の成果及び影響について IAS 第 39 号の場合よりも適切な表現が提供されると考えた。彼らの考えでは、この提案は純損益の過大な変動性を緩和し、取引の経済的実質を反映する。彼らはまた、ヘッジのコストは、ヘッジ非有効部分

として誤った性格付けをするのではなく、ヘッジ対象と関連づけるべきだと考えた。

- BC6.279 しかし、提案の複雑性に関しては賛否両論があった。一部のコメント提出者は、次の 点に関連した複雑性についての懸念を示した。
 - (a) 取引に関連したヘッジ対象と期間に関連したヘッジ対象とを区別するという要求
 - (b) 調整後の時間的価値の公正価値を測定するという要求。この懸念には、この提案の 実施のコストが、例えば、複雑性の低い(例えば、小規模な)企業にとっての便益 を上回るという懸念が含まれていた。
- BC6.280 一部のコメント提出者は、取引に関連したヘッジ対象の会計処理の提案に同意しなかった。時間的価値は常にオプション期間にわたって費用処理すべきだと主張した人々もいた。
- BC6.281 このフィードバックを考慮して、当審議会は再審議において次のことを検討した。
 - (a) オプションの時間的価値は、公開草案で提案した会計処理を適用せずに、常にオプションの期間にわたって費用処理すべきかどうか
 - (b) 取引に関連したヘッジ対象と期間に関連したヘッジ対象との区別をなくして、単一 の会計処理に置き換えるべきかどうか
 - (c) 調整後の時間的価値の公正価値を会計処理する要求を単純化すべきかどうか
- BC6.282 当審議会は、オプションの時間的価値を、公開草案で提案した会計処理を適用せずに、常にオプションの期間にわたって費用処理すべきかどうかを検討した。当審議会は、そのような会計処理は、時間的価値をヘッジのコストとみなすという考え方と整合しない結果となることに留意した。ヘッジされたエクスポージャーが純損益にどのように影響を与えるのかに関係のない期間に費用を認識することとなる可能性があるからである。
- BC6.283 当審議会は、取引に関連したヘッジ対象についてのオプションの時間的価値を、その他の包括利益に繰り延べることが適切かどうかも検討した。当審議会は、繰り延べられた時間的価値は、それ自体では資産を表さないが、取得した資産又は引き受けた負債の測定の一部として資産化される付随的コストであることに留意した。これは他のIFRSが付随的コストを扱っている方法と整合的である。当審議会は、公開草案が、回収可能と見込まれない金額を繰り延べないようにするための減損テストを含んでいたことにも留意した。
- BC6.284 当審議会は、取引に関連したヘッジ対象と期間に関連したヘッジ対象との区別をなく すことにより、公開草案の提案を簡素化できるかどうかも議論した。しかし、当審議会 は、単一の会計処理は他の IFRS と整合しないことに留意した。状況を同様の方法で区

別しないことになるからである (BC6.269 項及び BC6.270 項参照)。したがって、当審議会は、提案のあった単一の会計処理は、基本的には異なる状況を同様のものとして扱うことになると考えた。当審議会は、これは実際には比較可能性を低下させることになり、したがって財務報告の改善にはならないことに留意した。

- BC6.285 当審議会は、こうした 2 種類のヘッジ対象により区別した要求事項とせずに、取引に 関連したヘッジ対象及び期間に関連したヘッジ対象の会計処理を明確にする単一の一般 的原則として要求事項を書き直すべきかどうかも検討した。しかし、結局のところ、当 審議会は、このアプローチは混乱を生じる危険があると判断した。特に、2 つの異なる 種類の会計処理を依然として伴うことになるからである。
- BC6.286 当審議会は、調整後の時間的価値の公正価値の会計処理の要求事項を単純化する考え 得る方法についても議論した。その議論の一部として、当審議会は次のことを検討した。
 - (a) オプションの時間価値について提案した会計処理を、たとえ支払った時間価値が調整後の時間価値と異なる場合であっても、支払った時間的価値の全体に適用すること。これは、企業が調整後の時間的価値の公正価値について別個の評価を計算する必要がなくなることを意味する。しかし、当審議会は、ヘッジ対象に関連する時間的価値だけをヘッジのコストとして扱うべきだと考えた。したがって、支払った追加の時間的価値は、純損益を通じて公正価値で測定するデリバティブとして会計処理すべきである。
 - (b) オプションの時間的価値を、公開草案で提案した方法又は IAS 第 39 号に従った方法のいずれかで会計処理する選択肢を企業に与えること(各ヘッジ関係ごとに又は会計方針の選択として)。後者の場合には、「売買目的金融商品」として純損益に認識する金額は、オプション全体の公正価値の変動と本源的価値の公正価値の変動との差額である。これに対して、公開草案の提案では、2つのオプション評価を要求することになる(すなわち、オプションの実際の時間的価値とオプションの調整後の時間的価値の公正価値の変動)。しかし、当審議会は、IAS 第 39 号にしたがって会計処理は、実質的に、時間的価値の公正価値の変動をトレーディング損益として表示するものであることに留意した。この会計処理は、当審議会が描写しようとしている時間的価値の変動の性質(すなわち、ヘッジのコストという性質)と整合しない。さらに、当審議会は、選択肢を与えることは企業間の比較可能性を低下させることになり、財務諸表の理解がより困難になることに留意した。
- BC6.287 したがって、当審議会は、公開草案で提案したオプションの時間的価値に関連した会計処理の要求事項を維持することを決定した(すなわち、会計処理はヘッジ対象の性質によって決まり、新たな会計処理は調整後の時間的価値のみに適用される)。

ゼロ・コスト・カラー

- BC6.288 公開草案におけるオプションの時間的価値の会計処理の提案は、オプションの開始時に時間的価値(ゼロ以外)がある状況のみを扱っていた。この会計処理案は、買建オプションと売建オプションの組合せ(一方はプット・オプションで他方はコール・オプション)でヘッジ会計の開始時に正味の時間的価値がゼロであるもの(「ゼロ・コスト・カラー」又は「ゼロ・プレミアム・カラー」の通称で呼ばれることが多い)がある状況には適用されないこととなっていた。
- BC6.289 公開草案に対するコメント提出者の多くが、買建オプションの会計処理案をゼロ・コスト・カラーにも適用すべきだとコメントした。彼らは、ゼロ・コスト・カラーとオプションの時間的価値の会計処理を一般的に合わせておかないと、企業が特定の種類の取引を行って、望んだ会計上の結果を得るだけの目的で、ゼロ・コスト・カラーを名目的なコストのあるカラーに入れ替えることを助長することになると考えた。
- BC6.290 さらに、それらのコメント提出者は、ゼロ・コスト・カラーは開始時には時間的価値がないが、カラーの時間的価値はヘッジの期間中に変動すると指摘した。彼らは、時間的価値は「タイム・ディケイ」に晒され、買建と売建の両方のオプションが、カラーが満期消滅に近づくにつれて時間的価値を失っていくと指摘した。彼らは、ゼロ・コスト・カラーの時間的価値も、ヘッジ関係の期間中はその他の包括利益に認識すべきだと主張した。彼らは、オプションの会計処理の提案を当初の時間的価値がゼロよりも大きいオプションに限定することは正当化できないと考えた。提案が対処している主要な懸念の一つが、ヘッジの期間にわたる時間的価値の変動から生じる変動性だったからである。
- BC6.291 それらの主張を考慮して、当審議会は、オプションとゼロ・コスト・カラーの時間的 価値の変動の会計処理を合わせることを決定した。

先渡契約の金利要素の会計処理

- BC6.292 IAS 第39号は、企業に次の両者の間の選択を認めていた。
 - (a) 先渡契約を全体としてヘッジ手段に指定すること
 - (b) 金利要素を区分して、直物要素のみをヘッジ手段として指定すること
- BC6.293 指定されない場合には、金利要素は売買目的保有として扱われ、純損益を通じて公正 価値で会計処理されることになり、純損益に相当の変動性を生じさせる。
- BC6.294 当審議会は、金利要素の性質は基礎となる項目に応じて決まるものであることに留意した。例えば、
 - (a) 為替リスクについては、金利要素は2つの通貨間の金利差を表す。
 - (b) 金利リスクについては、金利要素は金利の期間構造を反映する。

- (c) コモディティ・リスクについては、金利要素はいわゆる「キャリーのコスト」を表す (例えば、保管コストなどのコストが含まれる)。
- BC6.295 公開草案に対するコメント提出者及び当審議会のアウトリーチ活動への参加者は、当審議会がオプションの時間的価値についての提案 (BC6.264 項及び BC6.291 項)を金利要素に拡張するよう要望した。
- BC6.296 当審議会は、IAS 第 39 号ではヘッジ会計の要求事項は金利要素とオプションについて同じであったが、実際の会計上の含意は異なっていたことに留意した。オプションは、多くの典型的な状況では、オプションではないために時間的価値の概念を伴わない取引(BC6.226 項参照)をヘッジするために使用される。これと対照的に、先渡契約が使用される状況では、ヘッジ対象の価値はヘッジ手段の価値に対応する金利要素を実際に有している。当審議会は、これは企業が先渡契約全体を指定して、ヘッジ対象の測定に「先渡レート法」の使用を選択できることを意味していたことに留意した。
- BC6.297 先渡レート法を用いると、金利要素が実質的にヘッジ関係に含まれる。これはヘッジ 対象の価値の変動が先渡価格又は先渡レートに基づいて測定されることによる。企業は それから先渡レート法を用いて金利要素をヘッジのコストとして認識することができ、 例えば、次の結果となる。
 - (a) 金利要素を取得した資産又は引き受けた負債の原価に算入する。又は、
 - (b) ヘッジ対象 (例えば、外貨建のヘッジされた売上) が純損益に影響を与える時に、 金利要素を純損益に振り替える。
- BC6.298 したがって、金利要素の変動は、ヘッジ対象が純損益に影響を与えるまで純損益に認識されない。当審議会は、この結果は、取引に関連したヘッジ対象をヘッジするオプションの時間的価値の会計処理について公開草案で提案したものと同等であることに留意した。このため、当審議会は、取引に関連したヘッジ対象をオプションを使用してヘッジしたのと同様の状況については、先渡レート法の適用は、実質上、金利要素をヘッジのコストのように扱う会計上の結果を生じると考えた。これはヘッジのコストの会計処理についての当審議会の全体的なアプローチと整合的であり、したがって、公開草案に対する修正は必要ない。
- BC6.299 しかし、当審議会は、期間に関連したヘッジ対象をオプションでヘッジした場合の会計処理についての決定により対処した状況と同等の状況においては、公開草案の提案 (IAS 第 39 号と同様)では、企業が先渡契約の金利要素について同等の会計上の結果を達成できなくなることを認識した。その理由は、IAS 第 39 号と同様、公開草案の提案は金利要素の償却を認めていなかったからである。例えば、企業が既存の商品在庫(すなわち、期間に関連したヘッジ対象)の価格変動から生じる公正価値変動をヘッジする場

合には、公開草案 (IAS 第39号と同様)では、企業は次のいずれかを行うことができる。

- (a) 先渡レート法を使用する(すなわち、金利要素は棚卸資産の原価に算入し、ヘッジの期間にわたって純損益を通じて公正価値で会計処理することはしない)。
- (b) 直物要素の変動のみをヘッジ手段として指定する(すなわち、先渡契約の金利要素の公正価値変動を純損益に認識する)。

上記の会計上の結果はいずれも、期間に関連したヘッジ対象についてのオプションの時間的価値の処理(時間的価値を規則的かつ合理的な基準で償却することを要求している)とは合っていない。

- BC6.300 当審議会は、外貨建の貨幣性の金融資産及び負債の会計処理が重要な結果を生じることにも留意した。IAS 第 39 号と同様、IFRS 第 9 号 (B5.7.2 項参照) は、企業がそれらの金融商品に IAS 第 21 号を適用することを要求しており、これはそれらが企業の機能通貨に直物為替レートで換算されることを意味する。したがって、先渡レート法は、企業が外貨建の貨幣性の金融資産及び負債をヘッジしている場合には、解決策にならない。
- BC6.301 したがって、当審議会は、金利要素の会計処理をオプションの時間的価値の会計処理に合わせることは、例えば、機能通貨による資金調達が、機能通貨の金融資産に投資できる金額よりも多い企業にとっては、特定の関心事であることを認識した。余剰資金について経済的リターンを生み出すために、こうした企業は、これらの資金を外貨に交換して、その外貨建の資産に投資する。為替リスクに対するエクスポージャーを管理するため(及び正味の金利マージンを安定させるため)、こうした企業は一般的に外国為替デリバティブ取引を行う。こうした取引は通常、以下のことを同時に行う。
 - (a) 機能通貨の余剰資金を外貨にスワップする。
 - (b) その資金を一定期間にわたり外貨建の金融資産に投資する。
 - (c) 外国為替デリバティブ取引を行い、外貨資金を投資期間の終了時に機能通貨に再転換する。この金額は、通常、満期時の元本と金利の合計をカバーする。
- BC6.302 先渡レートと直物要素との間の差額(すなわち、金利要素)は、開始時の2つの通貨間の金利差額を表す。投資期間にわたる正味の経済的リターン(すなわち、金利マージン)は、外貨への投資の利回りをフォワード・ポイント(すなわち、外国為替デリバティブの金利要素)だけ調整し、それから金利費用を控除することにより算定される。上述の3つの取引の組合せにより、企業が実質的に正味の金利マージンを「固定」して、投資期間にわたって固定した経済的リターンを生み出すことができる。
- BC6.303 コメント提出者は、リスク管理では金利要素を外貨建資産の投資利回りの調整として 見ていると主張した。彼らは、オプションの時間的価値の場合と同様に、純損益をその

他の包括利益に対して調整して、固定した経済的リターンを達成するためのコストを当 該リターンの会計処理と整合的な方法で表現するための同様のニーズが生じると考えた。

BC6.304 コメント提出者が提起した主張を考慮して、当審議会は、ヘッジ関係の開始時に存在するフォワード・ポイントについて次のような処理を認めることを決定した。一定期間にわたり規則的かつ合理的な基準で純損益に認識し、その後の公正価値変動をその他の包括利益を通じて累積するというものである。当審議会は、この会計処理は、取引の経済的実質及び正味の金利マージンの成果についてのより適切な表現を提供することになると考えた。

項目グループのヘッジ

- BC6.305 IAS 第 39 号では、項目グループへのヘッジ会計の適用を制限していた。例えば、一緒になって資産及び負債の純額ポジションを構成するヘッジ対象を、当該純額ポジションをヘッジ対象とするヘッジ関係に指定することができなかった。他のグループは、そのグループの中の個々の項目のリスク特性が同様で、ヘッジされるものとして指定されたリスク・エクスポージャーを共有している場合にのみ、適格となる。さらに、グループの個々の項目についてのヘッジされるリスクに起因する公正価値の変動は、そのヘッジされるリスクに関するグループの公正価値の全体的な変動に対しておおむね比例的でなければならなかった。これらの制限の効果として、グループは一般的に、グループの中のヘッジ対象が同じヘッジされるリスクについて個別にヘッジ会計に適格となる場合にのみ適格となる。
- BC6.306 ディスカッション・ペーパー「金融商品の報告における複雑性の低減」に対して、多くの人々が、項目グループ (純額ポジションを含む)をヘッジする能力が制限されているために、ヘッジ会計モデルが企業が実際に(すなわち、リスク管理目的で)ヘッジを行う方法と整合しない結果となっているとコメントした。同様の懸念が、項目グループへのヘッジ会計の適用に関する IAS 第 39 号の制限について、当審議会のヘッジ会計プロジェクトに係るアウトリーチ活動の一環として指摘された。
- BC6.307 実務上、ほとんどの企業は、リスク・エクスポージャーをさまざまなアプローチを用いてヘッジしている。こうしたアプローチは次のもののヘッジを生じている。
 - (a) 個別項目
 - (b) 総額ポジションを構成する項目グループ
 - (c) 純額ポジションとなる互いに(部分的に)相殺しあう項目グループ
- BC6.308 グループ・ヘッジのアプローチでは、特定の項目グループ (純額ポジションを含む) からのリスクを識別し、そのリスクの一部又は全部を 1 つ又は複数のヘッジ手段でヘッ

ジすることが必要となる。グループ・ヘッジのアプローチは、リスクをより高いレベル で集計して考える。このアプローチを採る理由として次のようなものがある。

- (a) そのグループの中の項目が、いくらかの相殺しあうリスク・ポジションを有していて、それらのリスクの一部が自然にヘッジされるため、それらの相殺しあうリスクは別個にヘッジする必要がない。
- (b) さまざまなリスクを一緒にヘッジするヘッジ手段のデリバティブの方が、それぞれ が別々のリスクをヘッジする個々のデリバティブよりも、容易に利用できる。
- (c) 個々のエクスポージャーをヘッジするよりも、グループをヘッジする少数のデリバティブ取引を行う方が便利である(コスト、実用性など)。
- (d) 相殺しあうリスク・ポジションを純額ベースでヘッジすることによる、信用リスク・エクスポージャーの最小化(この側面は、自己資本規制のある企業では特に重要である)。
- (e) 財政状態計算書上の資産・負債の総額の削減。複数のデリバティブ取引(相殺しあ うリスク・エクスポージャーを有する)を行う場合には、相殺の会計処理ができな い可能性があるためである。
- BC6.309 IAS 第 39 号における制限のため、グループ又は純額のベースでヘッジを行う企業はその活動をリスク管理の実務と整合的な方法で表示することができなかった。例えば、複数の報告期間(例えば、2 年間)にわたって発生する一連の売上及び費用の為替リスクの純額(すなわち、残額)を、企業が単一の為替デリバティブを使ってヘッジする場合がある。このような企業は、売上及び費用の純額ポジションをヘッジ対象として指定することができなかった。その代わりに、ヘッジ会計を適用したい場合には、ヘッジ手段に最もよく対応する総額ポジションを指定しなければならなかった。しかし、当審議会は、これが有用な情報をもたらさない理由がいくつかあることに留意した。例えば、
 - (a) 対応するヘッジ対象が存在しない可能性もあり、その場合にはヘッジ会計を適用できない。
 - (b) 企業が、一連の売上及び費用から対応する総額エクスポージャーを識別して指定したとした場合には、その項目が唯一のヘッジ対象として表現され、ヘッジされたレートで表示される。他のすべての取引(例えば、以前の報告期間の)は、ヘッジされていないように表現され、実勢の直物レートで認識されることとなり、いくつかの報告期間で変動可能性が生じる。
 - (c) 指定されたヘッジ対象取引が発生しなかったが、純額ポジションは同じままである という場合、ヘッジ非有効部分が経済的観点からは存在していないのに、会計処理

の目的上は認識されることになる。

- BC6.310 したがって、公開草案において、当審議会は、項目グループ (純額ポジションを含む) をヘッジ会計に適格とすべきだと提案した。しかし、当審議会は、純額ポジションを構成する項目グループの一部の種類に対しては、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計の適用を制限することも提案した (BC6.320 項から BC6.325 項参照)。
- BC6.311 公開草案に対するコメント提出者は、グループ及び純額ポジションについてヘッジ会計を認める提案を支持し、大半がそれについての当審議会の論拠を支持した。しかし、一部の人々は、公開草案における当審議会の提案の特定の側面に反対した。彼らの懸念は、純額ポジションのキャッシュ・フロー・ヘッジに関する提案に集中していた。
- BC6.312 以下のサブセクションでは、項目グループの文脈におけるヘッジ会計の適用に関する 当審議会の考慮事項を示している。

ヘッジ対象としての項目グループの適格性の要件

- BC6.313 個別ヘッジのアプローチでは、企業が、望んだ結果を達成するために個別のヘッジ対象からのリスク・エクスポージャーを管理する1つ又は複数のヘッジ手段を締結することが必要となる。これはグループ・ヘッジのアプローチでも同様である。しかし、グループ・ヘッジのアプローチでは、企業は項目グループのリスク・エクスポージャーをヘッジしようとしている。グループのリスクの一部が(期間全体又は一部の期間について)相殺されて互いにヘッジとなり、グループの残余のリスクをヘッジ手段によるヘッジに委ねることとなる場合がある。
- BC6.314 個別ヘッジのアプローチとグループ・ヘッジのアプローチは、概念上類似している。このため当審議会は、ヘッジ会計に適格となるための要求事項も同様とすべきだと決定した。したがって、当審議会は、個別のヘッジ対象に適用される適格要件を項目グループのヘッジにも適用すべきだと提案した。しかし、純額ポジションのキャッシュ・フロー・ヘッジについて、いくつかの制限を残した。
- BC6.315 当審議会は、公開草案の再審議において当初の決定を維持した。

項目グループのヘッジに係る名目金額の階層要素の指定

- BC6.316 当審議会は、公開草案において、企業がヘッジ関係において単一の項目の名目金額の 階層要素 (階層) を指定することができると提案した。当審議会は、単一項目に関する 当該決定を複数項目のグループに拡大して、ヘッジ関係においてグループの階層の指定 を認めることが適切かどうかも検討した。
- BC6.317 当審議会は、項目グループの名目金額の階層要素を識別することの便益は、単一項目 の階層要素について考慮した便益(BC6.107項からBC6.111項参照)と同様であると考

えた。しかし、当審議会は、項目グループについて構成要素を使用することを支持する 他の理由にも留意した。

- (a) 契約違反(又は解約)や期限前償還などの不確実性は、項目グループを考えた場合の方が適切にモデル化できる。
- (b) 実務上、項目グループの階層(例えば、底溜り要素)のヘッジは一般的なリスク管理戦略である。
- (c) 同一のヘッジされるリスクに晒されている項目グループから特定の項目を恣意的に 識別して(ヘッジ対象として)指定すると、次のようになる可能性がある。
 - (i) 指定された項目が当初の予想どおりに動かなかった場合には、恣意的な会計上の結果が生じる(ヘッジされた金額をカバーするのに十分な他の項目が、当初の予想どおりに動いているにもかかわらず)。
 - (ii) 利益操作の機会を作り出す(例えば、一部の項目だけが個別に公正価値ヘッジの対象とされ公正価値ヘッジ調整が付いている場合に、同質な各項目のグループの中から特定の項目を譲渡して認識の中止を行う選択をすることによって)。
- BC6.318 当審議会は、実務上、一緒にヘッジされる項目グループは同一項目のグループではない可能性が大きいことに留意した。実務上さまざまな種類のグループが存在し得ることを考えると、提案した条件を満たすのが容易な場合もあれば、それが困難あるいは不可能な場合もある。当審議会は、提案した条件が満たされる場合を定義することは適切でないと考えた。それは具体的な事実及び状況に応じて決まるものだからである。当審議会は、要件を基礎とするアプローチの方が運用可能で適切であると考えている。これにより、ヘッジ会計の適用が、要件を容易に満たせる状況だけでなく、要件を満たすことに困難が多いが企業が必要な努力を行う用意がある(例えば、ヘッジ会計の要求事項への準拠を達成するためにシステムに投資する)状況においても、可能となる。

BC6.319 当審議会は、公開草案の再審議において当初の決定を維持した。

ヘッジ会計に適格な純額ポジションを構成する項目グループのキャッシュ・フロー・ヘッジ

BC6.320 キャッシュ・フロー・ヘッジでは、ヘッジ手段の公正価値の変動をその他の包括利益に繰り延べ、その後、ヘッジ対象が純損益に影響を与える時にその他の包括利益累計額から純損益に振り替える。純額ポジションのヘッジについては、グループの中の各項目のリスク・ポジションが相殺しあい、グループのリスクの一部について自然のヘッジとなる(すなわち、ある項目に係る利得が他の項目に係る損失を相殺する)。したがって、予定取引のグループである純額ポジションのキャッシュ・フロー・ヘッジについては、一部の予定取引の価値の変動累計額(ヘッジの開始時からの)を(相殺を達成するのに

有効な範囲で)その他の包括利益に繰り延べなければならない。これが必要な理由は、 ヘッジ関係の初期に発生する予定取引について生じる利得又は損失を、その後の段階で、 純額ポジションの中の最後のヘッジ対象が発生するまで、純損益に振り替えなければな らないからである。

- BC6.321 しかし、ヘッジされた純額ポジションを構成する予定取引が、別々の会計期間の純損益に影響を与えることもある。例えば、為替リスクについてヘッジされている売上とそれに関連のない支出とが、別々の報告期間に純損益に影響する場合がある。ヘッジ対象が別々の期間に純損益に影響を与える場合には、指定された売上の価値の変動累計額(その後、当該支出が費用として認識される時に振り替える)を、純損益から取り除いて、その代わりにその他の包括利益に繰り延べる必要がある。これは、売上が純損益に与える影響が、ヘッジされた為替レートに基づくことを確保するために必要となる。
- BC6.322 したがって、公開草案に至る審議において、当審議会は、予定取引の純額ポジションについてのキャッシュ・フロー・ヘッジ会計は、一部の予定取引に係る利得及び損失の累計額をその他の包括利益に繰り延べること(発生時から、いくつかの他の予定取引がその後の期間において純損益に影響を与えるまで)を伴うことに留意した。当審議会は、これは、最初に発生した取引を、将来に発生が見込まれ、相殺する利得又は損失を生じる他の予定取引を考慮して、取引金額と異なる金額(又は一般的な IFRS の要求事項により要求される他の金額)で測定することに等しいと考えた。当該他の取引が発生した時に、それらの測定を、それ以前に発生した予定取引に関してその他の包括利益累計額に繰り延べていた金額について修正することとなる。
- BC6.323 当審議会は、このアプローチは、まだ存在していない項目について利得及び損失を認識することにはならず、その代わりに、一部の予定取引に係る利得及び損失を発生時に繰り延べるものだと認識した。しかし、当審議会は、このアプローチは予定取引から生じる項目に関する一般的なIFRSからの重大な逸脱となると考えた。当審議会はさらに、この逸脱が次のような予定取引に影響を与えると考えた。
 - (a) ヘッジ関係の初期に発生したもの(すなわち、取引の発生時に利得及び損失を繰り 延べたもの)
 - (b) ヘッジ関係の後期に発生し、ヘッジ関係の初期に発生した予定取引の発生時に繰り 延べていた利得又は損失について修正される取引
- BC6.324 当審議会は、ヘッジ関係の後期に発生した予定取引の会計処理は、キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるヘッジ対象である予定取引の会計処理と同様であることに留意した。しかし、ヘッジ関係の初期に発生した予定取引の処理は、ヘッジ対象よりもヘッジ手段の処理に近いものとなる。当審議会は、これは一般的な IFRS の要求事項及びヘッジ手段に関するヘッジ会計モデルの要求事項からの重大な逸脱となるという結論を下した。

- BC6.325 したがって、公開草案において、当審議会は、純額ポジションのキャッシュ・フロー・ヘッジは、相殺しあうリスク・ポジションが別々の期間に純損益に影響を与える場合には、ヘッジ会計に適格とすべきではないと提案した。当審議会は、相殺しあうキャッシュ・フローが同一の期間に純損益に影響を与える場合には、そうした懸念が同じ形では当てはまらないことに留意した。予定取引に係る利得及び損失の累計額をその他の包括利益に繰り延べることが要求されないからである。したがって、当審議会は、このような純額ポジションをヘッジ対象として適格とすべきだと提案した。
- BC6.326 公開草案に対するコメント提出者の一部は、別々の報告期間の純損益に影響を与える 予定取引で構成される純額ポジションにキャッシュ・フロー・ヘッジ会計の適用を認め ないことについての当審議会の論拠に同意した。彼らは、この制限がないと、利益操作 の可能性が生じると考えた。この提案に同意しつつ、一部のコメント提出者は、その他 の包括利益累計額に繰り延べた金額の処理についての追加的なガイダンスを示すよう当 審議会に要望した。それは、純額ポジションのキャッシュ・フロー・ヘッジにおいて、 当初は同一の報告期間に純損益に影響を与えると予想された相殺しあうリスク・ポジションが、その後に変化して、その結果、別々の期間に純損益に影響を与えると予想され ている場合の取扱いである。
- BC6.327 他方、別々の報告期間に純損益に影響を与える相殺しあうリスク・ポジションを有する純額ポジションのキャッシュ・フロー・ヘッジに対するヘッジ会計の適用に関する制限についての再検討を当審議会に求める意見もあった。これらのコメント提出者は、この制限があると企業がリスク管理活動を適切に反映できなくなると考えた。さらに、一部のコメント提出者は、当審議会が、この制限(維持するとした場合)の基礎として、あらゆる報告期間(すなわち、期中報告期間が含まれる)ではなく、年次報告期間を考慮するよう要望した。そうしないと、報告の頻度がこの形でのヘッジ会計の適格性に影響を与えることになると指摘したものである。
- BC6.328 当審議会は、公開草案での提案に対するこのフィードバックは 2 つの異なる視点を反映していることに留意した。
 - (a) 財務上の視点――これはキャッシュ・フローの視点である。この視点からコメントを提供したコメント提出者は、一般的に、純額ポジションの両方の側から生じるキャッシュ・インフロー及びアウトフローに注目している。この財務的な見方は、キャッシュ・フローのレベルにとどまり、キャッシュ・フローとそれに関連する収益又は費用の純損益への認識との間に存在する可能性のあるタイムラグを考慮に入れていない。この視点からは、最初の予定取引が認識されると、自然のヘッジは消滅して、純額ポジションの残りの部分は追加のデリバティブ取引を行うことによりヘッジされることになる(又は、その代わりに、例えば、最初の予定取引の発生の結果として生じた外貨建の現金性金融商品を使用する)。その後(すなわち、第二の予

- 定取引の決済時)において、ヘッジ手段として使用されている金融商品からのキャッシュ・フローが、予定取引から生じる支払の決済に使用されることになる。
- (b) 会計上の視点——この視点は、2つの予定取引の影響を純損益に表示する方法及びどの会計期間に表示するかに焦点を当てている。これは財務上の視点のキャッシュ・フローの見方の上を行くものである。キャッシュ・フローは一時点の事象であるが、項目が純損益に影響を与える方法は異なる可能性があるからである。例えば、サービスの購入及び物品の販売は、それらがある報告期間に純損益に影響を与える方法で純額ポジションの一部として指定することができるが、有形固定資産の購入は、減価償却パターンを通じて、複数の異なる報告期間にわたって純損益に影響を与える。同様に、棚卸資産を購入した後の期間に販売する場合には、キャッシュ・フローとそれに関連した純損益への影響は別々の期間に発生する。
- BC6.329 受け取ったコメントを考慮して、当審議会は、公開草案で提案した、別々の報告期間に純損益に影響を与える相殺しあうリスク・ポジションを有する純額ポジションのキャッシュ・フロー・ヘッジに関する制限を再検討した。当審議会は、この制限を完全に削除することは適切でないと考えた。しかし、当審議会は、企業のリスク管理活動をより適切に反映できるが指摘された利益操作の懸念にも対処するような代替的なアプローチがあるかどうかを検討した。
- BC6.330 当審議会は、企業がリスク管理活動を反映することができるのは、別々の報告期間に 純損益に影響を与える相殺しあうリスク・ポジションを有する純額ポジションのキャッシュ・フロー・ヘッジに対するヘッジ会計の適用に関する制限を削除した場合のみであることに留意した。しかし、当審議会は、指定の全面禁止に代えて、ヘッジ関係の文書 化についてのいくつかの要求事項を導入することにより、利益操作に関する懸念に対処できることに留意した。
- BC6.331 当審議会は、影響を受けるすべての期間について、ヘッジされた純額ポジションから 生じる純損益の認識パターンが、次のことが明確となるような方法でヘッジの開始時に 設定されている場合には、利益操作の可能性に対処できることに留意した。明確にすべ きことは、どのような金額が純損益に影響を与えるのか、どの時点で純損益に影響を与 えるのか、並びにどのヘッジされた分量及び項目の種類に関係するのかである。
- BC6.332 しかし、当審議会は、多くの異なる種類のリスクに純額ポジションのキャッシュ・フロー・ヘッジを適用することに関した懸念があった。当審議会は、為替リスクがコメント提出者から最もコメントの多かったリスクであり、当審議会がこの種類のヘッジで扱うことを意図しているリスクであることに留意した。
- BC6.333 したがって、当審議会は、純額ポジションのキャッシュ・フロー・ヘッジは為替リスクのヘッジについてのみ利用可能とする(他のリスクについては認めない)ことを決定

した。さらに、当審議会は、純額ポジションの中の相殺しあうリスク・ポジションが同 一の報告期間に純損益に影響を与えるものでなければならないという制限を削除するこ とを決定した。しかし、当審議会は、指定された純額ポジションの中の各項目について 十分に具体的な指定がないと、企業が事後的判断を利用して、純損益での特定の結果を 達成するようにヘッジ手段の利得又は損失を当該各項目に配分することができてしまう こと(選択効果)を懸念した。したがって、当審議会は、選択効果が生じる可能性のあ る指定された純額ポジションの中のすべての項目について、企業は、取引が純損益に影 響を与えると見込まれるそれぞれの期間とともに、それぞれの種類の予定取引の内容及 び分量を、選択効果を除去するような方法で特定しなければならない。例えば、状況に 応じて、選択効果の除去には、有形固定資産項目の予定購入の内容の特定に、同種の項 目についての減価償却パターンなどの側面を含めることを必要とする場合がある。それ は、当該項目の性質が、減価償却パターンが企業が当該項目をどのように利用するのか に応じて変わる可能性のある場合である(例えば、異なる製造工程に使用されているこ とにより耐用年数が別々である場合)。当審議会は、これは一部のコメント提出者が提起 した懸念にも対処するものとなることに留意した。それは、リスク・ポジションが純損 益に影響を与える時点についての当初の予想の変化により、各項目が別々の期間に純損 益に影響を与えることとなる場合に関しての懸念である。

純額ポジションの中の項目グループが同一期間の純損益に影響する場合の表示

- BC6.334 リスク・ポジションが相殺しあう項目グループ(すなわち、純額ポジション)のキャッシュ・フロー・ヘッジについては、ヘッジ対象が純損益及びその他の包括利益計算書の別々の表示科目に影響を与えることがある。したがって、こうしたグループのキャッシュ・フロー・ヘッジについては、ヘッジ手段の利得及び損失をどのように表示すべきかの問題が生じる。公開草案に至る審議において、当審議会は、各ヘッジ対象を個々に相殺するためには、ヘッジ手段の利得及び損失をグロスアップすることが必要となってしまうことに留意した。
- BC6.335 当審議会は、影響を受ける純損益及びその他の包括利益計算書上のすべての表示科目を調整 (グロスアップ) することを提案した場合、存在しない利得又は損失の総額 (部分的に相殺しあう) を認識することとなり、一般的な会計原則と整合しないことに留意した。したがって、公開草案で当審議会は、影響を受ける純損益及びその他の包括利益計算書上のすべての表示科目を調整 (グロスアップ) する提案をしないことを決定した。
- BC6.336 その代わりに、当審議会は公開草案で、純損益及びその他の包括利益計算書において 純額ポジションのキャッシュ・フロー・ヘッジに係るヘッジ手段の利得又は損失を独立 の表示科目で表示すべきだと提案した。これにより、存在しない金額で利得又は損失を 歪めるという問題が回避される。しかし、当審議会は、これは純損益及びその他の包括 利益計算書における情報の追加的な分解となることを認識した。また、純額ポジション

のヘッジが総額ポジションのヘッジとは異なる形で表示される結果ともなる。

- BC6.337 公正価値ヘッジでは、ヘッジ対象とヘッジ手段の両方の公正価値の変動が、ヘッジされたリスクの変動について、純損益及びその他の包括利益計算書に認識される。ヘッジ対象とヘッジ手段の両方に係る利得又は損失の処理が同じであるため、当審議会は、公正価値ヘッジ会計の仕組みを純額ポジションに対応するために変更する必要はないと考えた。しかし、一部のヘッジ手段の利得又は損失が収益又は費用の修正と考えられる場合(例えば、金利スワップに係る正味利息の発生計上が、ヘッジ対象に係る金利収益又は金利費用の修正と考えられる場合)に、ヘッジ対象が純額ポジションであるときは、当該利得又は損失を独立の表示科目に表示すべきである。当審議会の考えでは、それらの状況では、当審議会がキャッシュ・フロー・ヘッジについて純損益及びその他の包括利益計算書上の表示に関して考えたのと同じ理由が成り立つ。
- BC6.338 公開草案に対するコメント提出者の大半は、リスクが相殺しあう項目グループを含んだヘッジ関係が純損益及びその他の包括利益計算書の別々の表示科目に影響を与える場合について、ヘッジ手段の利得又は損失を独立の表示科目に表示することを要求する当審議会の提案を支持した、
- BC6.339 当審議会は、公開草案の提案を維持することを決定した。企業が純額ベースでヘッジを行っていることが明確になり、そうした純額ポジションのヘッジが純損益及びその他の包括利益計算書の本体に与える影響を明確に表示することとなるからである。

純額ポジションを構成する項目グループのヘッジに関するヘッジ対象の識別

- BC6.340 当審議会は、公開草案に至る審議において、純額ポジションのヘッジ会計を適用する 企業がヘッジ対象をどのように識別すべきかを検討した。当審議会は、ヘッジ会計の仕 組みをヘッジされるポジションに適用するとすれば、企業は総額ポジションの組合せを 指定する必要があると結論を下した。したがって、当審議会は、企業は単なる抽象的な 純額ポジション (すなわち、純額ポジションが生じる基となる総額ポジションを構成する項目を特定しない) をヘッジ対象として指定できないと提案した。
- BC6.341 当審議会は、公開草案の再審議において当初の決定を維持した。

純額ポジションがゼロとなる純額ポジションを構成する項目グループのヘッジ

BC6.342 公開草案に至る審議において、当審議会は、企業がリスクを純額ベースで管理してヘッジする場合に、提案では、企業がヘッジ対象からの正味のリスクをヘッジ手段とともにヘッジ関係に指定することを認めることとなることに留意した。このようなベースでヘッジを行う企業について、当審議会は、偶然の一致により特定の期間に係るヘッジ対象の純額ポジションがゼロとなる状況があるかもしれないことを認識した。

- BC6.343 当審議会は、企業がリスクを純額ベースでヘッジしている場合に、ゼロの純額ポジションをヘッジ会計に適格とすべきかどうかを検討した。このようなヘッジ関係は、金融商品を全く含んでいない場合は全体がヘッジ会計の範囲外である可能性もある。さらに、これをヘッジ会計に適格とすることは、ヘッジ関係は適格なヘッジ対象と適格なヘッジ手段の両方を含んでいなければならないという一般的な要求事項と不整合となる。
- BC6.344 しかし、当審議会は、ゼロの純額ポジションへのヘッジ会計の適用を禁止した場合の会計上の結果は、そうでなければ純額ベースでヘッジ(適格なヘッジ手段で)してヘッジ会計を適用するはずの企業の財務報告を歪める可能性があることに留意した。例えば、
 - (a) ヘッジ会計が認められる期間(純額ポジションが存在し、ヘッジ手段でヘッジされているため)においては、取引は、全体のヘッジされたレート又は価格で純損益に影響を与えることとなる。他方、
 - (b) ヘッジ会計が認められない期間(純額ポジションがゼロであるために)においては、 取引は、実勢の直物レート又は価格で純損益に影響を与えることとなる。
- BC6.345 したがって、当審議会は、ゼロの純額ポジションをヘッジ会計に適格とすべきだと提案した。しかし、当審議会は、このような状況は偶然的なものであることに留意し、したがって、ゼロの純額ポジションは実務上は稀であろうと予想した。
- BC6.346 当審議会は、公開草案の再審議において当初の決定を維持した。

クレジット・デリバティブを用いた信用リスクのヘッジ

公開草案に至る当審議会の審議

論点

- BC6.347 多くの金融機関は、融資活動から生じる信用リスク・エクスポージャーを管理するためにクレジット・デリバティブを頻繁に使用している。例えば、信用リスク・エクスポージャーのヘッジにより、金融機関が貸出金又はローン・コミットメントに係る貸倒損失のリスクを第三者に移転できるようになる。これは貸出金又はローン・コミットメントに関する規制上の所要自己資本を減少させることにもなり、同時に金融機関が貸出金の名目的な所有権と顧客との関係を維持することを可能にするかもしれない。与信ポートフォリオの管理者は、クレジット・デリバティブを頻繁に利用して、特定のエクスポージャー(例えば、特定の顧客への貸出枠)又は銀行全体の貸出ポートフォリオの一定割合の信用リスクをヘッジしている。
- BC6.348 しかし、金融商品項目の信用リスクは、ヘッジ対象の適格要件を満たすリスク要素ではない。リスクフリー金利と市場金利との間のスプレッドには、信用リスク、流動性リスク、資金調達リスク及び他の識別されていないリスク要素並びにマージン要素が織り

込まれている。スプレッドが信用リスクを含んでいると判断することは可能であるが、 信用リスクのみに起因する公正価値の変動を独立して識別可能とするような形で、信用 リスクを分離することはできない(BC6.381 項も参照)。

- BC6.349 ヘッジ会計の代替として、IFRS 第 9 号では、企業が当初認識時に、同基準の範囲内の金融商品を純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定することを認めている。そうすることによって「会計上のミスマッチ」が解消又は大幅に低減することが条件である。しかし、公正価値オプションは当初認識時にしか利用できず、取消不能であり、金融商品項目の全体(すなわち、名目金額の全額)を指定しなければならない。貸出金及びローン・コミットメントのさまざまなオプション要素及び資金引出行動のパターンのため、与信ポートフォリオの管理者は柔軟でアクティブなリスク管理戦略を行っている。与信ポートフォリオの管理者は、貸出金又はローン・コミットメントの 100%未満をヘッジすることが多い。貸出金又はローン・コミットメントの契約上の満期よりも長い期間のヘッジをすることもある。さらに、公正価値オプションは IFRS 第 9 号の範囲内の金融商品にしか利用できない。信用リスクの管理の対象とされているローン・コミットメントの大半は、IFRS 第 9 号ではなく IAS 第 37 号の範囲となっている。したがって、大部分の金融機関は、制約と範囲の問題があるため、公正価値オプションの適用を選択していない(また、できないことが多い)。
- BC6.350 結果として、クレジット・デフォルト・スワップを使用して貸出金ポートフォリオの信用リスクをヘッジしている金融機関は、貸出金ポートフォリオを償却原価で測定しており、ローン・コミットメントの大部分(すなわち、IFRS 第 9 号の範囲除外に該当するもの)を認識していない。クレジット・デフォルト・スワップの公正価値の変動は、純損益に毎期認識される(トレーディング勘定に関して)。その会計上の結果は、貸出金及びローン・コミットメントの損益と、クレジット・デフォルト・スワップの損益との「ミスマッチ」であり、それが純損益のボラティリティを生じさせる。当審議会のアウトリーチ・プログラムの間に、多くの利用者が、この結果は金融機関の信用リスク管理戦略の経済的実質を反映していないと指摘した。
- BC6.351 公開草案で、当審議会は、リスク要素がヘッジ対象として適格となるためには、独立に識別可能で信頼性をもって測定可能でなければならないと提案した。前述のように、貸出金又はローン・コミットメントの信用リスク要素の測定は複雑である。したがって、企業が信用リスクをヘッジしている場合にヘッジ会計に相当するものを取り入れるには、この種類のリスク要素について別の会計上の要求事項を特別に開発するか、又は提案したヘッジ会計の要求事項を大幅に修正しなければならなくなる(例えば、適格なヘッジ対象や有効性テストに関して)。

公開草案に至る審議において当審議会が検討した代替案

BC6.352 当審議会は、公開草案に至る審議において、信用リスクをクレジット・デリバティブでヘッジする状況に対応するための3つの代替的アプローチを検討した。これらの代替案は、適格要件を条件として、ヘッジされる信用エクスポージャー(例えば、債券、貸出金又はローン・コミットメント)に関して、次のことを企業に認めるものである。

(a) 代替案 1

- (i) 当初認識時にのみ、純損益を通じて公正価値で測定することを選択
- (ii) 名目金額の構成要素を指定
- (iii) 純損益を通じて公正価値で測定する会計処理を中止

(b) 代替案 2

- (i) 当初認識時又はその後に、純損益を通じて公正価値で測定することを選択(事後の場合には、その時点の帳簿価額と公正価値との差額を直ちに純損益に認識)
- (ii) 名目金額の構成要素を指定
- (iii) 純損益を通じて公正価値で測定する会計処理を中止

(c) 代替案 3

- (i) 当初認識時又はその後に、純損益を通じて公正価値で測定することを選択(事後の場合には、その時点の帳簿価額と公正価値との差額を償却又は繰延べ)
- (ii) 名目金額の構成要素を指定
- (iii) 純損益を通じて公正価値で測定する会計処理を中止
- BC6.353 純損益を通じて公正価値で測定する選択が利用できるのは、同一の信用リスクに基づいてクレジット・デリバティブ(純損益を通じて公正価値で測定)との経済的関係が存在し、それが当該金融商品とクレジット・デリバティブの公正価値の変動の間の相殺を生じるような方法で管理されている金融商品(又はその比例的部分)についてである。これは IFRS 第 9 号の範囲外となる金融商品、例えば、ローン・コミットメントにも適用される。ヘッジ会計の適用要件(BC6.137 項から BC6.178 項参照)に代えて、当審議会は、純損益を通じて公正価値で測定する選択のための次のような適格要件を検討した。
 - (a) 信用エクスポージャーの名義が、クレジット・デリバティブの参照企業と一致する こと(名義の一致)
 - (b) 当該金融商品の優先順位が、クレジット・デリバティブに従って引き渡される可能 性のある金融商品の優先順位と一致すること

- BC6.354 上記の適格要件は、次のような信用リスクの経済的ヘッジに対応する目的で設定されている。それは、ヘッジされるエクスポージャーの中の信用リスク要素が独立に識別可能でなく、そのためヘッジ対象の適格要件を満たすリスク要素ではないという点以外では、ヘッジ会計に適格となるような信用リスクである。上記の適格要件は、規制上の要求事項や金融機関の現在の事業慣行の基礎となっているリスク管理戦略とも整合的である。しかし、名義の一致を適格要件として用いることは、インデックスに基づくクレジット・デリバティブ・スワップが当該要件を満たさないことを意味する。
- BC6.355 中止に関しては、当審議会は次のような要件を検討した。
 - (a) 適格要件が満たされなくなっていること
 - (b) 純損益を通じて公正価値で測定することの維持が、他の要求事項により必要とされていないこと
- BC6.356 純損益を通じて公正価値で測定する選択の論拠を考えると、企業は通常、上記の中止の要件に該当する場合には、純損益を通じて公正価値で測定する会計処理を中止するであろう。それにより、エクスポージャーを管理している方法(すなわち、信用リスクをもはやクレジット・デリバティブを使用して管理していない)との一致が確保されるからである。当審議会は、中止の要件が適用される状況においては、当該金融商品は、仮に純損益を通じて公正価値で測定する会計処理をすでに選択していたのでなかったならば、その選択にもはや適格とはならないであろうことに留意した。したがって、当審議会は、中止の要件が満たされている場合には、純損益を通じた公正価値での測定の中止を強制(任意ではなく)とすることが論理的だと考えた。
- BC6.357 代替案 1 では、適格要件が満たされる場合には、金融商品の名目金額の構成要素について、純損益を通じて公正価値で測定する選択を認める。これは当初認識時にのみ利用できる。適格要件が満たされる場合には、純損益を通じて公正価値で測定することを中止できる。IFRS 第 9 号の範囲外となるローン・コミットメントも、適格要件が満たされる場合にはこの代替案に従って適格となり得る。代替案 1 に従い、純損益を通じて公正価値で測定するのを中止した日現在の当該金融商品の公正価値が、みなし原価となる。IFRS 第 9 号の範囲外となるローン・コミットメントについては、IAS 第 37 号の測定及び認識の要件が適用されることになる。
- BC6.358 当審議会は、代替案 1 の重大な欠点は、実務上多くの場合(金融機関がエクスポージャーに関する信用プロテクションを当該エクスポージャーの当初認識後に取得した場合)に、この代替案は信用リスク管理戦略と合致しないため、その効果を反映しないことであることに留意した。代替案 1 の利点は、当審議会が検討した他の代替案よりも複雑性が低いことである。純損益を通じて公正価値で測定する選択を当初認識(又はローン・コミットメントの開始)後には認めないことにより、その後の時点における金融商

品の帳簿価額と公正価値との間の差額は発生しなくなる。

- BC6.359 代替案 1 に従った当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定する選択に加えて、代替案 2 は、その選択を当初認識後にも認める。これは、純損益を通じて公正価値で測定することを以前に選択したエクスポージャーについて、この選択を再び利用可能にすることを意味する(この選択が当初認識に限定される場合には、論理的に適用できない)。一例は、変動可能性の大きい長期のエクスポージャーが、以前に悪化してその後にクレジット・デフォルト・デリバティブでプロテクトされ、それから大きく改善したためにクレジット・デリバティブを売却したが、それからまた悪化して再びプロテクトされたという場合である。これは、一定の信用度又はリスクのレベルよりも下落したエクスポージャーをプロテクトする信用リスク管理戦略を使用している企業が、会計処理をリスク管理と合致させることができるようにするものである。
- BC6.360 当審議会は、金融商品を純損益を通じて公正価値で測定する選択を当初認識後に行った場合には、帳簿価額と公正価値との間の差額が生じる可能性があることに留意した。この差額は、測定基礎の変更(例えば、貸出金の償却原価から公正価値へ)の結果である。当審議会は、この種類の差額を測定変更調整と考えている。代替案 2 は、測定変更調整を直ちに純損益に認識することを提案する。純損益を通じて公正価値で測定する会計処理を中止した日現在で、公正価値がみなし原価となる(代替案 1 と同様)。その金融商品が以前の中止の後に再び選択される場合には、その日現在の測定変更調整も直ちに純損益に認識される。
- BC6.361 代替案 2 の大きな利点は、会計上のミスマッチを解消し、より首尾一貫した目的適合性の高い情報をもたらすことである。それは信用エクスポージャーがどのように管理されているのかを反映する。信用エクスポージャーは信用リスク・ポートフォリオ管理者によりアクティブに管理されている。代替案 2 は、そうしたアクティブで柔軟なリスク管理アプローチの効果を適切に反映できるようにし、信用エクスポージャーとクレジット・デリバティブとの間の測定の不整合を大幅に低減する。
- BC6.362 代替案 2 の欠点は、代替案 1 よりも複雑となることである。さらに、利益操作の影響を受けやすいように見えるかもしれない。企業は、金融商品を純損益を通じて公正価値で測定する選択をいつ行うか、したがって、その日現在の帳簿価額と公正価値との差額をいつ純損益に認識するのかを決定することができる。測定変更調整を純損益に直ちに認識することの会計上の影響により、企業が純損益を通じて公正価値で測定する選択を思いとどまる可能性がある。例えば、市場の信用懸念のために公正価値がすでにその貸出金の帳簿価額よりも下落している時に、企業が信用プロテクションをかけることを決定した場合、純損益を通じて公正価値で測定する会計処理を選択すると、直ちに損失を認識することになる。

- BC6.363 他方、測定変更調整を純損益に直ちに認識することの利点は、代替案 3 よりも運用が 単純となることである。代替案 3 は、純損益を通じて公正価値で測定する会計処理とそ の中止について代替案 2 と同じ適格要件を設ける。したがって、金融機関の信用リスク 管理戦略を反映する会計上の結果を達成することも可能にする。
- BC6.364 代替案 2 と代替案 3 との間の重要な差異は、測定変更調整(すなわち、純損益を通じて公正価値で測定する会計処理を信用エクスポージャーの当初認識後に選択した場合に、金融商品の帳簿価額と公正価値との間に生じる可能性のある差額)の処理である。代替案 3 は、測定変更調整を貸出金については償却し、IAS 第 37 号の範囲に含まれるローン・コミットメントについては繰り延べることを提案する。
- BC6.365 代替案 2 と同様に、代替案 3 の大きな利点は、会計上のミスマッチを解消し、より首尾一貫した目的適合性の高い情報をもたらすことである。代替案 3 は、アクティブで柔軟なリスク管理アプローチの効果を適切に反映できるようにし、信用エクスポージャーとクレジット・デリバティブとの間の測定の不整合を大幅に低減する。代替案 3 の代替案 2 に対する利点は、利益操作の影響を受けにくく、エクスポージャーの公正価値がすでに下落している場合のエクスポージャーの当初認識後のシナリオにおいて、純損益を通じて公正価値で測定する選択を妨げないことである。
- BC6.366 しかし、代替案 3 の欠点は、代替案の中で最も複雑となることである。当審議会は、 代替案 3 に従った測定変更調整には表示上の問題があることに留意した。この測定変更 調整は、財政状態計算書において次のような方法で表示することが考えられる。
 - (a) エクスポージャーの帳簿価額の不可分の一部として(すなわち、貸出金の公正価値に加算することが考えられる)。これは、公正価値でも償却原価でもない混合的な金額を生じる。
 - (b) 信用エクスポージャーを含んだ表示科目の次に独立の表示科目として表示。これは、 貸借対照表(財政状態計算書)上の追加的な表示科目となり、ヘッジ調整と混同されやすくなるおそれがある。
 - (c) その他の包括利益に表示
- BC6.367 当審議会は、開示が測定変更調整についての透明性を提供できることに留意した。
- BC6.368 しかし、これら 3 つの代替案が持ち込むこととなる複雑性を考慮して、当審議会は、 ヘッジされる信用エクスポージャー(貸出金やローン・コミットメントなど)について 選択的な公正価値会計を認めることを公開草案は提案すべきではないと決定した。

公開草案に対して受け取ったフィードバック

BC6.369 公開草案に対するコメント提出者の多くは、当審議会が IFRS においてクレジット・

デリバティブを用いた信用リスクのヘッジを取り入れる方法を検討すべきだという意見であった。コメント提出者は、クレジット・デリバティブを用いた信用リスクのヘッジはIFRSの適用においてますます重要な実務上の論点になってきているとコメントした。彼らは、この論点は公開草案で扱っていた他の論点(例えば、オプションの時間的価値、合計されたエクスポージャーのヘッジ、非金融商品項目のリスク要素)と同様に重要だと指摘した。彼らはまた、IFRSにおける財務報告は、企業がこうした活動の影響を全体的なヘッジ会計の目的と整合的に財務諸表に反映することができるようにして、リスク管理活動をより適切に反映するようにすべきだと指摘した。

- BC6.370 コメント提出者はまた、現在の IFRS は信用リスク管理活動の影響を表現することができておらず、金融機関の財務業績を歪めているとコメントした。彼らの指摘では、一方での貸付金とローン・コミットメントと他方での関連するクレジット・デリバティブとの間の会計上のミスマッチにより、IFRS における純損益が、信用リスク・エクスポージャーをヘッジしている金融機関については、ヘッジしていない金融機関よりも大幅に変動性が高くなっている。
- BC6.371 多くのコメント提出者が、財務諸表が金融機関の信用リスク管理活動を反映できるような信用リスクのヘッジの会計処理方法を IFRS が提供しない場合には、ヘッジ会計の目的が満たされなくなると指摘した。
- BC6.372 利用者の大半が当審議会はこの論点に対処すべきだとコメントした。多くの利用者はまた、財務諸表は現在、会計が原因となった変動性を反映しており、そうした財務諸表はリスク管理活動と合致していないと指摘した。
- BC6.373 アウトリーチへの参加者も同じフィードバックを提供した。彼らの大半も、これは当 審議会が対処すべき重要な実務上の論点であるという意見であった。
- BC6.374 しかし、当審議会がこの論点にどのような対処又は解決をすべきかについては、フィードバックの意見が分かれていた。多くのコメント提出者は、信用リスクをヘッジ会計目的でリスク要素として信頼性を持って測定することは困難だという考えであった。しかし、一部のコメント提出者は、一部の種類の金融商品については、金融商品の信用リスク要素が、若干の調整の上で、クレジット・デフォルト・スワップ (CDS) の価格に基づいて信頼性をもって測定できると指摘した。
- BC6.375 公開草案の結論の根拠で示した代替案(BC6.352 項参照) は複雑すぎるということに 多数が同意したが、一部のコメント提出者は、ヘッジ会計の代替案として、純損益を通じて公正価値で測定する処理の選択的適用を支持した。純損益を通じて公正価値で測定する3つの代替案の中で、大半のコメント提出者は代替案3を支持した。
- BC6.376 純損益を通じて公正価値で測定する会計処理の選択的適用を支持したコメント提出者

は、それが運用可能だと考え、他の考え得るアプローチ(例えば、リスク要素の識別)よりも複雑とならないと考えた。大半が3つの代替案の中で代替案3を選好した。多くの金融機関の動的な信用リスク管理のアプローチに最もよく合致するからである。一部の利用者が、純損益を通じて公正価値で測定する会計処理の選択的適用を支持した。リスク管理活動の経済的実質のより適切な描写を提供することの便益が、複雑性を上回ると考えたからである。

当審議会による公開草案の再審議

BC6.377 公開草案に対して受け取ったフィードバックを考慮して、当審議会は、クレジット・ デリバティブを用いた信用リスクのヘッジの会計処理を具体的に扱うことを決定した。 再審議の中で、当審議会はさまざまな会計処理の代替案を検討した。

信用リスクをリスク要素として扱うこと

- BC6.378 当審議会は、信用リスクについては、他のリスク要素と比較して、関連するリスクが どのように影響を与え得るのかについて、ヘッジ手段とヘッジ対象のリスク・エクスポ ージャーとの間で独特の相違があることに留意した。
- BC6.379 当審議会は、任意の債務再構成が標準的なクレジット・デフォルト・スワップにおいて信用事象となるのかどうかに関して不確実性のある場合があることに留意した。ある事象が信用事象となるかどうかは、銀行及びファンド企業の代表者で構成される委員会で決定される。これは次のような状況を生じる可能性がある(また、実務上そうなっている)。負債性金融商品の公正価値が当該金融商品に係る信用損失についての市場の見方を反映して下落している一方で、当該金融商品についてのクレジット・デフォルト・スワップに係る支払は、債務者の困難がどのように解消されるのか及びどのような関連する対応策が信用事象と考えられ得るのかに応じて決まるという状況である。これは、実際の基礎となっている債務とは異なる形でクレジット・デフォルト・スワップに影響を与える要因である。それはクレジット・デフォルト・スワップに固有の追加的な要因であり、債務それ自体に固有のものではない。したがって、例えば、貸出金に係る減損損失が、当該債務の債務者にリンクしたクレジット・デフォルト・スワップからの支払で補償されないおそれがあるというシナリオが生じる可能性がある。また、市場の流動性や、ポジションを手仕舞って利得を得ようとする投機家の行動が、クレジット・デフォルト・スワップと債務市場とに異なる形で影響を与える。
- BC6.380 当審議会はまた、金融機関がローン・コミットメントからの信用エクスポージャーを ヘッジするためにクレジット・デフォルト・スワップを行う場合に、参照企業に支払不 履行が生じた一方で、ローン・コミットメントが未行使又は部分的に未行使のままとい う状況が生じ得ることにも留意した。こうした状況では、金融機関は信用損失を実際に 生じずに、クレジット・デフォルト・スワップに係る支払から補償を受けることになる。

- BC6.381 さらに、当審議会は、信用リスクの発生時に、プロテクションの買手が、名目金額から参照企業の債務の公正価値を控除した金額を受け取るという事実の含意を検討した。したがって、信用リスクについて受け取る補償は、参照金融商品の公正価値に依存する。当審議会は、固定金利の貸付金については、参照金融商品の公正価値も市場金利の変動の影響を受けることに留意した。言い換えると、クレジット・デフォルト・スワップの決済時に、企業は金利リスクに起因する公正価値変動も決済する(参照企業の信用リスクに起因する公正価値変動だけではない)。したがって、クレジット・デフォルト・スワップが決済される方法は、信用リスクが金利リスクに密接に依存していることを反映する。これが今度は、信用リスクはヘッジされている他のすべての価値変動の影響を受ける「オーバーレイ」のリスクであることを反映する。他の価値変動により、債務不履行の場合に失われたものの価値が決まるからである。
- BC6.382 したがって、当審議会は、信用リスクは独立に識別可能なリスク要素ではなく、それ ゆえリスク要素ベースでのヘッジ対象としての指定に適格ではないと考えた。

一般的なリスク要素の要件に対する例外

- BC6.383 当審議会はそれから、信用リスクについて特別に一般的なリスク要素の要件に対する 例外を設けるべきかどうかを検討した。
- BC6.384 一部のコメント提出者は、一般的なリスク要素の要件の例外として、信用リスクの合理的な概算を提供するアプローチを当審議会が検討すべきだと提案した。このアプローチは、純損益を通じて公正価値で測定するものに指定した金融負債に係る企業自身の信用リスクの測定に関する IFRS 第7号及び IFRS 第9号のガイダンスを基礎にすることができる。それらのコメント提出者は、このこうした負債の自己の信用リスクの算定方法が IFRS 第7号及び IFRS 第9号で容認できるのであれば、当審議会はヘッジ会計目的での信用リスク要素の測定について同じ「救済措置」を設けるべきだと指摘した。
- BC6.385 当審議会は、IFRS 第9号における金融負債についての公正価値オプションに係る要求 事項を確定する際に、負債の信用リスクの変動の影響を算定するための IFRS 第7号の 適用指針におけるデフォルト方式を維持した。当審議会は、公開草案「金融負債に関する公正価値オプション」に対して次のようなコメントを受け取った。負債の信用リスクの変動の影響の算定は複雑となる可能性があり、したがって、負債の信用リスクをどのように測定できるのかについて若干の柔軟性を与える必要があるというものである。当 該公開草案に対するコメント提出者は、当審議会と同様、デフォルト方式が不正確であることを認めつつ、その結果は多くの場合には合理的な代用数値であると考えた。 さらに、当審議会は、当該公開草案に対するコメント提出者が、「IFRS 第7号方式」は負債の信用リスクの変動を公正価値の他の変動(例えば、信用の価格の一般的な変動又は流動性リスクの変動)から分離していないことを認めたことに留意した。それらのコメン

ト提出者は、それらの項目の分離は非常に困難又は不可能であることが多いと述べた。

- BC6.386 当審議会は、「IFRS 第 7 号方式」(IFRS 第 9 号に取り入れられた)は、信用の影響の変動を算定するために期首時点及び期末時点の観察された市場価格の使用を伴っていることに留意した。当該方式は、市場状況の変動を金融商品の公正価値の変動から控除するよう企業に要求している。残額は、信用に関する変動に起因するものとみなされる。当審議会は、信用リスクがヘッジされている貸付金及びローン・コミットメントは、観察可能な市場価格がないことが非常に多く、信用リスクの近似した概算を達成するためには、「市場価格」を導き出すために複雑なモデル作成が必要となることに留意した。「IFRS 第 7 号方式」を適用するには、金融商品の各部分についての評価を控除して、その評価を市場状況の変動について分析することが、信用リスク要素の算出のために必要となる。これも、信用リスクの近似した概算を達成しようとする場合には複雑となる。
- BC6.387 さらに、当審議会は、信用リスクがヘッジされている貸付金及びローン・コミットメントは、公正価値が市場状況と市場以外の状況の両方に左右される組込オプションを有していることが多いことに留意した。例えば、期限前償還オプションの行使は一般的な金利の変動(市場状況)によるものである可能性もあるが、貸出金の借換え(期限前償還オプションの行使)は、通常、一般的な金利の動向に関係なく、予定の満期のかなり前に行われる。したがって、これらの組込オプションに関する市場状況の変動を分離した信用リスクの近似した概算を達成するためには、相当の判断が必要となり、極めて複雑となる可能性がある。
- BC6.388 当審議会はまた、「IFRS 第 7 号方式」を運用可能な方法で(すなわち、概算が救済を提供するように)適用することは、一部のコメント提出者が一般的なリスク要素の要件の信用リスクへの適用に関して提案していたのと同じ単純化の多く(例えば、期限前償還及び借換えのオプションについて標準化したヘアカットを使用することや、重要性のないオプションを無視することなど)を使用することを意味すると考えた。
- BC6.389 当審議会は、取引所で取引されている債券で、市場価格が容易に観察可能であり組込 オプションがないものについては、「IFRS 第7号方式」が一部の状況においては信用リ スクについての概算又は代用数値となるかもしれないと考えた。しかし、当審議会は、 活発に取引されていない貸付金及びローン・コミットメントについては、「IFRS 第7号 方式」は複雑な「循環的な」価格算定となる可能性があり、いずれにしても信用リスク 要素の大まかな概算又は不正確な測定となる可能性が非常に高いことを懸念した。
- BC6.390 当審議会はさらに、IFRS 第7号及びIFRS 第9号のために使用されているアプローチの欠点を認識しており、そのアプローチは信用リスクの測定の代替でしかないことに留意した。したがって、当審議会は、混合金融負債について分解の要求を維持する(金融資産の分解は廃止されたが)ことにより、このアプローチの適用を制限することを積極

的に検討した。したがって、このアプローチは、純損益を通じて公正価値で測定するものに指定した金融負債にのみ適用される。

- BC6.391 当審議会は、ヘッジ非有効部分が認識されることを確保するため、リスク要素の適格要件は単なる代用よりも高い程度の精密性を用いていることを認識した。また、金融負債の分類及び測定に関して、当審議会は、組込デリバティブの分離を維持することにより、この代用の適用を最小限とすることを図った。したがって、当審議会は、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融負債に係る企業自身の信用リスクの測定についての IFRS 第7号及び IFRS 第9号のガイダンスを、ヘッジ対象としての信用リスクの測定の目的にも使用することは不適切となると判断した。
- BC6.392 当審議会は、「残余リスク」を適格なヘッジ対象として認めるべきかどうかも検討した。こうしたアプローチは、ある項目のキャッシュ・フロー又は公正価値の変動のうち、リスク要素についての独立に識別可能で信頼性をもって測定可能という要件を満たす特定のリスクに起因していないものをヘッジ対象として指定することを認めるものである。例えば、企業は、金利リスク以外のすべてのリスクに起因する貸出金の公正価値変動を指定することができる。
- BC6.393 当審議会は、このアプローチには、企業が信用リスクを直接に測定することを要求しないという利点があることに留意した。しかし、当審議会は、このアプローチには、複数の組込オプションの付いた金融商品については IFRS 第7号方式と同様の複雑性を伴うことに留意した。したがって、公正価値変動のうち特定のリスク (例えば、金利リスク) に起因する部分の算定は複雑となる可能性がある。
- BC6.394 当審議会は、このアプローチには他の欠点があることにも留意した。
 - (a) 信用リスクの「オーバーレイ」リスクとしての性質により、信用リスクが金利リスクに密接に依存するという問題(BC6.381 項及び BC6.382 項参照)が残る。
 - (b) 企業が新しい会計モデルのヘッジ有効性判定に苦労することになる。「残余」リスクとヘッジ手段(例えば、クレジット・デフォルト・スワップ)との間の直接の経済的関係(これが相殺を生じさせるものであり、ヘッジ会計に適格となるための要求事項である)を設定し証明することは困難だからである。
- BC6.395 したがって、当審議会は「残余リスク」を適格なヘッジ対象としては認めないことを 決定した。

金融保証契約会計を適用すること

BC6.396 当審議会は、IFRS 第 9 号における金融保証契約の会計処理をクレジット・デリバティブにも適用できるかどうかを検討した。

- BC6.397 当審議会は、クレジット・デフォルト・スワップなどのクレジット・デリバティブは、 通常、次の理由で IFRS 第9号の金融保証契約の定義を満たさないことに留意した。
 - (a) 標準化されたクレジット・デフォルト・スワップに係る支払の契機となる信用事象 (例えば、破産、債務履行拒否、支払猶予又は再構成) は、企業が保有している特 定の負債性金融商品に対する支払の不履行と直接には関係がないかもしれない。
 - (b) 金融保証契約の定義を満たすためには、保有者が、保証された資産について期日の 到来時に債務者の支払の不履行に晒され、それによる損失を生じたことが、支払の 前提条件となっていなければならない。しかし、保有者が基礎となる参照金融商品 に晒されていることはクレジット・デフォルト・スワップを行うための前提条件で はない(すなわち、企業は「裸の」ポジションを保有することができる)。
- BC6.398 当審議会は、このようなクレジット・デリバティブを含めるためには、金融保証契約の定義を拡大しなければならなくなることに留意した。当審議会はまた、クレジット・デフォルト・スワップを金融保証契約として会計処理することは、クレジット・デフォルト・スワップが公正価値ではなく「原価」で測定される(すなわち、デリバティブ金融商品に発生主義会計を適用する結果となる)ことを意味することにも留意した。
- BC6.399 したがって、当審議会はこの代替案を棄却した。

オプションの時間的価値の会計処理を適用すること

- BC6.400 公開草案に対するコメント提出者の一部は、クレジット・デフォルト・スワップについて支払われるプレミアムが、保険契約におけるプロテクションの購入に類似しており、したがって、そのプレミアムを償却して純損益に計上すべきだと提案した。それらのコメント提出者は、クレジット・デフォルト・スワップに公開草案で提案したオプションの時間的価値の会計処理を適用することを支持した。彼らは、リスク管理の観点からは、発行者(債務の)に支払能力がある限り、途中のデリバティブの公正価値の変動は、関連性がないと主張した。信用事象がなかった場合には、満期時におけるクレジット・デフォルト・スワップの公正価値はゼロとなるからである。したがって、それらのコメント提出者は、「暫定的な」公正価値変動は、公開草案でオプションの時間的価値について提案した会計処理と同様に、その他の包括利益に認識することができると考えた。
- BC6.401 当審議会は、支払った時間的価値が最初から既知である(「通常の」)オプション(したがって、償却又は繰延べをすべき金額が既知である)とは対照的に、クレジット・デフォルト・スワップについては、プレミアムが信用事象の発生を条件としているため、最終的に支払われるプレミアムの合計が当初の時点では不明であることに留意した。これは、クレジット・デフォルト・スワップに係るプレミアム(又は少なくともプレミアムの大部分)が一定期間にわたって(しかし信用事象が発生するまでだけ)支払われる

からである。当審議会は、オプションの時間的価値と同じ会計処理を適用するためには、 クレジット・デフォルト・スワップのプレミアムの条件付の性質を無視して、プレミア ムの純損益への償却を信用事象が発生しないという仮定(当該リスクがクレジット・デ フォルト・スワップの公正価値に反映されているにもかかわらず)を基礎にできるよう にしなければならないことに留意した。当審議会は、実質的にこれはクレジット・デフ オルト・スワップのプレミアムの「その都度」会計となる(すなわち、純損益に発生ベ ースで認識する)ことにも留意した。

- BC6.402 当審議会は、クレジット・デフォルト・スワップにオプションの時間的価値と同じ会計処理を適用することは、クレジット・デフォルト・スワップの公正価値を本源的価値と時間的価値に分解することを要求することになることにも留意した。これは次のような疑問を生じる。クレジット・デフォルト・スワップには信用事象が発生するまで時間的価値しかない(したがって、本源的価値がない)のかどうか、すなわち、信用事象が発生する前は、クレジット・デフォルト・スワップの公正価値の全体を時間的価値とみなすべきかどうかという疑問である。
- BC6.403 当審議会は、信用事象発生前のクレジット・デフォルト・スワップの公正価値の全体を単純に時間的価値に帰属させることは不適切となると考えた。当審議会は、債券や貸付金などのヘッジ対象には「本源的価値」があるが、時間的価値に相当するものはないことに留意した。有効な経済的ヘッジにおいては、ヘッジ対象の「本源的」価値の変動が、ヘッジ手段の本源的価値の変動を相殺することになる。財務上の困難が生じている時期(しかし信用事象の前、例えば、実際の支払不履行の前)には、貸付金の公正価値は信用度の悪化により低下しているであろう。また、関連するクレジット・デフォルト・スワップの公正価値は、支払不履行のリスクの上昇により増加するであろう。したがって、当審議会は、クレジット・デフォルト・スワップの公正価値の増加には、分離して別個に数量化するのが困難であるにしても、いくらかの本源的価値要素が含まれると考えた。
- BC6.404 当審議会はまた、支払不履行の前にクレジット・デフォルト・スワップの公正価値の全体を時間的価値として扱うとすると、企業が支払不履行の前に貸付金又はローン・コミットメントに係る減損損失を認識した場合にミスマッチが生じる可能性があることに留意した。これは、クレジット・デフォルト・スワップから生じた公正価値変動が、依然としてその他の包括利益に認識されてしまうからである。1 つの解決策は、貸付金及びローン・コミットメントに係る減損損失として認識した金額を、その他の包括利益から純損益にリサイクルして、単純に当該減損損失の金額をクレジット・デフォルト・スワップの本源的価値とみなすことかもしれない。当審議会は、これは、一般的なリスク要素の要件に対する例外を棄却した際に議論した他の概算と同じ問題を生じることになると考えた。すなわち、ヘッジによる経済的な利得又は損失のミスマッチがヘッジ非有

効部分として認識されないということである。その代わりに、このアプローチでは、クレジット・デフォルト・スワップについての純損益の認識は、完全なヘッジ有効性を仮定した発生主義会計と同じとなる。

BC6.405 したがって、当審議会はこの代替案を棄却した。

「保険アプローチ」を適用すること

- BC6.406 公開草案に対するコメント提出者の一部は、クレジット・デリバティブについての「保険アプローチ」又は発生主義会計を支持した。彼らは、こうしたアプローチは、貸付金及びローン・コミットメントとクレジット・デリバティブとの間の会計上のミスマッチに最も適切に対処し、金融期間のリスク管理を反映することになると主張した。
- BC6.407 当審議会は、保険アプローチにおいては、信用エクスポージャーの管理に使用される クレジット・デフォルト・スワップに次のような会計処理を適用できると考えた。
 - (a) クレジット・デフォルト・スワップの開始時に支払われたプレミアム (又は、既存の契約を使用する場合には公正価値)を、当該契約の存続期間にわたって償却する。
 - (b) 定期的なプレミアムは支払時に毎期費用処理する(プレミアム発生額の調整を含む)
 - (c) クレジット・デフォルト・スワップの公正価値を注記で開示する。
 - (d) 減損の検討の際に、信用事象の発生時にクレジット・デフォルト・スワップから生じる可能性のあるキャッシュ・フローを、担保付き又は保証付きの金融資産の担保又は保証から生じる可能性のあるキャッシュ・フローと同じ方法で扱う。言い換えると、信用リスクがクレジット・デフォルト・スワップを用いて管理されている貸付金又はローン・コミットメントを担保付き又は保証付きの金融資産のように扱い、クレジット・デフォルト・スワップを保証又は担保のように会計処理する。
- BC6.408 当審議会は、保険アプローチは、クレジット・デフォルト・スワップが(残りの)満期期間が一致する単一の特定の信用エクスポージャーについての信用プロテクションとして使用される場合には、単純で分かりやすい解決策であることに留意した。また、クレジット・デフォルト・スワップの満期期間が信用エクスポージャーの満期期間を超える状況は、「調整後」のクレジット・デフォルト・スワップを用いることにより扱うことができる(オプションの時間的価値の新たな会計処理に用いられる「調整後」の時間的価値の考え方と同様――BC6.264 項から BC6.287 項参照)。しかし、調整後のクレジット・デフォルト・スワップは、満期のミスマッチにしか対応しない。実際のクレジット・デフォルト・スワップとヘッジされる信用エクスポージャーとの間の他の相違(例えば、貸付金が期限前償還可能であること)を捉えるものではない。保険アプローチは、信用エクスポージャーを特徴のすべてを反映する価値変動について調整する代わりに、クレ

ジット・デフォルト・スワップの会計処理を変えようとしているだけだからである。

- BC6.409 当審議会は、保険アプローチは、クレジット・デフォルト・スワップを担保又は保証のように扱う結果として、減損モデルとの単純な相互関係を有することになると考えた。これは、回収可能なキャッシュ・フローの見積りに影響を与えることを意味する。したがって、この相互関係は、どの減損モデルも使用する情報の最も基本的なレベルとなる。減損モデルの種類によって影響が異ならないようにするためである(残存期間が残りのエクスポージャーの期間と同じかそれより長いクレジット・デリバティブを仮定すると、保険アプローチに適格となる)。
- BC6.410 しかし、当審議会は、保険アプローチを信用エクスポージャーの満期の前に中止する場合には困難が生じることに留意した。こうした状況では、発生主義(又は「その都度」)会計の使用の結果が明白となる。すなわち、オフバランスシート会計から公正価値での測定に戻すことが必要となる。
- BC6.411 当審議会は、保険アプローチでは、クレジット・デリバティブも貸付金又はローン・コミットメントも貸借対照表に公正価値で認識されないことに留意した。したがって、貸付金又はローン・コミットメントとクレジット・デリバティブとの間の経済的な利得又は損失のミスマッチ(すなわち、経済的なヘッジ非有効部分)は、純損益に認識されない。さらに、公正価値はデリバティブ金融商品についての重要で関連性のある情報を提供するものであるのに、クレジット・デフォルト・スワップの公正価値を貸借対照表から除外する結果となる。
- BC6.412 したがって、当審議会はこの代替案を棄却した。

「みなし信用調整アプローチ」を適用すること

- BC6.413 当審議会は、ヘッジされる信用エクスポージャーの帳簿価額を純損益に対して調整するアプローチも検討した。この調整は、ヘッジされる信用エクスポージャーの満期期間に一致するクレジット・デフォルト・スワップの公正価値の変動となる(「調整後」のクレジット・デフォルト・スワップ価値)。この仕組みは、公正価値ヘッジにおいて、リスク要素に起因するヘッジ対象に係る利得又は損失がヘッジ対象の帳簿価額を調整して純損益に認識されるやり方と同様となる。基本的に、調整後のクレジット・デフォルト・スワップの公正価値の変動累計額が、信用リスクの公正価値へッジにおける当該エクスポージャーの信用リスク要素とみなされる(すなわち、信用リスクの代用として機能する――「みなし信用調整」)。みなし信用調整アプローチが信用エクスポージャーの満期が到来する前に中止される場合には、公正価値ヘッジの中止について使用されるのと同様の会計処理が使用できる。
- BC6.414 当審議会は、みなし信用調整アプローチはクレジット・デフォルト・スワップの純損

益を通じた公正価値での測定を維持することになることに留意した。したがって、保険アプローチ (BC6.406 項から BC6.412 項参照)と対照的に、このアプローチの利点は、クレジット・デフォルト・スワップの会計処理が、クレジット・デリバティブが特定の信用エクスポージャーの管理に使用される期間とされない期間との間の切替えの影響を受けないことである。

- BC6.415 しかし、当審議会は、みなし信用調整アプローチの減損会計との相互関係が、保険アプローチの場合よりも著しく複雑となることを懸念した。みなし信用調整と減損引当とは、減損損失の会計処理において「競合関係にある仕組み」となるからである。これは信用損失の二重計算となる危険性も伴う。この相互関係は減損モデルの種類に左右され、予想損失モデルに関してはより困難となる。
- BC6.416 したがって、当審議会はこの代替案を棄却した。

ヘッジされる信用エクスポージャーの公正価値会計を企業が選択するのを認めること

- BC6.417 こうしたさまざまな代替案が適切な解決策を見出せなかったため、当審議会は、公開 草案に至る当初の審議において検討した代替案(BC6.352項参照)を再検討した。
- BC6.418 当審議会は、ヘッジされる信用エクスポージャーについて純損益を通じて公正価値で 測定する会計処理の選択を認める代替案2及び3だけが実行可能と考えた。代替案1は 信用リスク・エクスポージャーの当初認識時(又はローン・コミットメントの締結時) のみの選択に限定されることを考えると、当審議会は次のことを懸念した。実務上多く の状況(企業がエクスポージャーについての信用プロテクションを当該エクスポージャ ーの当初認識又はローン・コミットメントの締結の後に取得する場合)において、この 代替案は信用リスク管理戦略と合致せず、したがって問題点の解決にならない(すなわ ち、有用な情報が提供されない)ということである。
- BC6.419 当審議会は、代替案 3 では測定変更調整の償却を伴うことに留意した。測定変更調整 (すなわち、当該金融商品の帳簿価額 (未認識のローン・コミットメントについてはゼロ)と、当初認識後又はローン・コミットメントの締結後において純損益を通じて公正価値で測定することを選択した時点での公正価値との差額)を、信用リスクについてへッジされる金融商品の存続期間にわたって償却するものである。その結果、測定変更調整を不適切に繰り延べることなく減損した時に直ちに純損益に認識することを確保するために、測定変更調整について減損テストが必要となる。これは減損モデルとの相互関係を生じることになる。
- BC6.420 当審議会は、代替案 3 と減損モデルとの相互関係が、両立可能性の問題を生じさせ、 IAS 第 39 号を置き換えるプロジェクトの減損フェーズに関する潜在的な制約となるお それがあることを懸念した。

- BC6.421 したがって、当審議会は代替案2を再検討した。当審議会は次のことに留意した。
 - (a) IAS 第 39 号における現状では、クレジット・デフォルト・スワップを純損益を通じて公正価値で会計処理する一方で、信用エクスポージャーは償却原価で会計処理するか又は未認識(例えば、多くの場合のローン・コミットメント)であるが、これは明らかに誤解を招くものである。クレジット・デフォルト・スワップに係る利得を認識する一方で、減損は異なる測定基礎で認識され減損モデルを原因としたタイムラグがある。したがって、融資者の状況が悪化しているが自らをプロテクトしているという状況において、プロテクションにより状況がせいぜい「中立」に保たれているのに、利得が表示されることになる。
 - (b) 代替案 2 は、クレジット・デフォルト・スワップと信用エクスポージャーの両方に 公正価値会計を使用することになる。これは経済的なミスマッチを最もよく捕捉することになるが、信用リスクに加えて金利リスクが再測定に不可避的に含まれてしまうという犠牲を伴う。代替案 2 は、検討したすべてのアプローチの中で目的が最も明確(公正価値測定)であり、その結果、必要となるガイダンスが最も少ない。 当審議会は、代替案 2 では利益操作に関する懸念があることに留意した。公正価値会計を選択する際に、信用エクスポージャーの従前の帳簿価額に対する差額が直ちに純損益に認識されることになるからである。しかし、当審議会は、その結果を目的適合性があると考える人々がいるであるうことにも留意した。信用リスクの管理に対する異なるアプローチの合図となるとともに、この差額が損失となることが多く、それは減損モデルが「市場の見方」よりも遅れていることを反映したものだからである。首尾一貫させるため、これを公正価値に基づく信用リスク管理への切替えの際に測定基礎を変更することにより取り除くべきである。
 - (c) 代替案 2 における会計処理は、減損関係との結び付きが完全に切断されており、したがって、検討したすべてのアプローチの中で、減損との相互関係が最も少ない。
 - (d) 代替案 2 は、検討したすべてのアプローチの中で、運用面で最も複雑性が低い。
- BC6.422 当審議会は、結局のところ、代替案 2 の利点がその決定を上回っており、全体的に、この代替案は他のすべてのアプローチよりも優れていると考えた。したがって、当審議会は、最終的な要求事項に代替案 2 を盛り込んだ。
- BC6.423 公開草案に対して受け取ったフィードバックに対応して、当審議会は、ローン・コミットメントについて純損益を通じて公正価値で測定する会計処理を中止する場合の会計処理を、貸付金の場合の会計処理と合わせることも決定した(すなわち、IAS 第 37 号の方が多額の負債を要求している場合を除いて、償却を使用し、当審議会の当初の審議で検討したように単純に同基準に戻すことはしない——BC6.360 項及び BC6.357 項参照)。当審議会がローン・コミットメントについても償却アプローチを使用する理由は、次の

とおりであった。

- (a) 純損益を通じて公正価値で測定する会計処理の中止時に蓋然性の閾値が満たされていない場合に、IAS 第 37 号に基づいてローン・コミットメントの認識の中止による即時の利得を防ぐことになる。これは利益操作に関する懸念を減少させる。
- (b) 純損益を通じて公正価値で測定する会計処理の中止時の帳簿価額の償却は、実効金 利法を使用することになる。これには、償却の概略を決定するために、貸付金がロ ーン・コミットメントに基づいて実行されたと仮定する必要がある。この代替案の 論拠は、信用損失がローン・コミットメントから生じるのは、そのコミットメント が実行されてそれで生じた貸付金が返済されない場合のみであるということである。 したがって、「実行されたとした場合」のベースでの償却が、帳簿価額の償却には適 切となる。
- (c) この会計処理は、返済と再融資を認めるローン・コミットメント (例えば、リボルビング信用枠) に対しても運用上の救済措置を提供する。これにより、残りの帳簿 価額を償却を確保するために個々の引出しに資産計上すること (運用上複雑となる) の必要性が避けられる。

発効日及び経過措置 (第7章)

2012 年●月に IFRS 第 9 号に追加された要求事項

BC7.9F 当審議会は、ヘッジ会計の要求事項を 2015 年 1 月 1 日以後開始する事業年度について発効させるべきだと決定した。これは、ヘッジ会計の要求事項の発効日を IFRS 第 9 号の分類及び測定のフェーズの発効日に合わせるものであり、この発効日は 2011 年 12 月公表の「IFRS 第 9 号の強制発効日及び経過的な開示」(IFRS 第 9 号 (2009 年)、IFRS 第 9 号 (2010 年)及び IFRS 第 7 号の修正)による修正後のものである。また、意見募集「発効日及び移行方法」に対しての、その時点での当審議会のアジェンダにおける主要なプロジェクトの新たな財務報告の要求事項に適切に適合するのに要する予想される時間及び労力に関してのフィードバックにも対応している。当審議会は、IFRS 第 9 号の過去のフェーズとの首尾一貫性を確保するため、早期適用を認めることを決定した。ただし、以前の決定に従い、ヘッジ会計の要求事項を企業が適用できるのは、既存の IFRS 第 9 号の要求事項のすべてを採用している場合か、又はヘッジ会計の要求事項を採用するのと同時にそれらを採用する場合のみとする。

2012 年●月に IFRS 第 9 号に追加された要求事項に関する経過措置

BC7.35 IAS 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」は、遡及適用が利用者にとって最も有用な情報をもたらすと述べている。IAS 第8号は、遡及適用が実務上不可能で

ない限り、遡及適用は望ましい移行のアプローチだと述べている。こうしたシナリオでは、企業は比較情報を実務上可能な最も早い日から修正する。これらの要求事項に従い、 IFRS 第9号は遡及適用を要求している(特定の状況において若干の救済措置がある)。

- BC7.36 公開草案の提案は IAS 第 39 号の要求事項からの大幅な変更であった。しかし、その提案に従い、ヘッジ会計関係の指定は将来に向かってのみ行うことができる。したがって、
 遡及適用は適用可能ではない。これは、
 遡及適用がヘッジ会計の
 遡及的な指定 (禁止されている) と同様に、事後的判断の使用に関する懸念を生じることを反映している。
- BC7.37 公開草案で提案した経過措置を開発する際に、当審議会は2つの代替的アプローチを検討した。
 - (a) 新たなヘッジ関係についてのみ将来に向かって適用
 - (b) すべてのヘッジ関係について将来に向かって適用
- BC7.38 当審議会は、新たなヘッジ関係についてのみヘッジ会計を将来に向かって適用するアプローチを棄却した。このアプローチは、IAS 第 39 号に従って設定したヘッジ関係についてヘッジ会計を中止するまで、IAS 第 39 号の現行のヘッジ会計モデルを維持することを要求することとなる。また、提案した開示が、提案したモデルに従って会計処理されるヘッジ会計についてのみ提供されることとなる。このアプローチは、2 つのモデルを同時に適用するという複雑性が伴うとともに、不整合で解釈が困難な 1 組の開示を生じることにもなる。ヘッジ関係の中には長期のものがあるため、2 つのヘッジ会計モデルが潜在的に長い期間にわたって共存することとなる。これは利用者が異なる企業の財務諸表を比較するのを困難にする。また、企業が同じ財務諸表の中で旧モデルと新モデルを適用する場合にも、比較可能性が困難となり、長期にわたり提供される情報についても同様である。
- BC7.39 したがって、当審議会は、提案したヘッジ会計の要求事項をすべてのヘッジ関係について将来に向かって適用する一方、「適格な」ヘッジ関係を現行のモデルから提案したモデルに採用日において移行できるようにすることを提案した。
- BC7.40 コメント提出者のほぼ全員が、新たなヘッジ会計の要求事項をすべてのヘッジ関係に適用することに同意した。IAS 第 39 号モデルと新たなヘッジ会計モデルの両方を維持する管理上の負担が避けられ、ヘッジ関係の遡及的な指定により生じる事後的判断のリスクも軽減されるからである。コメント提出者は、将来に向かっての適用は IAS 第 39 号の過去の修正に用いられたヘッジ会計の経過措置と整合的であることも指摘した。
- BC7.41 当審議会は、一般的な定めを提案したフィードバックも受け取った。これは、IAS 第 39 号に基づいて指定したヘッジ関係を自動的に「継承する」ものである。すなわち、企業が IAS 第 39 号の要求事項をこれらのヘッジ関係に引き続き適用できる。しかし、公

開草案での提案 (BC7.38 項参照)と整合的に、当審議会は IAS 第 39 号の適用の継承を認めないことを決定した。その代わりに、当審議会は、新たなヘッジ会計の要求事項を IAS 第 39 号と本基準に従ってヘッジ会計に適格なヘッジ関係に適用し、それらをヘッジ 関係の継続として扱うという従前の決定を維持した。

- BC7.42 一部のコメント提出者は、さまざまな形の遡及適用を支持した。しかし、IAS 第 39 号における過去のヘッジ会計の経過措置と公開草案とに整合的に、当審議会は、遡及的な指定を必要とする状況における遡及適用は、事後的判断を伴うため、認めないことを決定した。
- BC7.43 公開草案に対する回答の中には、IAS 第 39 号と新たなヘッジ会計モデルに基づく結果 は大幅に異なるが遡及的な指定は必要とならない 2 つの特定の状況における遡及適用の 使用を提案したものがあった。その特定の状況とは、企業が IAS 第 39 号に基づいて、 ヘッジ手段として、オプションの本源的価値のみ(時間的価値は含めずに)又は先渡契 約の直物要素(金利要素は含めずに)を指定した場合である。当審議会は、両方の状況 において、オプションの時間的価値又は先渡契約の金利要素の会計処理に関する新たな 要求事項を適用することは、遡及的な指定による事後的判断を伴わず、IAS 第 39 号に基 づいて過去に行った指定を使用するものであることに留意した。当審議会は、ヘッジ手 段とヘッジ対象の条件の間にミスマッチが存在する状況では、オプションの「調整後」 の時間的価値及び先渡契約の「調整後」の金利要素を計算する際に、レベル 3 の公正価 値測定に関する事後的判断の若干のリスクがやはりあるかもしれないことにも留意した。 しかし、当審議会は、そのような事後的判断は限定的であろうと結論を下した。ヘッジ 会計がこれらの IAS 第 39 号に基づくヘッジ関係に適用されており、オプションの本源 的価値の変動又は先渡契約の金利要素の価値の変動が、ヘッジされているリスクの価値 の変動と高い程度の相殺がなければならなかったことを意味している。したがって、調 整後の価値の計算に使用される評価インプットが、ヘッジ手段の全体の公正価値につい ての評価インプット(これは過去の IAS 第 39 号の適用により既知である)と著しく異 なることはあり得ない。当審議会は、これらの場合における遡及適用により情報の有用 性が著しく向上することにも留意した。それは、オプションの時間的価値及び先渡契約 の金利要素の会計処理に関する当審議会の決定の基礎となった理由(BC6.264 項から BC6.304 項参照)によるものである。したがって、当審議会は、これら2つの特定の状 況について、本基準のヘッジ会計の要求事項の将来に向かっての適用に対する例外を設 けることを決定した。ただし、最も古い比較対象期間の期首現在で存在していたか又は その後に指定されたヘッジ関係についてのみである。先渡契約の金利要素については、 遡及適用を認めるが要求はしない。オプションの時間的価値の新しい取扱いと異なり、 先渡契約の金利要素の新しい取扱いは選択だからである。しかし、事後的判断の使用の リスクに対処するため、当審議会は、移行時においてこの選択は「全部か全くなしか」 のベースでしか利用できない(すなわち、ヘッジごとではない)と決定した。

- BC7.44 一部のコメント提出者は、新たなヘッジ会計の要求事項の適用開始日において、IAS 第39号に基づいて指定したヘッジ関係を中止して、新たなヘッジ関係を新たなヘッジ会計の要求事項により適切に合致する形で指定することを認めることを検討するよう当審議会に要望した。
- BC7.45 当審議会は、企業は IAS 第 39 号の適用の最終日まで同基準の要求事項に従ってヘッジ 関係の指定を制限なしに取り消すことができることに留意した。したがって、当審議会 は、この要望に対応するための具体的な経過措置は必要ないと考えた。しかし、将来に 向かっての適用の文脈での潜在的な実務上の移行の論点に関する懸念に対処するため、 当審議会は次のことを決定した。
 - (a) 新たなヘッジ会計の要求事項の適用を開始する時点と、IAS 第 39 号のヘッジ会計の要求事項の適用を終了する時点とを、同じ時点と考えることを企業に認める。当審議会は、これにより新たなヘッジ会計モデルの使用の開始と旧ヘッジ会計モデルの中止との間のタイムラグが避けられることに留意した(前報告期間の最終営業日の終了が、翌報告期間の最初の営業日の開始と一致しない場合が多いからである)。そうしないと、このタイムラグによりそれらの時点の間の公正価値の著しい変動が生じ、その結果、それがなければ適格となるはずのヘッジ会計について新たなヘッジ会計モデルに基づくヘッジ会計の適用に困難を生じるおそれがある。
 - (b) IAS 第 39 号に従ったヘッジ比率を、継続するヘッジ関係のヘッジ比率のバランス再 調整(該当がある場合)の出発点として使用し、関連する利得又は損失を純損益に 認識することを企業に要求する。当審議会は、IAS 第 39 号に基づいて指定したヘッ ジ関係が引き続きヘッジ会計に適格となるようにするために移行時に必要となる可 能性のあるヘッジ比率の変更は、企業が移行時に当該ヘッジ関係を中止して新たに 再指定しなければならないものとすべきではないと考えた。当審議会は、バランス 再調整による利得又は損失の純損益への認識を、新モデルに基づく継続的なヘッジ 会計とおおむね同様の方法で要求することを決定した。そうしないとヘッジ非有効 部分が移行時の利益剰余金の直接の修正として認識されるおそれがあるという懸念 に対処するためである。この会計処理は、バランス再調整の文脈におけるヘッジ非 有効部分が純損益に認識されるという点で、新モデルに基づく継続的なヘッジ会計 とおおむね同様である。しかし、新モデルに基づく継続的なヘッジ会計とは対照的 に、移行時のバランス再調整が適用されるのは、異なるヘッジ比率がすでにリスク 管理目的で使用されている(しかし、IAS 第 39 号に基づくヘッジ関係の指定とは一 致していなかった)ためである。言い換えると、バランス再調整は、リスク管理目 的のための比率を同時に調整するのではなく、会計目的のヘッジ比率をリスク管理 目的ですでに実施していたヘッジ比率に合わせる結果となるものである。
- BC7.46 当審議会は、IFRS 第1号のヘッジ会計に関する要求事項を変更しないことを決定した。

当審議会は、初度適用企業は、考え得るヘッジ関係の全体を見て、どれが新たなヘッジ会計モデルの適格要件を満たすのかを評価する必要があることに留意した。企業がヘッジ会計の適用を望む範囲で、それらのヘッジ関係は移行日又はその前に文書化すべきである。これは既存の IFRS 採用企業に対する経過措置及び IFRS 第 1 号の既存の経過措置と整合的である。IFRS 第 1 号では、企業があるヘッジ関係を指定していたがそのヘッジ関係が IAS 第 39 号における適格要件を満たさない場合には、ヘッジ会計を中止しなければならないとしている。

付 録

他の IFRS に関する結論の根拠の修正

この付録には、IFRS 第 9 号及び他のIFRS の関連する修正との整合性を確保するために必要な他のIFRS に関する結論の根拠の修正を収録している。

【訳注】日本語訳は、IFRS 第 7 号及び IAS 第 39 号に関する結論の根拠の追加部分のみを掲載している。

IFRS 第7号「金融商品:開示」

BC35A 項から BC35QQ 項及び関連の見出しを追加する。

その他の開示——ヘッジ会計

- BC35A 当審議会は、IAS 第 39 号を置き換えるプロジェクトを 3 つのフェーズに分割した。当審議会が各フェーズを完了するに従って、IAS 第 39 号における関連の部分を削除し、IFRS 第 9 号の各章に置き換えた。IAS 第 39 号を置き換えるプロジェクトの第 3 フェーズは、ヘッジ会計に関するものであった。当審議会が IAS 第 39 号におけるヘッジ会計のガイダンスを置き換えた際に行った決定の結果として、当審議会は、IFRS 第 7 号に含まれていたヘッジ会計に関する開示要求の変更も検討した。
- BC35B 審議の間に、当審議会は、財務諸表の利用者とのアウトリーチ活動を行った。このアウトリーチには、表示及び開示に関する意見の募集が含まれていた。当審議会は、それらのアウトリーチ活動から受け取った回答を、提案しているヘッジ会計の開示を開発するために利用した。
- BC35C 当審議会は、多くの利用者が財務諸表でのヘッジ会計の開示を有用と見ていないと聞かされた。多くの人々は、IFRS 第 7 号におけるヘッジ会計の開示は企業のヘッジ活動に関して透明性を提供していないとも考えている。
- BC35D 企業のヘッジ活動に関する透明性を高める情報を提供するために、当審議会は、特定の 目的に合致するヘッジ会計の開示を提案している。明確な開示目的により、企業が財務 諸表の利用者にとって有用で目的適合性のある情報を提供する際に判断を適用できるよ うになる。
- BC35E 以下のサブセクションでは、提案したヘッジ会計の開示に関する当審議会の考慮事項を示している。

全般的な考慮事項

ヘッジ会計の開示の範囲

- BC35F 企業は、ヘッジ会計に(種々の理由で)適格とならないかもしれない特定のリスクを管理するための取引を行うこともある。例えば、ヘッジ対象又はヘッジ手段としての指定に適格でない項目である。このような取引に関する情報により、企業がなぜ取引を行ったのか、また、特定のリスクをどのように管理しているのかを、当該取引がヘッジ会計に適格とならない場合であっても、利用者が理解できるようになるかもしれない。
- BC35G しかし、当審議会は、このような開示を強制すると、企業のリスク管理のどの部分がこの開示の目的に関連するのかを決定して、この開示要求を運用可能にするためにこの部分を定義することが必要となると考えた。当審議会は、これはヘッジ会計プロジェクトの一部としては実行可能でないと考えた。開示が会計処理に依存しないこととなるため、ずっと広い範囲が要求されるからである。
- BC35H さらに、財務諸表の利用者は、企業のヘッジ活動に関する情報を、経営者の報告や財務 報告以外の情報源から入手できることが多い。それにより、なぜヘッジ会計の達成が困難となるかもしれないのかの合理的な概観が得られることが多い。このため、当審議会は、公開草案「ヘッジ会計」の中で、ヘッジ会計の適用がない場合のヘッジに関する開示を提案しないことを決定した。
- BC35I 公開草案に対するコメント提出者の大半は、ヘッジ会計の開示に関して当審議会が提案した範囲に同意した(すなわち、企業がヘッジしていてヘッジ会計が適用されているリスク・エクスポージャーに関する情報を提供する)。しかし、一部の人々は、企業がヘッジしているがヘッジ会計が適用されないリスク・エクスポージャーに関して、財務諸表利用者が利用できる情報が欠落する可能性について懸念を提起した。
- BC35J 当審議会は、IFRS 第 7 号が、企業が報告期間末において晒されている金融商品から生じるリスクの内容及び程度並びに当該リスクをどのように管理しているのかに関する定性的情報及び定量的情報の提供を企業に要求していることに留意した。当審議会は、これらの開示の結果として、企業はヘッジ会計が適用されていないリスク・エクスポージャーをどのように管理しているのかを財務諸表利用者が理解するための情報を提供すると考えた。
- BC35K したがって、当審議会は、公開草案で提案したヘッジ会計の開示の範囲を維持することを決定した。すなわち、財務諸表利用者に、企業がヘッジしていてヘッジ会計が適用されているエクスポージャーに関する情報を提供するということである。

開示の場所

BC35L 当審議会は、ヘッジ会計のすべての開示を企業の財務諸表の中の1つの場所で表示すべきだと決定した。しかし、そうした情報がすでに他の場所で開示されている場合には、重複を避けるため、企業がその情報を相互参照によって組み込むことを認めるべきだと当審議会は決定した。これはIFRS 第7号で参照によって組み込むことのできる一部の開示について採用したアプローチと同様である。当審議会は、情報を企業の財務諸表の中の1つの場所に表示すれば、透明性が高くなり理解が容易となると考えている。

リスク区分別の開示

- BC35M 当審議会は、認識と測定の要求事項が、経済的なヘッジ活動を財務諸表に部分的に反映することしか認めておらず、ヘッジ活動に関する企業の報告の限界を生じていることに留意した。したがって当審議会は、次のことを考慮したアプローチにより、企業のヘッジ活動の透明性を高めることができると考えた。
 - (a) ヘッジ会計により捉えられている企業のリスク管理活動の明確な全体像を提供する 情報(この情報は、必ずしも主要財務諸表では提供されない)
 - (b) 主要財務諸表に含まれている情報
- BC35N 財務諸表の利用者にとって有用な情報を提供するためには、主要財務諸表に含まれているヘッジ会計の情報と主要財務諸表に含まれていないヘッジ会計の情報との間に明確な関連付けをすべきである。このような関連付けを与えるために、当審議会は、企業はヘッジ会計の開示をリスク区分ごとに示すべきだと決定した。したがって、企業はリスク区分別に次の情報を開示すべきである。
 - (a) 主要財務諸表に含まれていない情報 (BC35P 項から BC35BB 項参照)
 - (b) 主要財務諸表に含まれている情報 (BC35CC 項から BC35QQ 項参照)
- BC35O 当審議会は、開示を分解する必要のあるリスク区分を定めないことを決定した。当審議会の考えでは、企業は、ヘッジを通じてリスクをどのように管理しているかに基づいて、判断を用いてリスクの区分をすべきである。例えば、企業が変動金利のリスクを一部のヘッジ関係(キャッシュ・フロー・ヘッジ)については金利スワップを使用して管理する(金利を固定金利に変更するため)が、他のヘッジ関係(キャッシュ・フロー・ヘッジ)の変動金利と為替のリスクの両方を管理するために通貨金利スワップも使用する。したがって、この企業は、変動金利のリスクについて1つのリスク区分、変動金利リスクと組み合わせた為替リスクについてもう1つの区分を有する。しかし、企業は、提案したヘッジ会計の開示のすべてを通じてリスク区分を整合的に適用すべきである。

リスク管理戦略

- BC35P 財務諸表利用者は、企業のリスク管理戦略がどのようにリスクの管理に適用されているのかを理解する必要がある。それぞれのリスクに対する企業のリスク管理戦略を理解することは、開示されている会計情報を利用者が理解するのに役立つ。
- BC35Q したがって、公開草案において、当審議会は、企業はリスクの各区分についてリスク管 理戦略の説明を示すべきだと提案した。
- BC35R 公開草案に対するコメント提出者の大半は、この提案に合意した。しかし、一部の人々は、公開草案では、企業が開示要求に準拠するためにどの程度の詳細を提供すべきなのかについて十分に明確ではないとの懸念を提起した。
- BC35S 当審議会は、企業はリスク管理戦略を、リスクをどのように管理しているのかに基づいて識別し最終的に記述するものであることに留意した。企業はリスクをさまざまな方法で管理しているので、当審議会は、開示すべき情報の具体的なリストを要求しても、財務諸表利用者が必ずしも企業のリスク管理戦略を理解することにはならないと考えた。その代わりに、当審議会は、リスク管理の記述に含めるべき情報の種類に関するガイダンスを追加することを決定した。

将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性

- BC35T 当審議会は、ヘッジ会計の開示の目的を満たすためには、企業は十分な定量的情報を提供して、それぞれの具体的なリスクに対するリスク管理戦略が将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性にどのように影響するのかを、財務諸表の利用者が理解するのに役立つようにする必要があると決定した。この文脈において、リスク・エクスポージャーとは、企業がヘッジすると決定してヘッジ会計を適用しているリスクのみを指す。
- BC35U したがって、公開草案において、当審議会は企業が次の情報を提供すべきだと提案した。
 - (a) 企業が管理しているリスク・エクスポージャー及び企業がそのエクスポージャーを どの程度ヘッジしているかに関する定量的情報
 - (b) ヘッジ関係(報告日現在で存在しているもの)が純損益に影響を与えると予想される将来の各期間についての当該情報の内訳
- BC35V 当審議会は、ヘッジ関係のヘッジ非有効部分の発生原因に関する情報を、企業がそれぞれの具体的なリスク区分別に開示すべきだと提案していた。当審議会の考えでは、これは、純損益に認識されているヘッジ非有効部分の理由を利用者が識別するのに役立つ。また、ヘッジ関係がどのように純損益に影響するのかを利用者が判断するのにも役立つ。
- BC35W コメント提出者の大半は、リスク・エクスポージャー及びヘッジのレートに関する情報

の開示を企業に要求するという当審議会の提案に反対した。彼らは、これは商業的に機密に属する情報(すなわち、リスク・エクスポージャー及びヘッジのレート)の開示につながるとコメントした。彼らは、ヘッジ会計の適用を選択しない企業が不公正な優位を得ることになる可能性があると考えた。自らは何も開示しなくてよいのに、競合企業のヘッジしているポジションについての理解を得ることができるからである。商業的機密の問題は、競合企業が上場会社でなかったり IFRS に基づく報告をしていなかったりする企業にとっても懸念材料であった。

- BC35X 当審議会は、公開草案の提案はヘッジされるリスク(すなわち、ヘッジ対象)に焦点を当てていたことに留意した。したがって、将来予測的情報及び将来の取引がヘッジされている率に関する開示を生じることになる。当審議会は、これにより企業の原価構造に関する理解を競合企業に提供する可能性があることを認識した。したがって、当審議会は、合計リスク・エクスポージャーに関する情報の開示を要求しないことを決定した。この情報は将来予測的な性質を有する可能性があるからである。当審議会は、提案する開示の焦点をヘッジ対象からヘッジ手段に移すことも決定した。言い換えると、開示はヘッジ手段の契約条件の一部に関する情報を示すことが要求される。当審議会は、この情報は依然として目的適合性があり、財務諸表利用者が次のことを推測する上で有用となると考えている。それは、企業が晒されているエクスポージャー及び企業が特定のリスクを管理している方法の結果として将来キャッシュ・フローにどのような影響が生じるのかである。
- BC35Y 当審議会は、企業が「動的」なヘッジ・プロセスを使用している状況(すなわち、企業が特定のリスクに対する全体的なエクスポージャーを評価して、ヘッジ関係の指定を絶えず変化するエクスポージャーについて行い、ヘッジ関係の頻繁な中止と再開が必要となる状況)についても議論した。これは特にオープンポートフォリオについて当てはまる。当審議会は、一般ヘッジ会計モデルがクローズドポートフォリオに関するグループ及び純額ポジションについてヘッジ会計を認めているので、企業はオープンポートフォリオについては「動的」なヘッジ・プロセスを使用する必要があることに留意した。これが意味するのは、企業はオープンポートフォリオについてのヘッジ関係の指定を、あたかも短期間についてのクローズドポートフォリオであるかのように行い、その期間の終了時に当該オープンポートフォリオを別の短期間についての次のクローズドポートフォリオとして見るということである。このプロセスの動的な性質により、ヘッジ関係の頻繁な中止と再開が必要となる。
- BC35Z 当審議会は、こうした状況では、ヘッジ手段の契約条件に関する情報の提供は有用とならないと考えた。ヘッジ手段がある特定のヘッジ関係の一部であるのは短い期間についてのみであり、その後は新たなヘッジ関係に指定されるか又は指定されないままとなるからである。これに対し、ヘッジ手段の契約条件に関する開示要求は、ヘッジされる期

間全体とおおむね同じ期間にわたって残存するリスクを企業がヘッジする状況について 情報を提供するよう設計されていた。したがって、当審議会は、企業がヘッジ関係の頻 繁な中止と再開を必要とする「動的」なヘッジ・プロセスを使用している状況において は、ヘッジ手段の契約条件の開示の要求を免除することを決定した。

- BC35AA 当審議会の考えでは、利用者が理解することがより重要なのは、企業が「動的」なヘッジ・プロセスの文脈でヘッジ会計を使用している理由であり、ヘッジ関係の一部であるのがごく短期間である(しかも指定が頻繁に変更される)ヘッジ手段の契約条件に関する情報を利用者に提供することではない。したがって、当審議会は、こうした状況においては、企業はリスク管理戦略についての説明を拡張して、企業がリスク管理戦略を反映するためにどのようにヘッジ会計を利用しているのかに関する以下の情報を提供すべきだと決定した。
 - (a) 究極的なリスク管理戦略は何なのかに関する情報 (動的なヘッジ・プロセスについて)
 - (b) ヘッジ会計を使用し特定のヘッジ関係を指定することにより、リスク管理戦略をどのように反映しているのかの記述
 - (c) 動的なヘッジ・プロセスの一部としてヘッジ関係がどのくらいの頻度で中止され再 開されているのかの指標
- BC35BB 当審議会は、指定されたヘッジ関係が頻繁に変化するため、報告日現在の特定の関係が当期中の通常の分量を表さない場合があることにも留意した。したがって、当審議会は、報告日現在での分量が当期中の通常の分量を表していない場合に企業に開示を要求することを決定した(第42項における市場リスクに関する感応度分析についての開示要求と同様)。

主要財務諸表に対するヘッジ会計の影響

- BC35CC ヘッジ会計の1つの役割は、ヘッジ対象の会計処理とヘッジ手段の会計処理との間の 認識上及び測定上の不合理を最小限にすることである。したがって、ヘッジ会計の開示 は、企業がこうした認識上及び測定上の不合理をどのように最小化しているかについて の透明性を高めるものとすべきである。そうすることにより、ヘッジ会計が企業の純損 益及びその他の包括利益計算書と財政状態計算書にどのように影響を与えたかを利用者 が識別するのに役立つ。
- BC35DD ヘッジ会計が純損益及びその他の包括利益計算書と財政状態計算書に与えている影響に関する情報を提供するため、当審議会は、情報をリスク区分別とヘッジ種類別に区分した表形式で表示する開示を提案した。開示を表形式で示すことにより、関連性のある数値及びそれらが企業の純損益及びその他の包括利益計算書と財政状態計算書に与えて

いる影響を、利用者が明確に識別できるようになる。

- BC35EE 当審議会の当初のアウトリーチ活動の間に、利用者は、企業のヘッジ活動をヘッジ関係の種類別(例えば、キャッシュ・フロー・ヘッジ又は公正価値ヘッジ)に分析していないと述べた。彼らは、企業が管理しているリスクとヘッジ後の結果を理解することの方が重要だと述べた。しかし、ヘッジ会計が純損益及びその他の包括利益計算書と財政状態計算書に与えている影響に関する情報を効果的に提供するためには、その情報は適用されている会計処理(例えば、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計又は公正価値ヘッジ会計)を反映すべきである。当審議会は、提案した表をリスク区分別とヘッジ種類別に作成すれば、会計情報とリスク管理情報との間の十分な関連付けを提供することになると考えた。
- BC35DD 当審議会は、表形式で開示すべき情報の集計又は分解のレベルの指定を提案しなかった。企業は、集計又は分解の適切なレベルを決定する際に判断を適用すべきである。しかし、当審議会は、企業は集計又は分解の適切なレベルを検討する際に、IFRS 第7号における他の開示要求を考慮すべきだと提案した。例えば、利用者が、公正価値で開示され測定されている金額を取り上げて、公正価値の開示と提案したヘッジ会計の開示との間で比較できるようにすべきである。
- BC35EE キャッシュ・フロー・ヘッジ会計は、企業がヘッジ手段に係る利得又は損失をその他の包括利益に繰り延べることを要求している。繰り延べた金額は、持分変動計算書においてキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に反映される。IAS 第 1 号は、資本の各内訳項目について期首と期末の帳簿価額の間の調整表を作成することを企業に要求している。ヘッジ会計の開示の目的に従って、当審議会は、IAS 第 1 号で要求している調整表は、ヘッジ会計が純損益及びその他の包括利益計算書に与えている影響を識別する情報と同じレベルの詳細さとすべきだと提案した。当審議会は、調整表をリスクの種類別とすることも提案した。当審議会は、このような開示により、財務諸表利用者が、ヘッジ会計が資本と純損益及び包括利益計算書に与えている影響を評価できると考えた。
- BC35FF 公開草案に対するコメント提出者の多くが、ヘッジ会計の影響を表形式の開示で説明するという当審議会の提案に同意した。しかし、一部のコメント提出者は、この提案は規範的すぎると思われるという懸念を提起した。また、提案された表形式の開示は、ヘッジ非有効部分を説明する目的でのヘッジ対象とヘッジ手段との間の十分な関連付けを提供しないと考えるというコメントもあった。若干のコメント提出者は、この開示では、ヘッジ手段として指定されている金融商品と指定されていない金融商品との区別ができないともコメントした。これらのコメント提出者は、指定が開示を通じて明確にされれば、金融商品の目的及び効果を理解するのに有用だと考えている。

BC35GG 当審議会は、ヘッジの種類(すなわち、公正価値ヘッジ又はキャッシュ・フロー・ヘ

ッジ)、リスク区分及びリスク管理戦略により区別した表形式の開示を提供することにより、会計情報とリスク管理情報との間の十分な関連付けが提供されると考えている。

- BC35HH 当審議会は、情報を表形式で開示するという要求以外には特定の様式を提案しなかった。当審議会は、企業には、表形式を要する開示を、どのような形であれ利用者に最も有用な情報を提供するために最善と考える方法で表示する自由を与えるべきだと考えた。
- BC35II ヘッジ会計に関する公開草案のコメント募集の間に、当審議会は IFRS 第 13 号「公正価値測定」を公表した。同基準を公表した結果として、当審議会は IFRS 第 7 号の公正価値開示を IFRS 第 13 号に移した。ヘッジ会計の開示の有用性を高めるため、当審議会は、同一の基礎となる情報に関連する他の IFRS 第 7 号又は IFRS 第 13 号の開示に使用したのと同じレベルの集約又は分解を企業に要求することを決定した。
- BC35JJ 公開草案の再審議において、当審議会は、包括利益計算書に認識したヘッジ非有効部分がヘッジ手段及びヘッジ対象の価値の変動とそのように関連するのかを理解できるようにする開示も検討した。当審議会は、ヘッジ手段の公正価値の変動及びヘッジ対象の価値の変動の開示を、包括利益計算書に認識したヘッジ非有効部分の計算に使用する基礎により行うよう要求することを決定した。それらは、当期中の価値の変動である(キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外営業活動体に対する純投資のヘッジについての「低価」テストの影響を考慮後)。これは、ヘッジ対象についての表に含まれる金額とヘッジ手段についての表に含まれる金額の差額が、包括利益計算書で認識されるヘッジの非有効部分と等しくなることを意味する。
- BC35KK 当審議会はまた、どの金融商品をヘッジ手段として指定し、どれを指定していないのかを示す具体的な開示を提供する必要はないと考えた。当審議会は、こうした開示は、財務諸表利用者にとって誤解を招く可能性のある情報を提供することになると考えた。これは、財務諸表利用者が、ヘッジ手段として指定されていない金融商品のすべてが投機目的で保有しているものではないかと考えるおそれがあるからである。これは必ずしもそうではない。企業が金融商品をヘッジ目的で保有しているがヘッジ会計を適用しないと決定するという場合もある。これに加えて、当審議会は、企業は表形式が要求されている情報をIFRS第13号と同一のレベルの集約又は分解に基づいて提供する必要があるので、財務諸表利用者は、ヘッジ手段として指定されていない金融商品を、単純に開示を互いに比較することにより識別できるはずだと考えた。さらに、企業が金融商品の結果として晒されているリスクをどのように管理しているのかを、利用者は、ヘッジ会計の開示に関連しないIFRS第7号の開示要求を使用することにより、理解できるはずである。

その他の包括利益に累積されたオプションの時間的価値

BC35LL 当審議会は、企業がオプションの時間的価値を区分して本源的価値のみを(ヘッジ手

段として)指定することを選択している場合の、オプションの時間的価値に関するその 他の包括利益に関連した会計上の要求事項を提案した。したがって、当審議会は、これ らの提案に基づいてその他の包括利益に認識される金額に関する開示も検討した。

- BC35MM 当審議会は、IAS 第 1 号が資本の各内訳項目について期首と期末の帳簿価額の間の調整表を作成するよう企業に要求していることに留意した。したがって、IAS 第 1 号の結果として、企業は、その他の包括利益に累積されたオプションの時間的価値に関連した金額及びその残高の増減を開示することとなる。
- BC35NN しかし、公開草案において、当審議会は、その他の包括利益の累計額の調整表を示す際に、企業は取引に関連したヘッジ対象と期間に関連したヘッジ対象とを区別すべきだと提案した。この分解は、その他の包括利益のどのような累計額が時の経過とともに費用となり、どのような金額が特定の取引の発生時に振り替えられるのかに関する追加的な情報を提供する。
- BC35OO コメント提出者の大半は当審議会の提案に同意し、したがって、当審議会は公開草案での提案を維持することを決定した。しかし、金利要素について代替的な会計処理も認めるという当審議会の決定の結果として、当審議会は、その他の包括利益累計額に認識した金額のうち金利要素に関するものを、IAS 第1号の調整表の目的上は区別するよう要求した。

クレジット・デリバティブを使用した信用リスクのヘッジ

- BC35PP 企業が信用リスクをクレジット・デリバティブでヘッジしている状況について、当審議会は、純損益を通じて公正価値で測定するクレジット・デリバティブに関する会計上のミスマッチを、ヘッジされる信用エクスポージャーも純損益を通じて公正価値で測定する会計処理を使用することにより、緩和することを決定した。したがって、当審議会は、企業が当該会計処理を適用する場合に透明性を提供するための開示も検討した。
- BC35QQ 当審議会は、こうした状況における会計処理を理解するために以下の情報が有用となると考えた。
 - (a) クレジット・デリバティブの名目金額と公正価値について、期首と期末の金額の調整表
 - (b) 信用エクスポージャーの会計処理を純損益を通じて公正価値で測定するように変更 した結果として純損益に認識した利得又は損失
 - (c) 企業が信用エクスポージャーについて純損益を通じて公正価値で測定する会計処理 を中止する場合には、新たな取得原価または償却可能額(ローン・コミットメント について)となる公正価値及び関連する名目金額又は元本金額

IAS 第 39 号「金融商品:認識及び測定」

BC24A 項から BC24E 項の番号を BC24R 項から BC24V 項に変更し、BC24 項の後に見出し及び BC24A 項から BC24Q 項を追加する。

非金融商品項目に係る契約をデリバティブとして会計処理すること

- BC24A IAS 第 39 号を置き換えるプロジェクトの第 3 フェーズにおいて、当審議会は、IAS 第 39 号のヘッジ会計の要求事項を置き換えることを検討した。その審議の一環として、当 審議会は、いくつかの状況において会計上のミスマッチを生じさせている未履行契約の 会計処理を検討した。当審議会の決定について以下に詳細に論じる。
- BC24B IAS 第 39 号に従って会計処理される契約には、非金融商品項目の売買契約のうち現金で 純額決済(他の金融商品での純額決済又は金融商品の交換による決済を含む)できるも のが、あたかも当該契約が金融商品であるかのように含まれる。さらに、IAS 第 39 号は、 非金融商品項目が現金で純額決済できるさまざまな方法があると明記している。例えば、 契約条件で明示されていなくても、企業が同様の契約を現金で純額決済する慣行を有し ている場合には、契約は現金で純額決済されるものとみなされる。
- BC24C しかし、このような契約が、企業の予想される購入、販売又は使用の必要に従った非金融商品項目の受取り又は引渡しの目的で行われて保有され続けている場合には、IAS 第39号の範囲から除外される。これは一般にIAS 第39号の「自己使用」の例外と呼ばれている。IAS 第39号における「自己使用」の例外は、ほとんどが商品の購入又は販売の契約に適用されている。
- BC24D コモディティ契約が IAS 第 39 号の範囲内となってデリバティブの定義を満たすことは 珍しくない。コモディティ契約の多くは、現金での純額決済の要件を満たす。多くの場合、コモディティは容易に換金可能だからである。こうした契約がデリバティブとして 会計処理される場合には、公正価値で測定され公正価値の変動は純損益に認識される。 企業がコモディティ契約の公正価値の変動をヘッジするためにデリバティブ取引を行う 場合には、当該デリバティブも公正価値で測定し公正価値の変動を純損益に認識する。 コモディティ契約とデリバティブの公正価値の変動は純損益に認識されるので、企業は ヘッジ会計を必要としない。
- BC24E しかし、コモディティ契約が IAS 第 39 号の範囲内ではない状況では、通常の販売又は 購入の契約(未履行契約)として会計処理される。したがって、企業が IAS 第 39 号の 範囲内ではない商品供給契約から生じる公正価値の変動をヘッジするためにデリバティ ブ契約を行う場合には、会計上のミスマッチが生じる。これは、デリバティブの公正価 値の変動が純損益に認識される一方で、商品供給契約の公正価値の変動は認識されない

からである(契約が不利である場合を除く)。

- BC24F この会計上のミスマッチを解消するために、企業はヘッジ会計を適用することができる。商品供給契約(確定約定の定義に該当する)を公正価値ヘッジ関係におけるヘッジ対象として指定することができる。その結果、商品供給契約は公正価値で測定され、その変動はデリバティブの公正価値の変動を相殺することになる(有効である範囲内で)。しかし、こうした状況におけるヘッジ会計は管理上煩雑であり、公正価値会計よりも有意義でない結果を生じさせることが多い。さらに、企業は大量のコモディティ契約を行い、その大量の契約の中で一部のポジションは互いに相殺し合うことがある。したがって、企業は通常は純額ベースでヘッジを行う。さらに、多くの事業モデルにおいては、この純額ポジションには商品在庫のような現物保有のポジションも含まれている。当該純額ポジション全体は、デリバティブを使用してゼロ(又はゼロに近い)純額ポジション(ヘッジ後に)を達成するように管理される。純額ポジションは通常は一日ごとに監視、管理及び調整が行われる。純額ポジションの頻繁な変動とそれにより純額ポジションがデリバティブの使用により頻繁にゼロ又はゼロの近くに調整されることにより、企業は、ヘッジ会計を適用しようとするならば、公正価値ヘッジ関係を頻繁に調整しなければならなくなる。
- BC24G 当審議会は、こうした状況ではヘッジ会計は効率的な解決策ではないことに留意した。 企業はデリバティブ、未履行契約及び現物保有のポジションの純額ポジションを動的な 方法で管理しているからである。したがって、当審議会は、IAS 第 39 号の範囲を修正して、こうした状況においてはコモディティ契約をデリバティブとして会計処理することを認めるようにすることを検討した。当審議会は、IAS 第 39 号の範囲を修正するための 2 つの代替案を検討した。
 - (a) 企業がコモディティ契約をデリバティブとして会計処理する選択(すなわち、自由 選択)を認める。
 - (b) コモディティ契約が企業の公正価値ベースのリスク管理戦略に従ったものである場合には、デリバティブとして会計処理する。
- BC24H 当審議会は、コモディティ契約をデリバティブとして会計処理する選択を企業に与えるということは、選択制による「自己使用」の例外に等しくなることに留意した。これは、米国会計基準における会計処理と同様の結果となる。このアプローチは、実質的には、企業がデリバティブの会計処理ではなく「自己使用」の例外を選択することを当初又は後日に行うことを認めることになる。いったん企業が例外の適用を選択したら、その選択を変更してデリバティブの会計処理に切り替えることはできない。
- BC24I しかし、当審議会は、こうしたアプローチは次のような理由で IAS 第 39 号のアプローチと整合しないことに留意した。

- (a) IAS 第 39 号に従った会計処理は、非金融商品項目の売買契約を行って保有し続けている目的(「自己使用」のためかどうか)に応じて、それを反映する。これは、自由選択(会計処理が契約の目的を反映することを許容するが要求はしない)とは異なる。
- (b) IAS 第 39 号に従うならば、同様の契約が純額決済されている場合には、現金で純額 決済できる非金融商品項目の売買契約をデリバティブとして会計処理しなければな らない。したがって、自由選択は、同様の契約が現金で純額決済されているかどう かと無関係に、コモディティ契約をデリバティブとして会計処理することを企業に 認めることになる。

したがって、公開草案において、当審議会は、企業がコモディティ契約をデリバティブ として会計処理することを選択できるという提案をしないことを決定した。

- BC24J これに代えて、当審議会は、コモディティ契約が企業の基礎となる事業モデル及び当該契約の管理方法に従ったものである場合には、デリバティブの会計処理を適用することを検討した。したがって、決済の実際の形態(すなわち、現金で純額決済されたかどうか)は適切な会計処理の評価に関して決定的なものとはならない。その代わりに、企業は、目的(決済の実際の形態だけに基づく)だけではなく、その契約がどのように管理されているのかも考慮する。結果として、企業の基礎となる事業モデルが変化して企業がそのコモディティ契約を公正価値ベースで管理しなくなった場合には、その契約は「自己使用」の例外に復帰することとなる。これは金融商品についての公正価値オプションの利用の要件と整合的である(すなわち、会計上のミスマッチをなくすか又は当該金融商品が公正価値ベースで管理されている場合)。
- BC24K したがって、当審議会は、デリバティブの会計処理を適用しなければ「自己使用」の例外に該当することとなる契約が、企業の公正価値ベースのリスク管理戦略に従ったものである場合には、デリバティブの会計処理を適用することを提案した。当審議会は、このアプローチは、事業全体を公正価値ベースで管理する企業の財政状態及び業績を忠実に表現し、財務諸表の利用者にさらに有用な情報を提供するとともに、企業にとってはヘッジ会計の適用よりも負担が少ないと考えた。
- BC24L 公開草案に対するコメント提出者の大半は、IAS 第 39 号の範囲外のコモディティ契約が デリバティブでヘッジされる場合に生じる会計上のミスマッチの解消のために公正価値 会計を使用するという当審議会のアプローチを支持した。この提案の支持者は、これに より、こうしたヘッジ取引を行ったことの全体的な経済的効果をより適切に表現するこ とが容易になると考えた。
- BC24M しかし、一部のコメント提出者は、この提案は一部の企業について会計上のミスマッチ を生じさせることにより意図せざる結果となることを懸念した。彼らは、公正価値べー

スのリスク管理戦略の中で管理されている他の項目があって、当該他の項目が IFRS において公正価値で測定されないというシナリオにおいては、「自己使用」の契約にデリバティブ会計を適用すると、会計上のミスマッチを(解消するのではなく)持ち込むことになると主張した。例えば、電力業界では、一部の発電所及び関連する電力の販売のリスク管理を公正価値ベースで行っている。もし、こうした企業が顧客への販売契約にデリバティブ会計を適用しなければならないとすると、会計上のミスマッチが生じることとなる。この会計上のミスマッチは、発電所が IAS 第 16 号「有形固定資産」において取得原価で測定される場合には、人為的な純損益の変動性を生じることになる。コメント提出者が挙げたもう一つの例は、「自己使用」の契約、棚卸資産及びデリバティブのリスク管理を公正価値ベースで行う企業の例である。棚卸資産を IAS 第 2 号「棚卸資産」に従って取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い方で測定し、一方、「自己使用」の契約を公正価値で測定する場合には、会計上のミスマッチが生じることになる。

- BC24N 一部のコメント提出者は、未履行契約をデリバティブとして会計処理する要件を満たすために、企業がゼロ又はゼロに近い正味リスク・ポジションを達成するという前提条件を当審議会が削除することも要望した。彼らは、この条件を削除しないと提案の便益が限定されてしまうと主張した。これは、一部の企業は、一般的には正味リスク・ポジションをゼロの近くに維持することを図るが、時には市場の状況に応じてオープン・ポジションを取ることがあるからである。これらのコメント提出者は、企業の観点からは、ポジションを取る場合であろうとエクスポージャーをゼロの近くに管理する場合であろうと、企業は依然として公正価値ベースのリスク管理を使用しており、財務諸表は企業のリスク管理活動の内容を反映すべきであると指摘した。
- BC24O また、提案が公正価値ベースのリスク管理戦略が全社レベルで採用されていることを要求しているのか、あるいは事業モデルを全社レベルよりも低いレベルで評価できるのかを当審議会が明確にするよう要望する意見もあった。これらのコメント提出者は、一つの企業の中で、事業の一部を公正価値ベースでリスク管理しているが、他の事業は異なる方法で管理している場合があるとコメントした。
- BC24P 公開草案に対するコメント提出者が提起した主張を考慮して、当審議会は、代替案として、IFRS 第 9 号における公正価値オプション(会計上のミスマッチを解消するか又は大幅に低減する状況について)を「自己使用」の範囲除外に該当する契約に拡張するかどうかを議論した。当審議会は、公正価値オプションは企業の選択であるため、意図せざる会計上のミスマッチの創出に関する懸念(BC24M 項参照)に対処するものとなる一方で、依然として当審議会が公開草案で対処したいと考えた問題への効率的な解決策となることに留意した。
- BC24Q 当審議会は、公正価値オプションを拡張して企業に選択を与えること(すなわち、企業 の選択により異なる会計上の結果が生じること)の不利益よりも、この代替案の便益の

方が上回ると考えた。それは以下の理由による。

- (a) 事業全体のリスク管理を公正価値ベースで行っている企業の財政状態及び業績をより忠実に表現するという当審議会の目的と整合する。
- (b) 事業全体のリスク管理を動的な公正価値ベースで行っている企業に運用上の救済を 提供する(すなわち、ヘッジ会計を適用する場合よりも煩雑さが少ない)。
- (c) 一部の状況において会計上のミスマッチを創出するという意図せざる結果が生じない。